

# ひろしま子供の未来応援プラン（仮称）

< 素案 >

令和 2 年 2 月

広島県

# 目次

## 序章 策定にあたって

1	策定の趣旨	2
2	プランの位置付け	3
3	プランの計画期間	3
4	プランの対象	3
5	プラン策定の考え方	3
6	社会全体でのプランの推進	4
7	プランのマネジメント	4
8	プランの構成	4

## 第一章 総論

1	特に考慮が必要な社会情勢等の変化	
	（1）本県を取り巻く現状	5
	（2）子供と子育て家庭を取り巻く現状	8
	（3）特に支援が必要な子供たちの現状	17
2	特に注力する分野等	21
3	将来にわたって目指す社会像と目指す姿	23
4	モニタリング指標	24

## 第二章 施策の柱と取組の方向

◆	「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）の施策体系	25
領域Ⅰ	子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力	26
柱1	乳幼児期の質の高い教育・保育の推進	27
柱2	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	33
領域Ⅱ	子供たちが生まれ育つ環境	48
柱1	妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実	49
柱2	子供の居場所の充実	57
柱3	子育てを応援する職場環境の整備	63
柱4	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	65
領域Ⅲ	特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境	76
柱1	児童虐待防止対策の充実	77
柱2	社会的養育の充実・強化	83
柱3	ひとり親家庭の自立支援の推進	91
柱4	障害のある子供への支援	97

## 資料編

◆	次期プランに位置づける計画等	
1	指標一覧	
2	プラン策定に係る検討経緯	
3	用語解説	

調整中

## 序 章 策定にあたって

### 1 策定の趣旨

わが国においては、人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えています。こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要があります。

また、子供たちが社会の宝として健やかに成長していくことは、県民すべての願いであり、子供たちを社会全体で育てていくことがますます重要になっています。

しかしながら、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は、日々の子育てに対する助言、支援や協力を、身近な人から得る事が困難な状況にあり、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている親・保護者も少なくありません。

とりわけ、乳幼児期は、親・保護者としても生活環境が大きく変化し、孤立しがちで、大きな不安と負担感を抱える時期である一方で、子供にとっては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期でもあります。このため、本県では、子供と子育て家庭をワンストップで切れ目なくサポートする「ひろしま版ネウボラ」の構築や、乳幼児期の教育・保育の充実を総合的に推進する拠点となる「乳幼児教育支援センター」の設置など、乳幼児期からの子供の健やかな育ちの支援に注力しているところです。

こうした取組を含め、平成 27（2015）年には、本県の総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」の子供・子育てに係る分野別計画である「ひろしまファミリー夢プラン」を策定し、次代を担う子供たちがたくましく健やかに生きていく力の育成や、安心して子供を生み育てられる環境の整備を推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、「ひろしまファミリー夢プラン」策定後から今後予想される社会情勢や環境の変化なども踏まえ、子供・子育てに係る関連計画の内容を盛り込んだ新たなプランを策定いたしました。

「ひろしまファミリー夢プラン」に基づく取組の成果と課題（主なもの）

- ◇幼児教育・保育の受入枠が拡大（認定こども園の設置数 ㊶169 施設←㊵80 施設）  
（いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合㊶57.0%←㊵50.0%）
- ◆受入枠の拡大を上回る保育ニーズや保育士不足により、待機児童が依然として発生  
（㊶128 人（H31.4.1）←㊵161 人（H28.4.1））
- ◇男性が子育てに参画できるような職場環境の整備が進んだ（男性の育児休業取得率 ㊶7.3%←㊵5.1%）
- ◇「遊び 学び 育つひろしまっ子」推進プランに定める5つの力※が育まれている年長児の割合の増加  
（㊶74.1%←㊵72.0%）※「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」

## 2 プランの位置付け

このプランは、本県の総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」における子供・子育てに係る分野別計画です。

また、子ども・子育て支援法に基づき都道府県が定めることとされている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（計画期間10年）」の後期計画としても位置付けます。

さらに、「子どもの貧困対策計画」、「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容も盛り込み、それぞれの計画としても位置付けます。

## 3 プランの計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

## 4 プランの対象

妊娠期から概ね18歳以下の全ての子供と子育て家庭及び子供を取り巻く社会の全ての構成員  
※子供、児童の定義は、法律や事業によって異なる場合があるため、目安として「概ね18歳以下」としました

## 5 プラン策定の考え方

### （1）基本的な考え方

旧プランを構成する施策のKPI（主要評価指標）の実績点検や目指す姿と現状のギャップ、さらに、今後予想される社会情勢等の変化、有識者からの意見などを踏まえ、平成30（2018）年4月に設置した「子供未来応援プロジェクト・チーム」で議論を重ね、新たな施策体系、目指す姿や取組の方向などに反映しました。

〈 特に考慮が必要な社会情勢等の変化 〉

- ① 人口減少と少子化の一層の進展
- ② 共働き家庭の増加や核家族化の進展など家族形態の多様化や家庭環境の複雑化
- ③ 相次ぐ児童虐待による死亡事案の発生や児童虐待の通告・相談件数の増加
- ④ スマートフォンやインターネット利用の低年齢化と急速に進むデジタル技術への対応

### （2）目指す姿（社会像）の考え方

社会の宝である子供たちを社会全体で育てていくためには、県や市町をはじめ、地域、子供の育ちに関わる者、企業など、県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めなければなりません。

そのため、「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）では、プランのミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である5年後の「目指す姿」だけではなく、10年先を見据えた「目指す姿」を明らかにしました。

特に、5年後と10年後の「目指す姿」については、県民に深く理解してもらい、具体的にイメージして自らの行動にもつなげてもらえるよう、どのような取組でどのような変化が身の回りに起きるのかなど、可能な限り県民視点でより具体的に記載しています。

これによって、広島県の独自性が明らかになるとともに、プランの目指す姿にどれだけ近づいているのかが明確になるため、より客観的にプランの進捗状況を把握して評価などを行うことができます。

## 6 社会全体でのプランの推進

子供は社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来、社会の活力を維持し成長を続けるための担い手の育成となるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

近年の家族形態やライフスタイルの多様化などを背景として、子育て家庭が抱える悩みや課題は多岐にわたり、特に地域で孤立している家庭の場合は、行政のみでは把握が難しく、支援が届きにくい現状もあります。

このため、このプランを着実に推進していくためには、県や市町をはじめ、地域、子供の育ちに関わる者、企業など、県民が総力を挙げて取組を進めることが不可欠となっています。

## 7 プランのマネジメント

この計画は、本県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」の子供・子育てに係る分野別計画として、施策ごとに「取組の方向」と主要成果指標（KPI）を定め、「取組の方向」を具体化するための事業群である「ワーク」を設定し、PDCAサイクル（計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action））によるマネジメントを一層強化していきます。

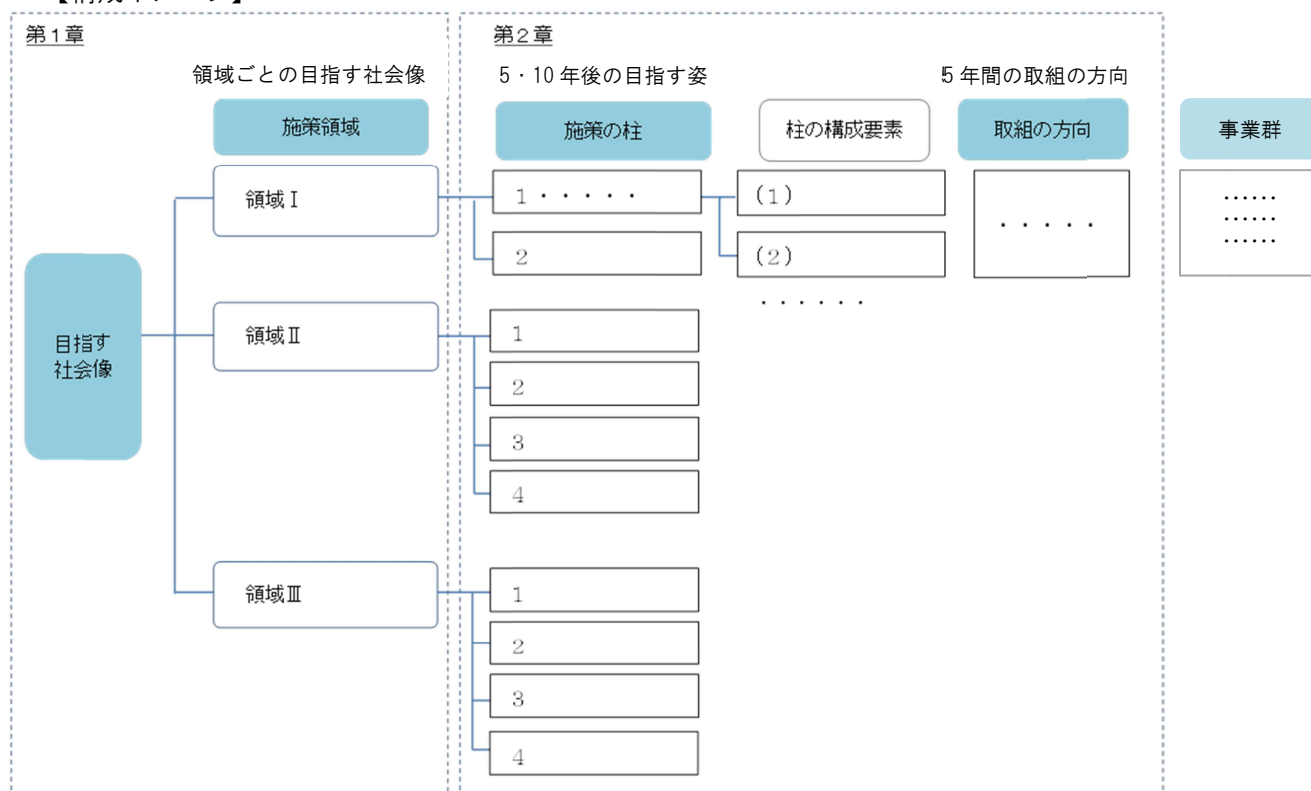
主要成果指標（KPI）の達成状況などプランの進捗については、外部有識者等で構成する広島県子ども・子育て審議会において、毎年度、点検・評価を受け、必要な改善を図ります。

## 8 プランの構成

本書は、第1章「総論」、第2章「施策の柱と取組の方向」及び「資料編」で構成します。

また、「資料編」では、新たなプランに位置付ける、子どもの貧困対策計画、母子保健計画、社会的養育推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画の内容を掲載しています。

【構成イメージ】



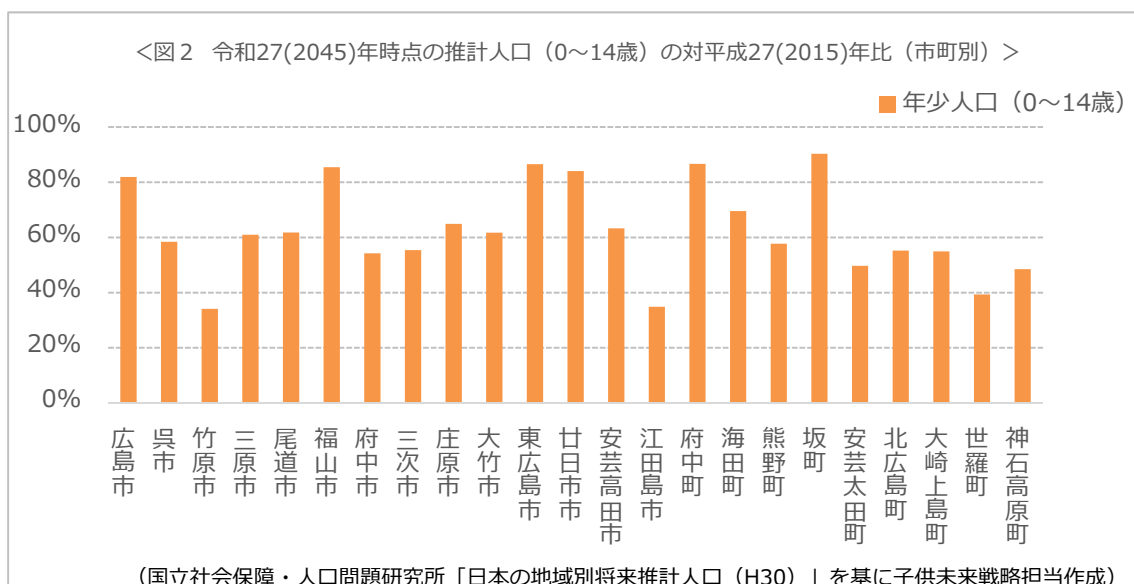
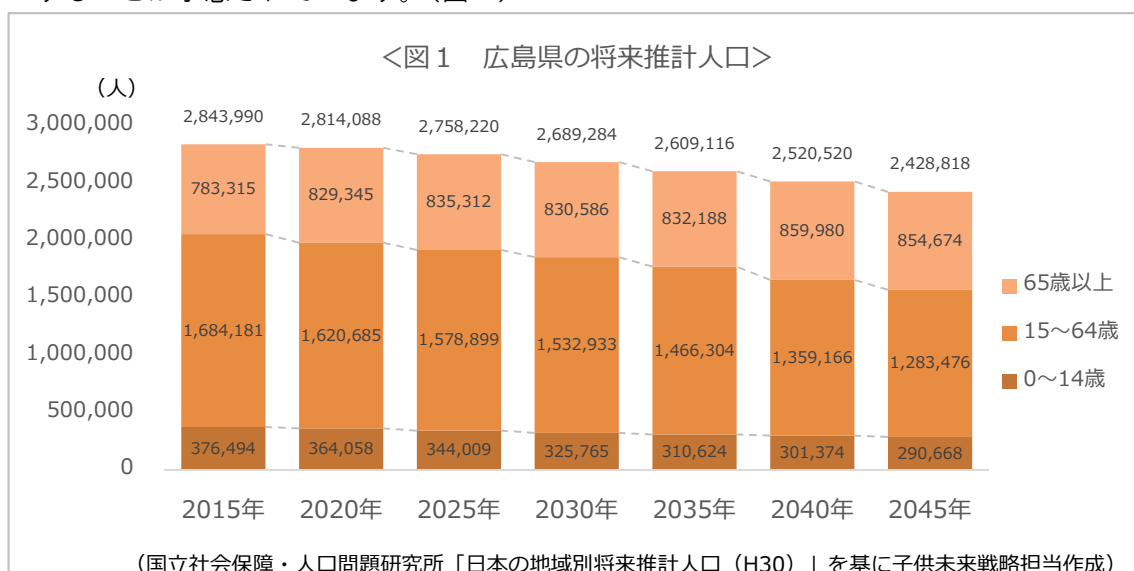
# 第一章 総論

## 1 特に考慮が必要な社会情勢等の変化

### (1) 本県を取り巻く現状

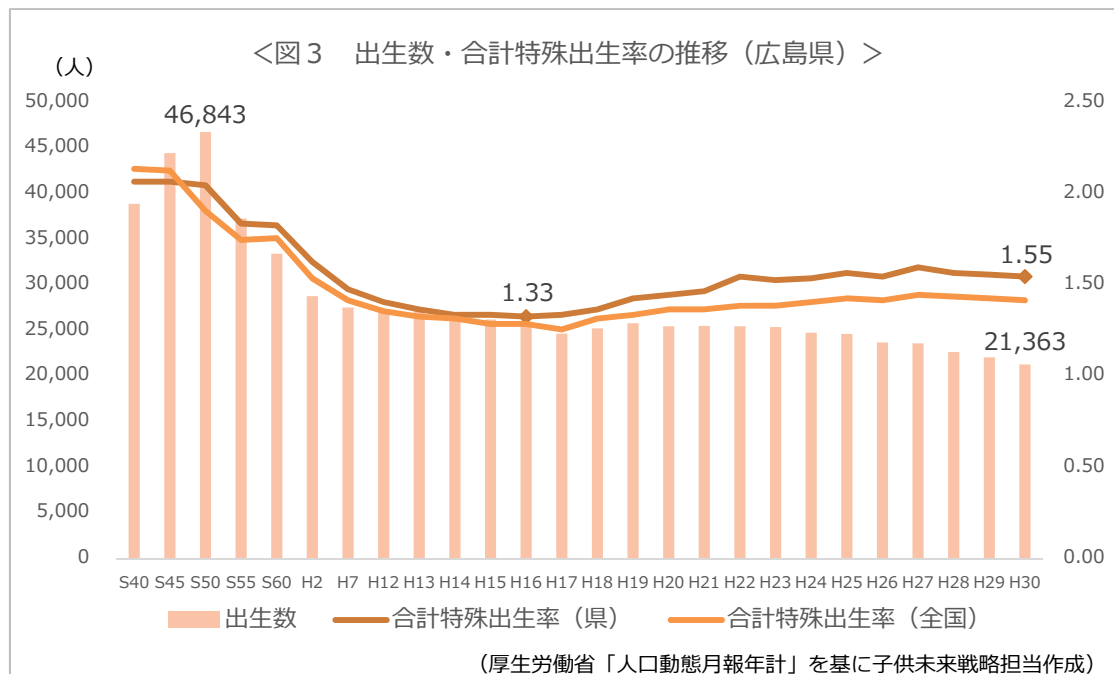
#### (ア) 将来人口の推計

- 高齢者人口（65歳以上）は令和22（2040）年にピークを迎え、以後減少傾向に転じる見込みです。（図1）
- 一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少を続け、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」という新たな局面へと転換していく見込みです。（図1）
- こうした中、県内総人口に対する年少人口（0～14歳）は、平成27（2015）年の約38万人に対して、令和27（2045）年には約29万人となり、現在の人口の77.2%となる（図1）ほか、令和27（2045）年には県内全23市町において、年少人口（0～14歳）が減少することが予想されています。（図2）



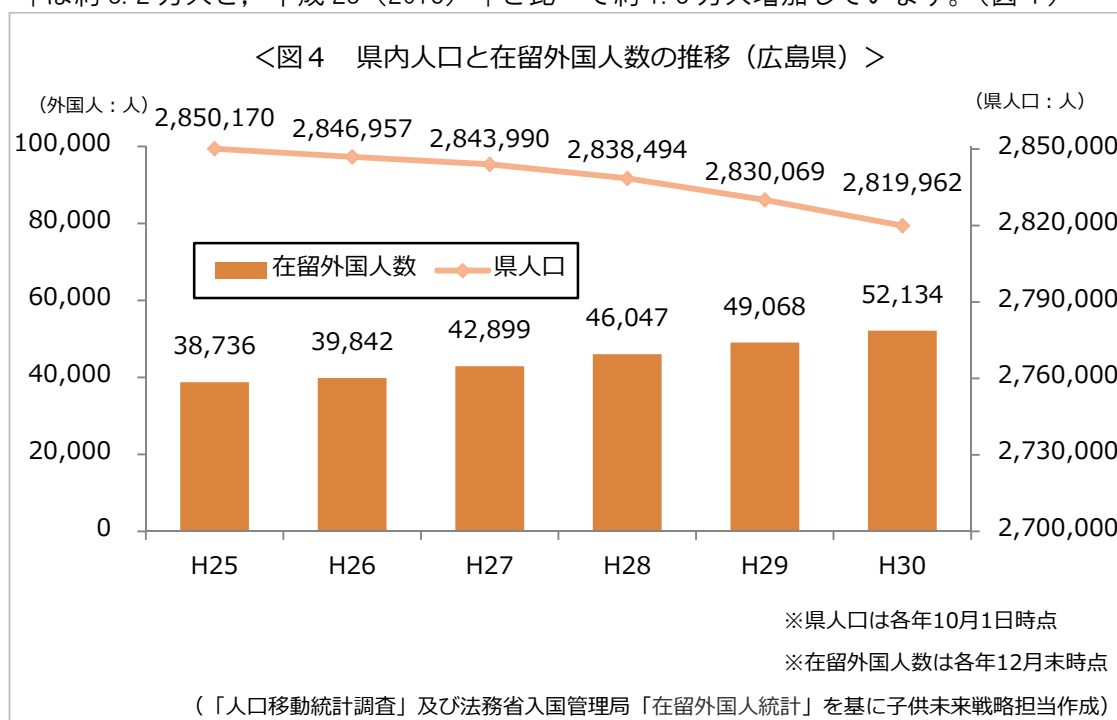
## (イ) 出生数及び合計特殊出生率の推移

- 平成 30 (2018) 年の出生数は 21,363 人で、昭和 50 (1975) 年の出生数 (約 4.7 万人) の約 45%となっています。(図 3)
- 合計特殊出生率は、平成 16 (2004) 年に過去最低の 1.33 を記録した後は上昇傾向に転じ、全国値を上回る水準を維持していますが、平成 30 (2018) 年は 1.55 と、人口が長期で安定的に維持される人口置換水準 (2.07) を依然として大幅に下回っています。(図 3)



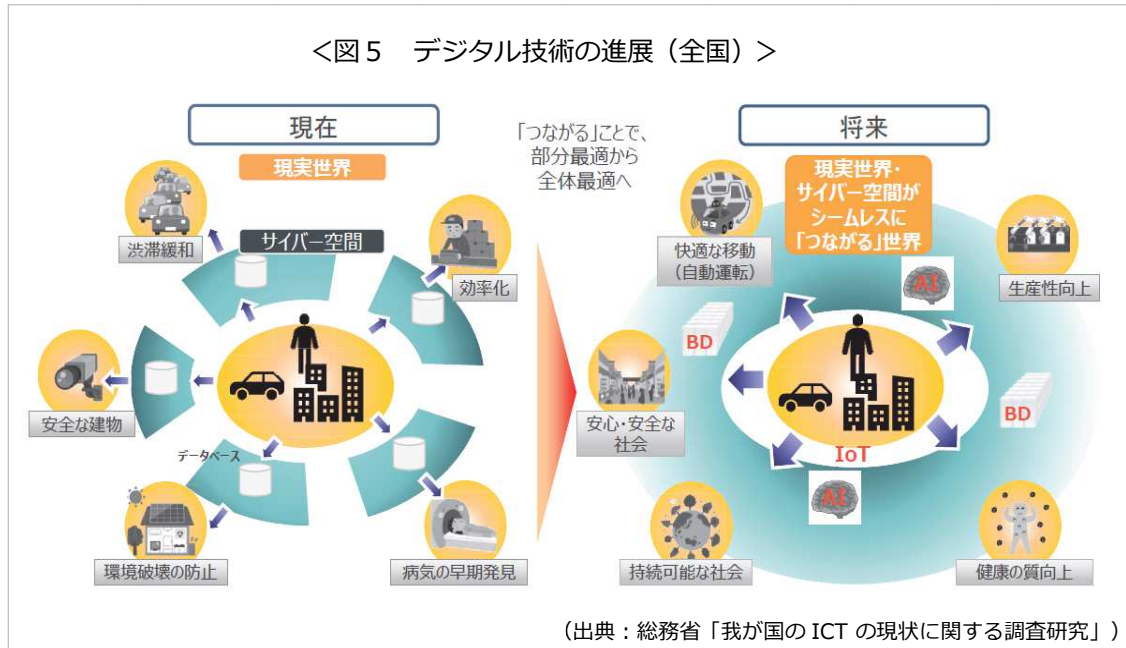
## (ウ) 在留外国人数の推移

- 県内人口は減少する一方、県内に在留する外国人は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年は約 5.2 万人と、平成 25 (2013) 年と比べて約 1.3 万人増加しています。(図 4)



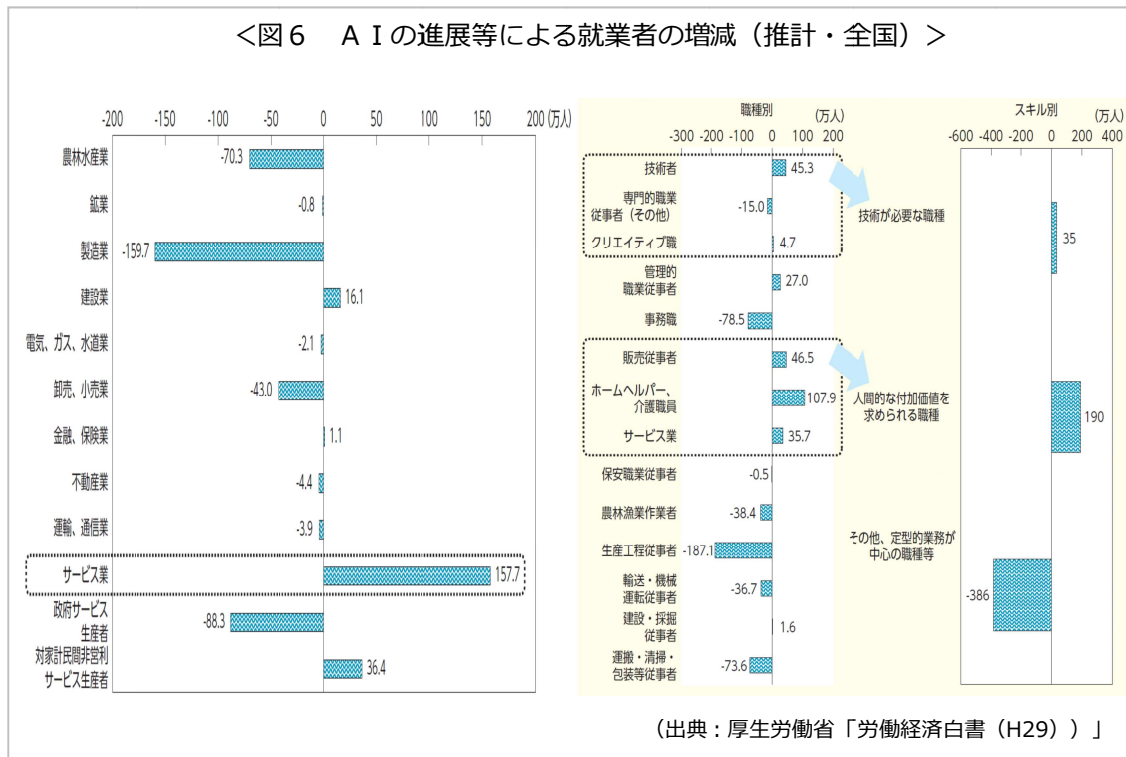
## (エ) デジタル技術の進展

- AI・IoT, ビッグデータをはじめとした新たな技術により, これまで不可能とされていた社会の実現が可能となり, 産業構造, 就業構造及び経済社会システム自体の変革(デジタルトランスフォーメーション)がもたらされるといわれています。(図5)



## (オ) AIの進展等による就業の変化

- AIの進展等による将来の就業者の増減傾向(推計)をみると, 定型的業務が中心の職種等の就業者数が減少する一方で, 介護職員などの人間的な付加価値を求められる職種が増加すると見込まれています。(図6)

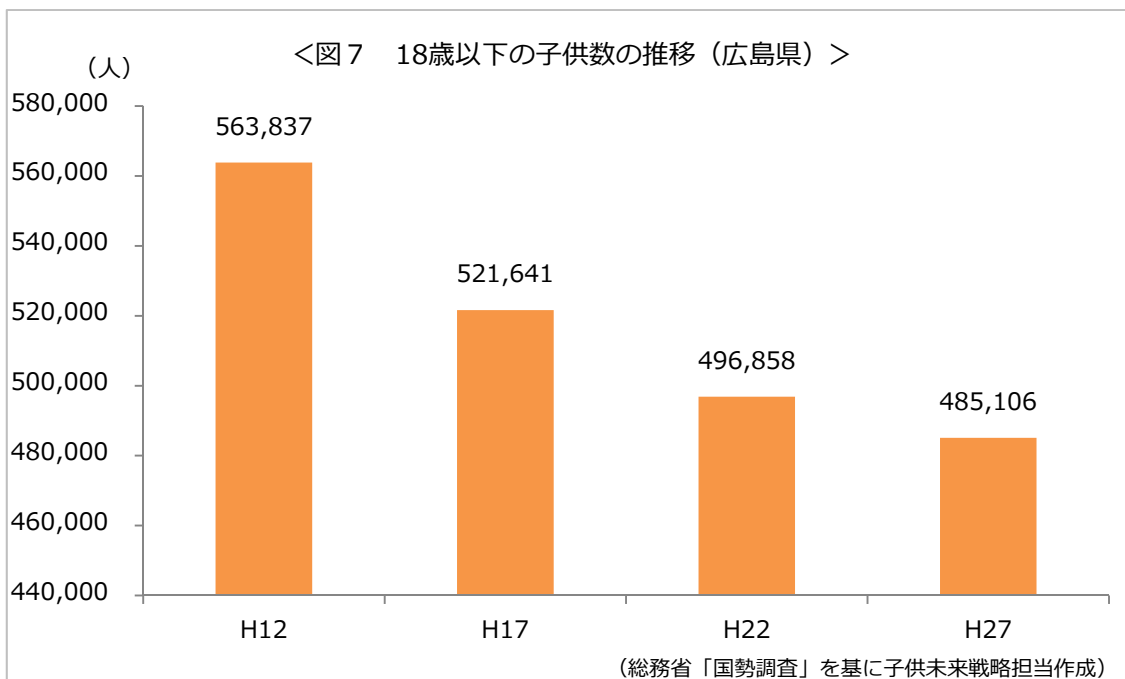




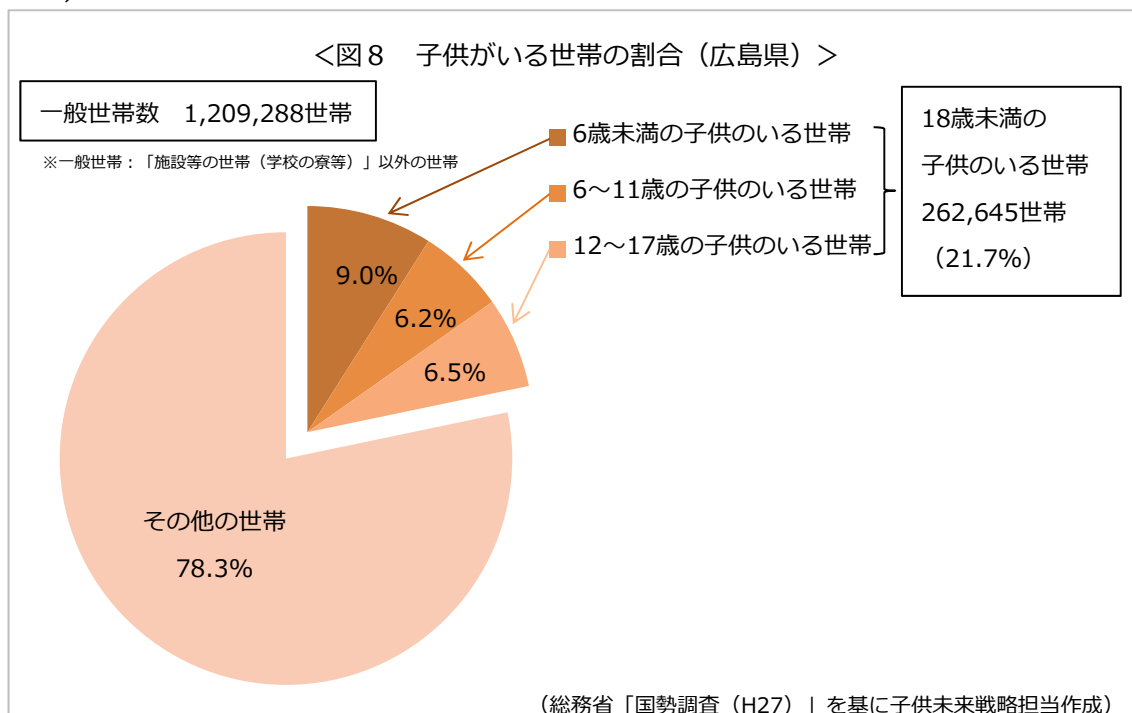
## (2) 子供と子育て家庭を取り巻く現状

### (ア) 子供と子供のいる世帯数の推移

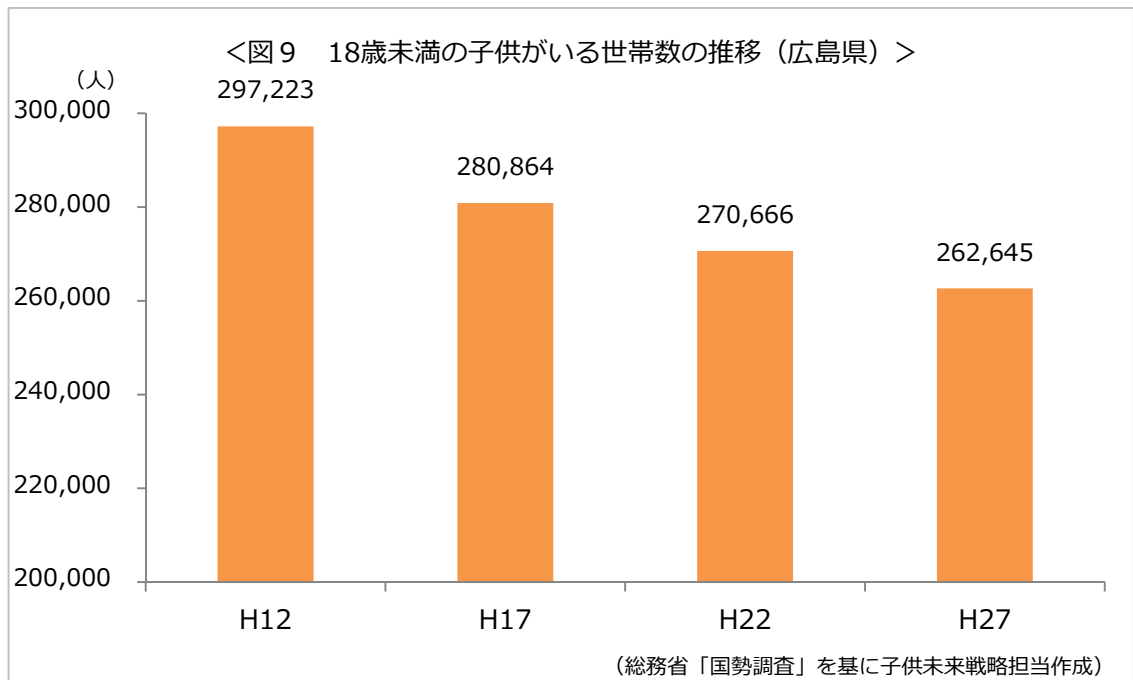
- 平成 27 (2015) 年現在, 県内には約 48.5 万人の子供 (18 歳以下) がいますが, その数は減少傾向にあり, 平成 12 (2000) 年と比べると, 約 7.9 万人減少しています。(図 7)



- 平成 27 (2015) 年現在の県内の一般世帯数は約 121 万世帯であり, そのうち 18 歳未満の子供のいる世帯は約 26 万世帯となっており, 全体の 4 分の 1 以下となっています。(図 8)

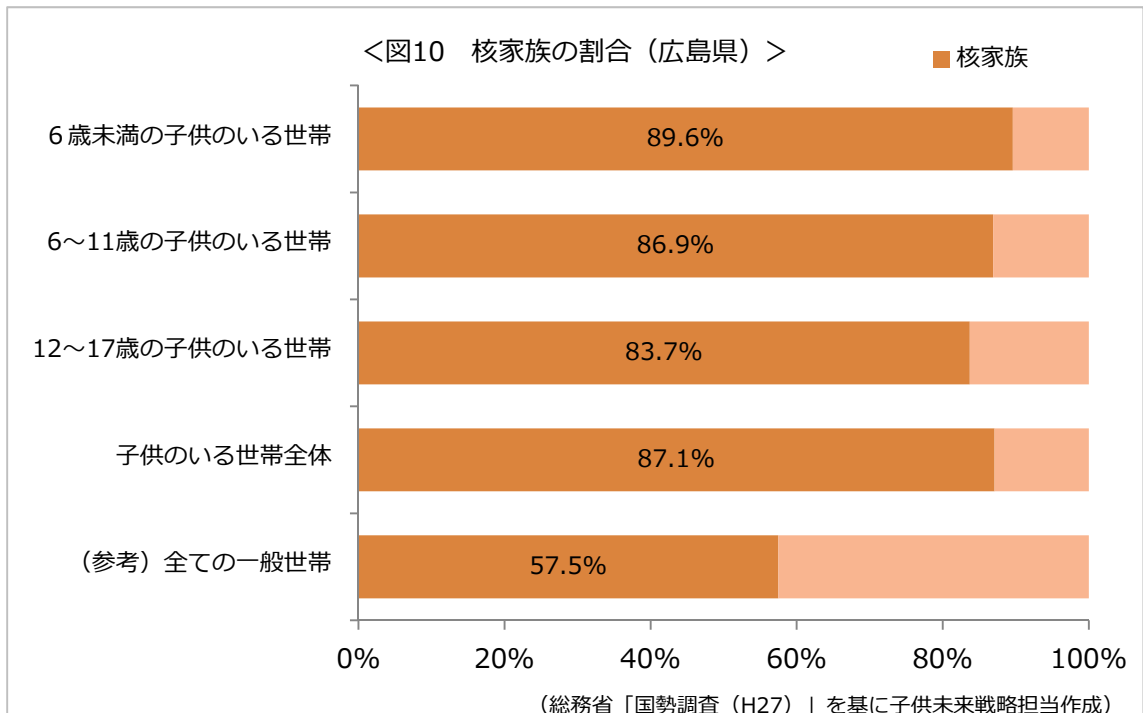


- 18歳未満の子供のいる世帯数は、平成12(2000)年以降についてみると、年々減少傾向にあります。(図9)

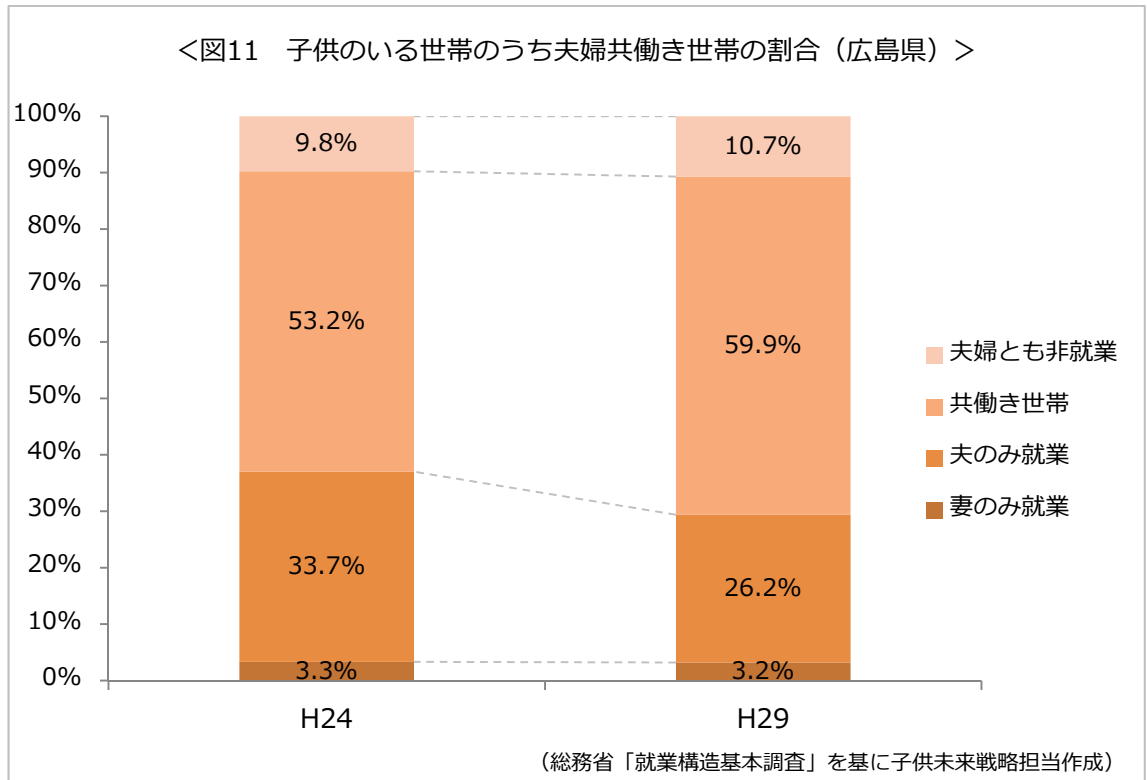


### (イ) 家族形態の多様化

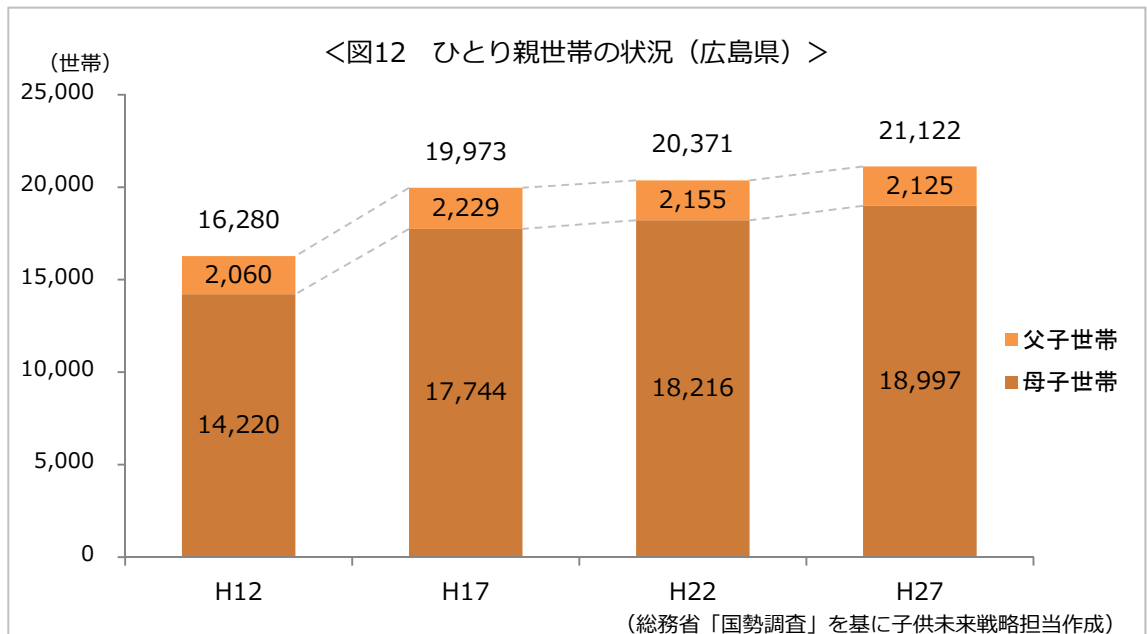
- 子供のいる世帯のうち、約9割が核家族となっています。(図10)



- 子供のいる世帯のうち、夫婦共働きの世帯の割合が、平成 24（2012）年の 53.2%に対し、平成 29（2017）年では 59.9%と 6.7 ポイント増加しています。（図 11）



- ひとり親世帯数は年々増加傾向にあり、特に母子世帯は 18,997 世帯と、平成 12（2000）年と比べると約 5,000 世帯増加しています。（図 12）



## (ウ) 子供と保護者の生活の状況

- 平成 29 (2017) 年度に本県が実施した「子供の生活に関する実態調査」によると、「低所得」や「家計の逼迫」、「子供の体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、生活困窮層にあると思われる家庭が約1割、いずれか1つに該当するその周辺層まで含めた生活困窮層にある小学校5年生の家庭は25.7%、中学校2年生の家庭は27.8%でした。(図13)

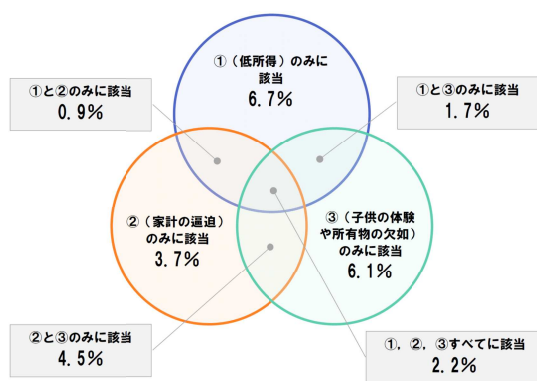
<図13 生活困窮層の割合(広島県)>

区 分	小学校5年生	中学校2年生
生活困窮層	25.7%	27.8%
生活困窮層	9.3%	9.6%
周辺層	16.4%	18.2%
非生活困窮層	74.3%	72.2%

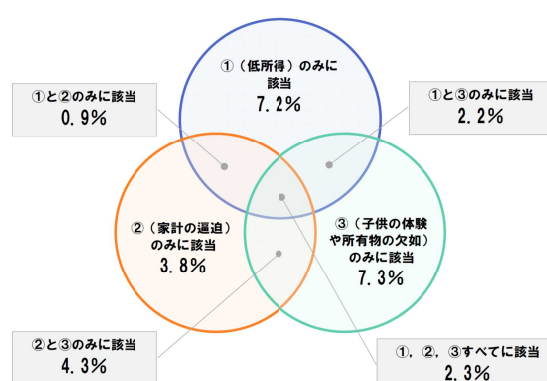
(出典：広島県子供の生活に関する実態調査(H29))

### <参考 生活困窮層の内訳>

#### <小学校5年生の家庭の場合>



#### <中学校2年生の家庭の場合>



(出典：広島県子供の生活に関する実態調査(H29))

※端数処理の関係で、図13と内訳の合計が合わない場合がある

- 保護者自身の15歳の頃の暮らし向きについて、現在の生活状態が困難な層ほど、15歳の頃の暮らし向きが『苦しかった』(「大変苦しかった」「やや苦しかった」の合計)と回答した割合が高くなっています。(図14)

<図14 保護者が15歳の頃の(主観的)暮らし向き(広島県)>

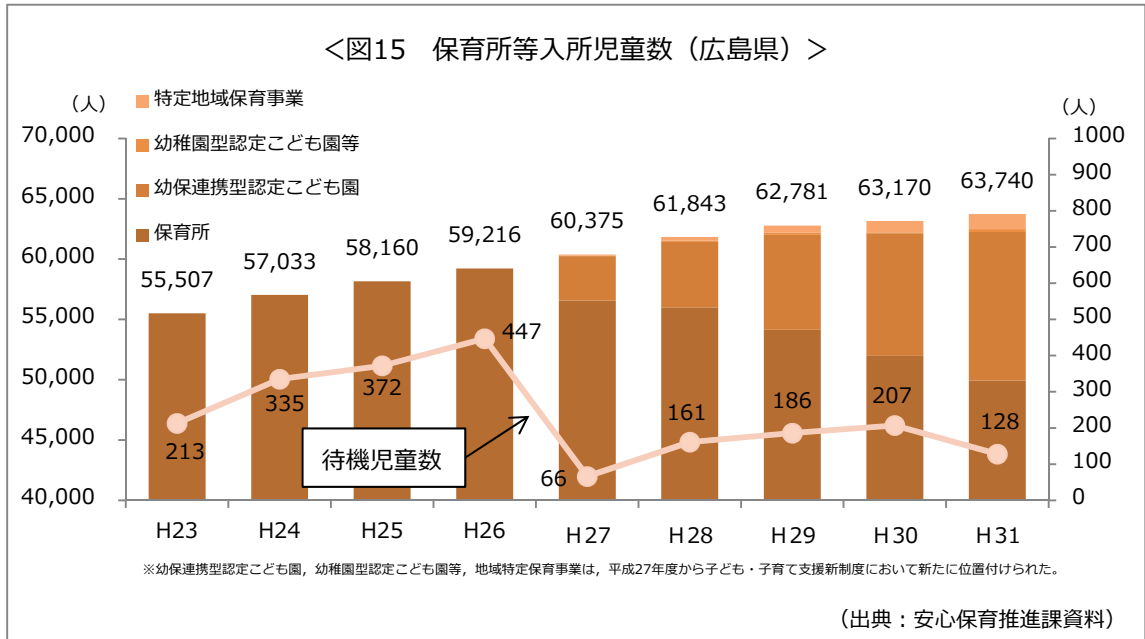
区 分	15歳の頃の暮らし向きが「苦しかった」と回答した割合	
	小学校5年生の保護者	中学校2年生の保護者
現在の生活状態		
生活困窮層	33.5%	34.3%
生活困窮層	40.1%	40.4%
周辺層	29.7%	29.7%
非生活困窮層	20.4%	20.4%

※「苦しかった」は、「大変苦しかった」「やや苦しかった」と答えた保護者の割合

(出典：広島県子供の生活に関する実態調査(H29))

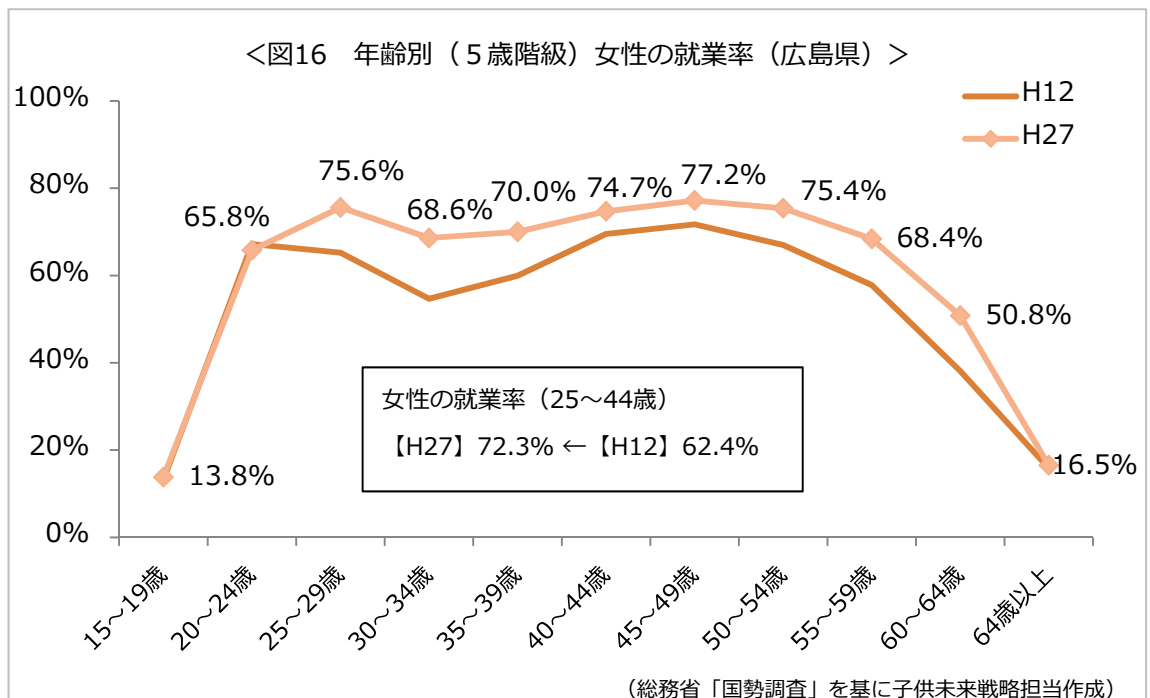
## (エ) 保育所等入所児童数の推移

- 本県の保育所等の入所児童数は増加傾向にあり、平成23(2011)年と比べると、約8,000人増加しています。(図15)
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、保育ニーズは引き続き増えていく見込みです。



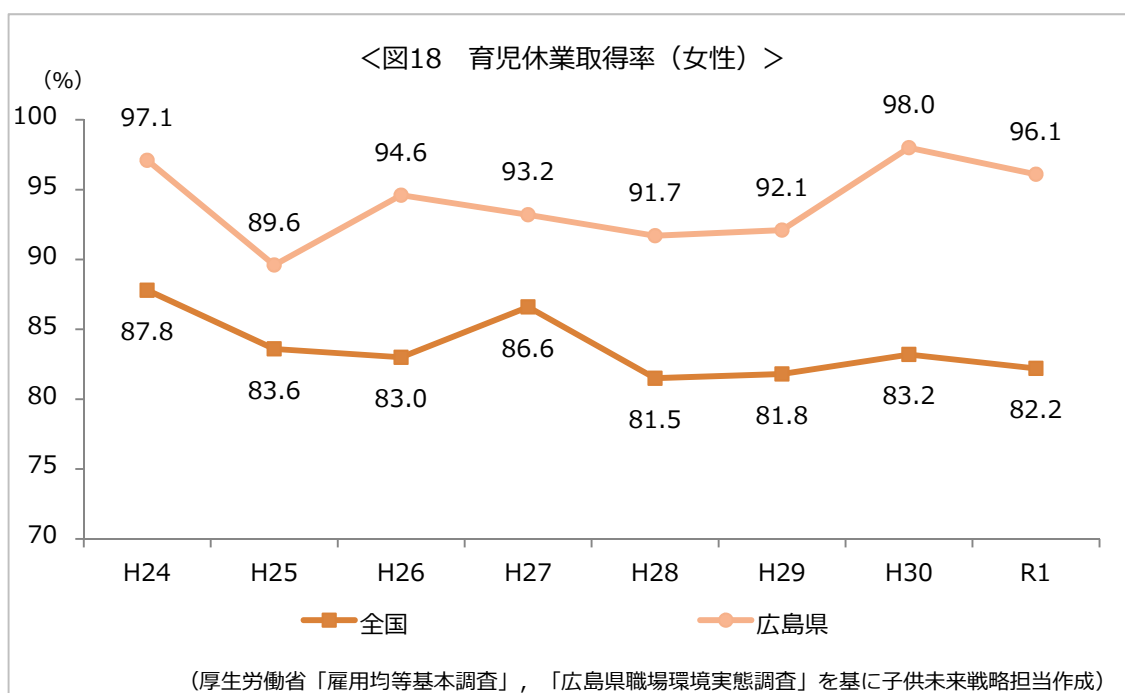
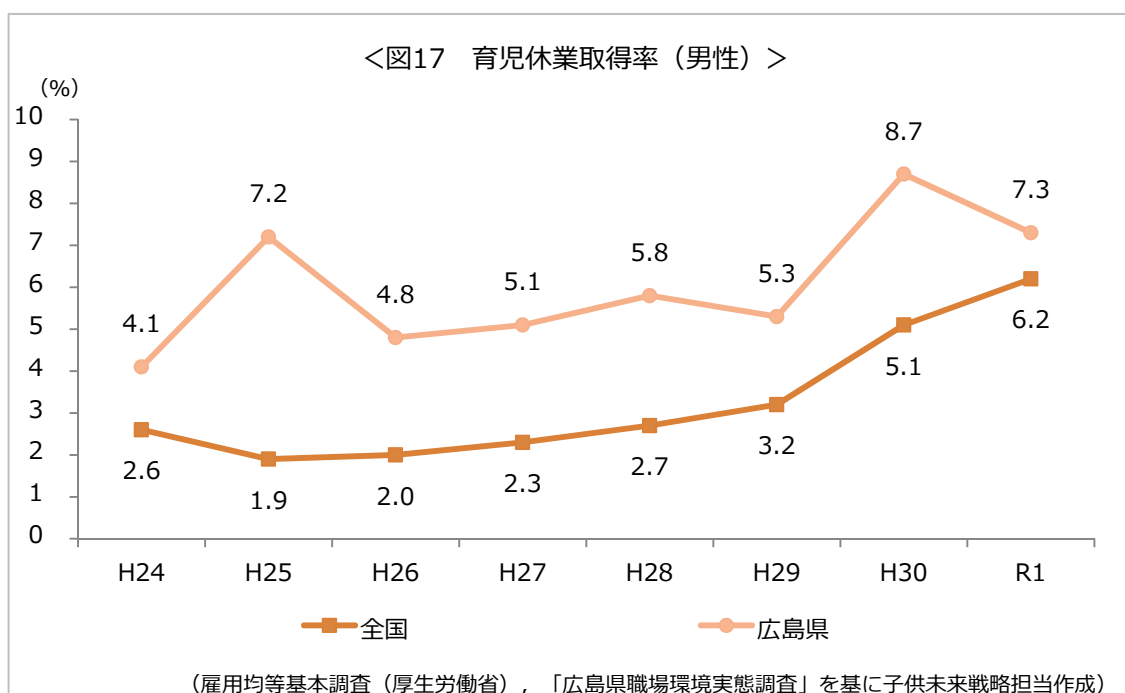
## (オ) 女性の就業の現状

- 女性の就業率(25～44歳)は、平成27(2015)年時点で72.3%となっており、上昇傾向にあります。(図16)



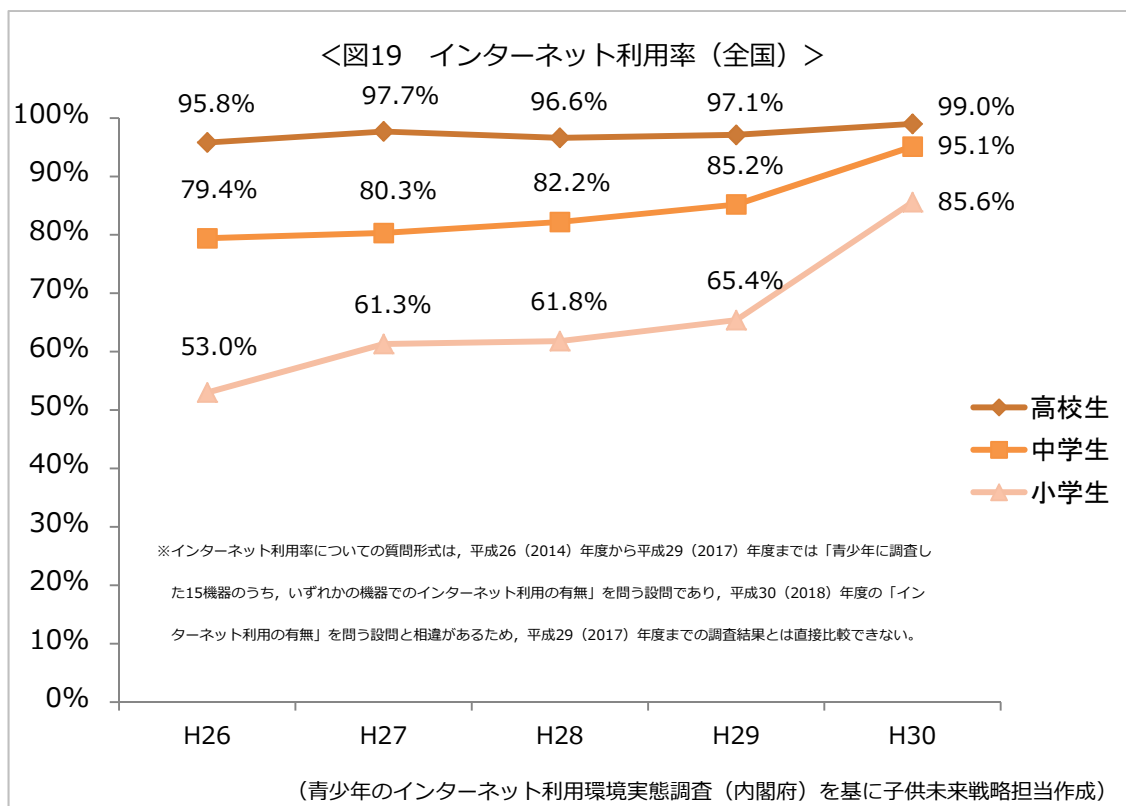
## (カ) 育児休業取得率の推移

○ 県内企業の男性の育児休業取得率は、概ね上昇傾向にあり、全国値と比較しても高い数値となっていますが、依然として、女性の取得率とは大きな開きがあります。(図 17, 18)



## (キ) デジタル化の進展

- 小学生におけるインターネット利用率について、平成 30 (2018) 年は 85.6%となっており、インターネット利用の低年齢化が急速に進行しています。(図 19)
- 国は AI やビッグデータを活用した最先端都市「スーパーシティ」構想の実現に向け、ICT を活用した教育(遠隔教育)を推進しており、学校教育におけるデジタル化が今後ますます進んでいくことが見込まれています。(図 20)



<図 20 教育の情報化の実態>

指標(全学校種)	広島県(平均値)	全国(平均値)
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	6.5人/台	5.4人/台
普通教室の無線LAN整備率	19.6%	41.0%
インターネット整備率 (30Mbps以上)	90.7%	93.9%
普通教室の大型提示装置整備率	49.9%	52.2%
統合型校務支援システム整備率	52.7%	57.5%
教員のICT活用指導力	68.8%	69.7%

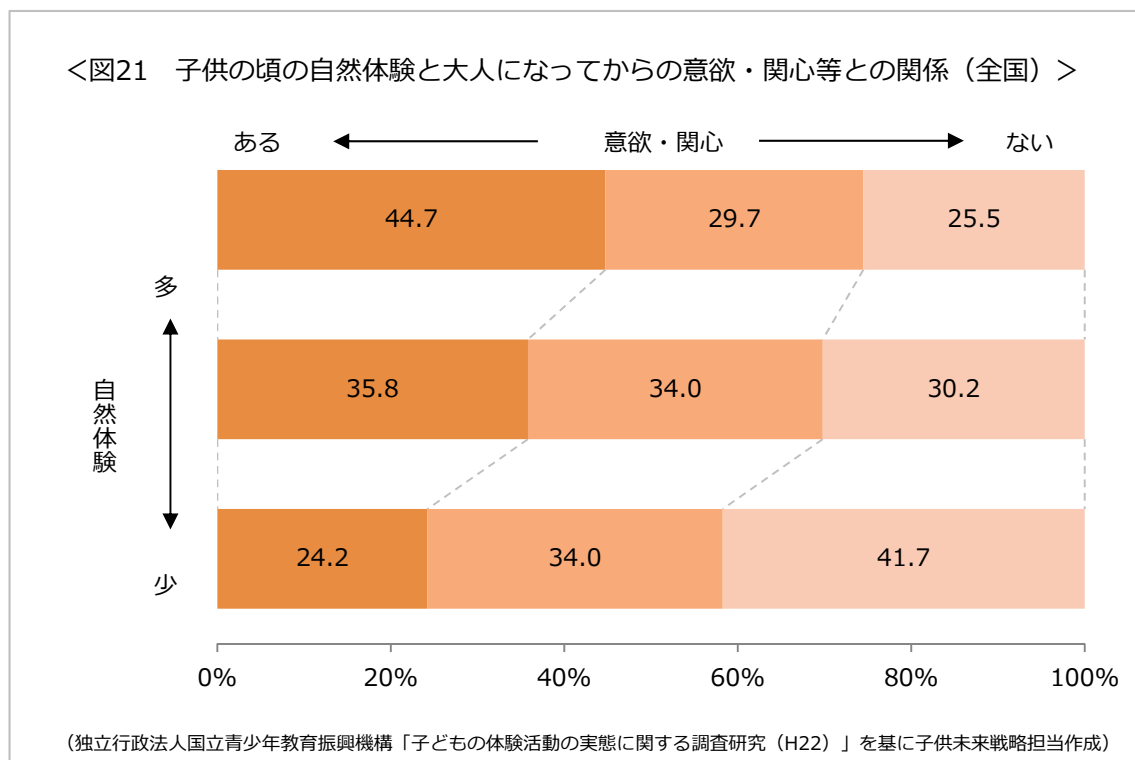
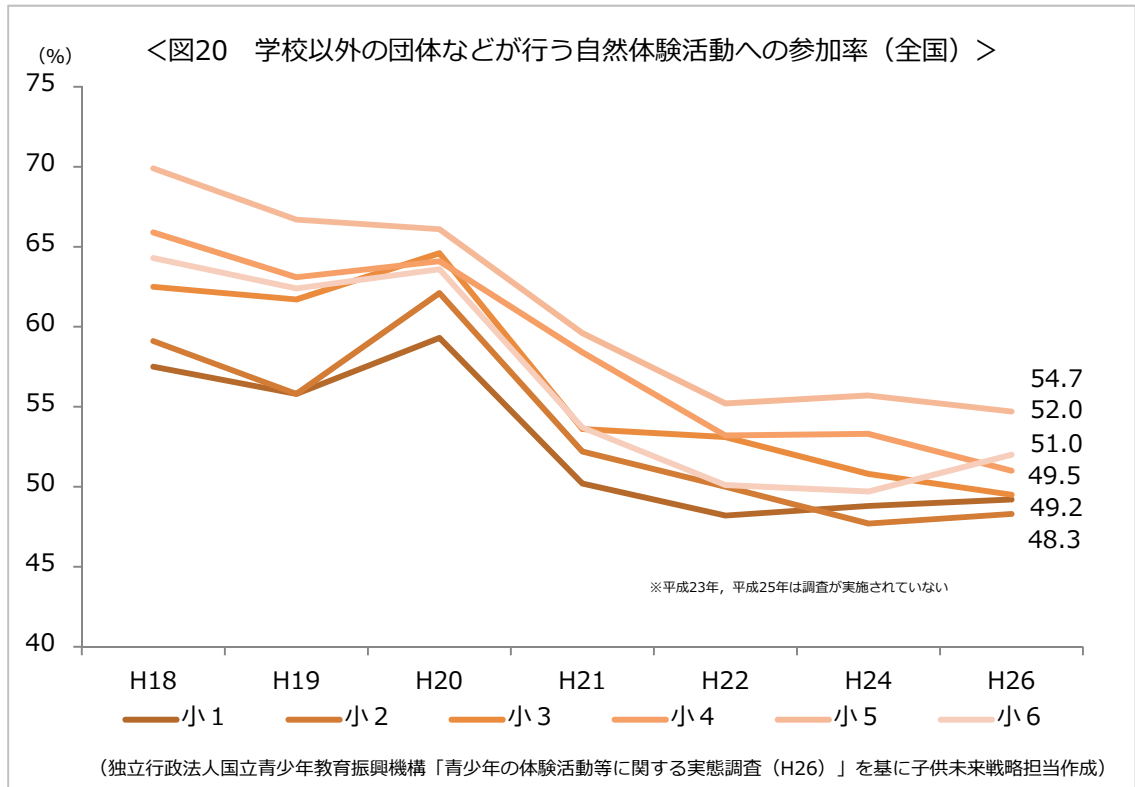
※「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいう

※「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう

(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(H30)[確定値]」を基に子供未来戦略担当作成)

## (ク) 子供たちの自然体験活動の状況

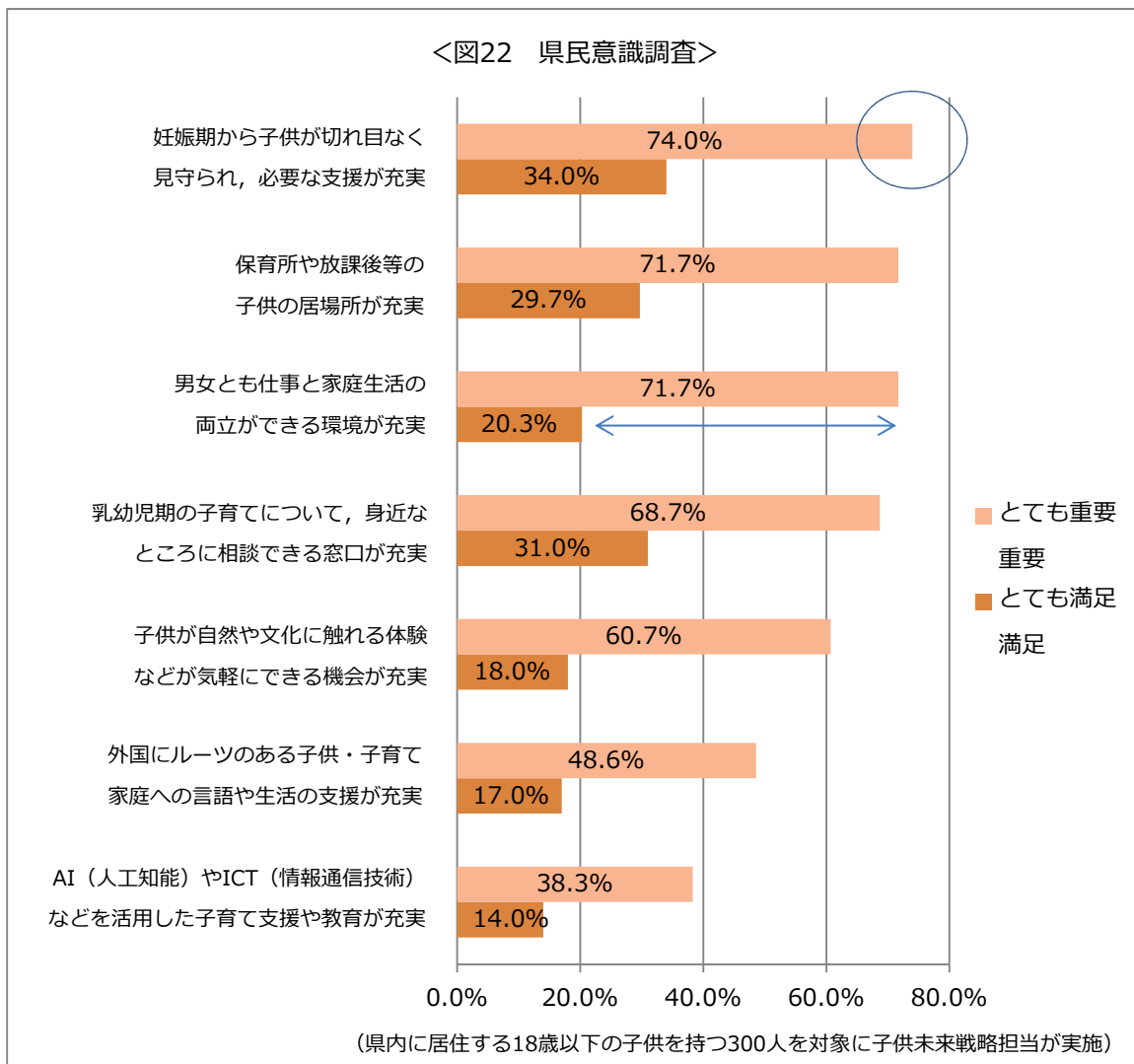
- 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は減少傾向にあります。自然体験を多く経験した子供の方が、大人になっても、意欲・関心が高いことが分かっています。(図 20, 21)





## (ケ) プラン策定に向けた県民意識調査

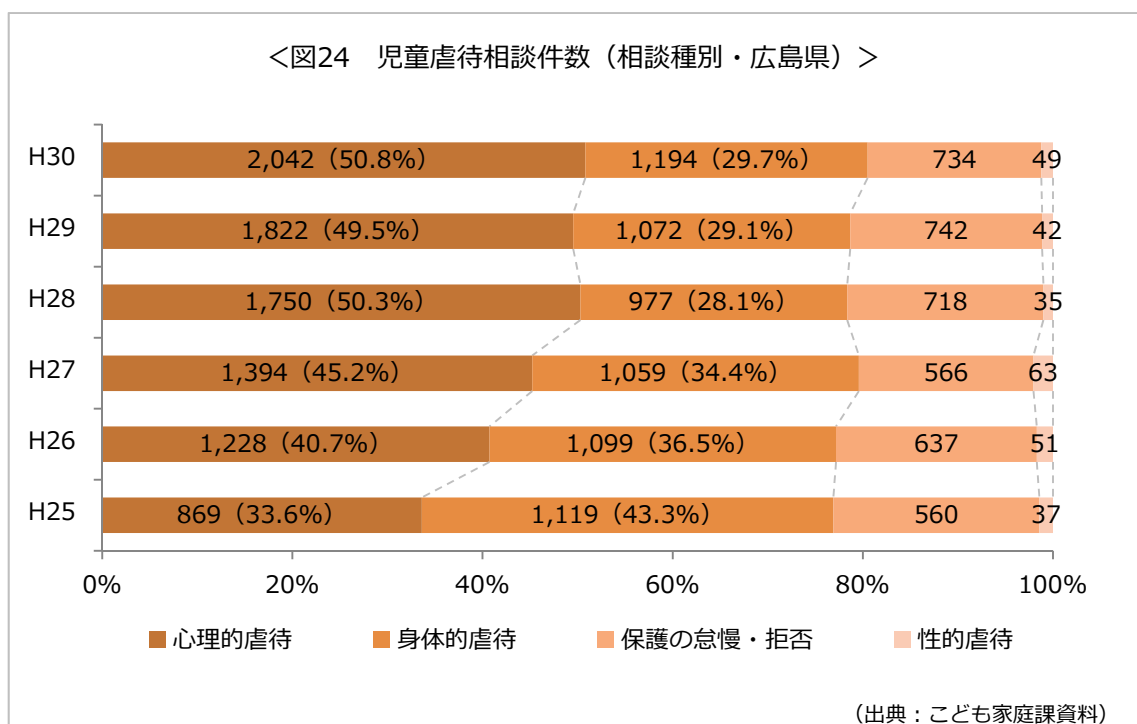
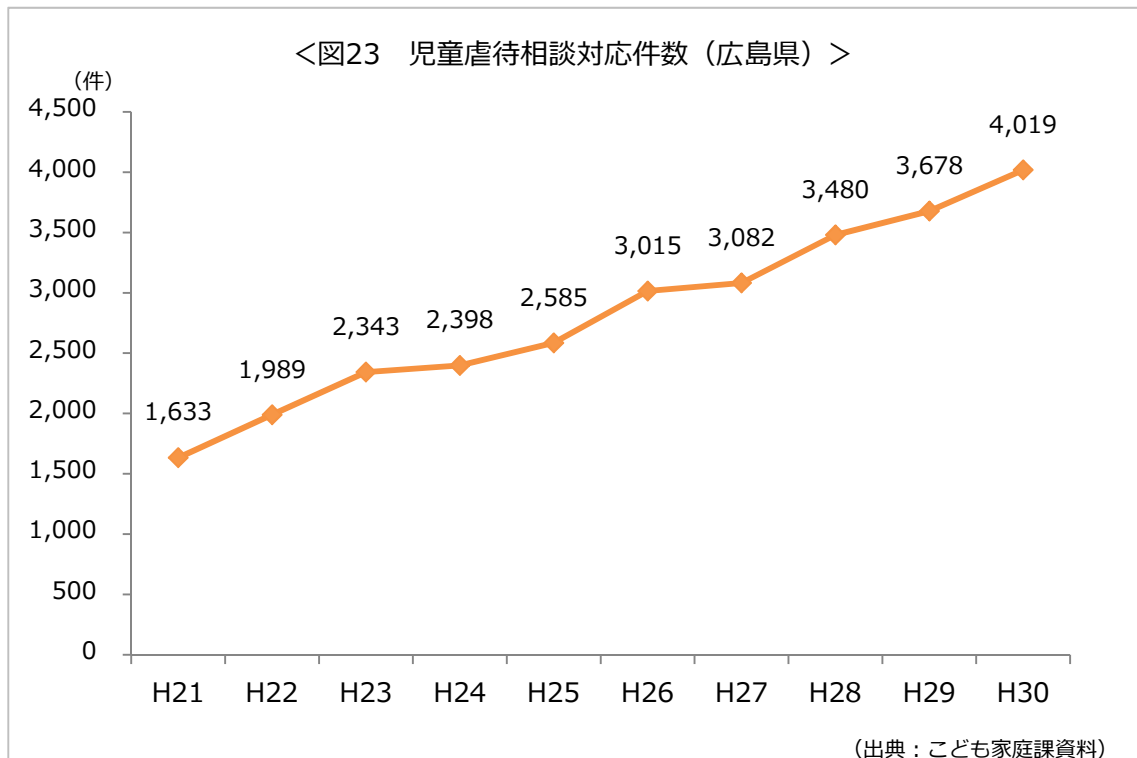
- このプランを策定するにあたり、県民意識調査（インターネット調査）を実施しました。（図 22）
- その結果、重要度（「とても重要」「重要」と回答した割合）が最も高い数値となったのは、「妊娠期から子供が切れ目なく見守られ、必要な支援が充実していること」でした。（図 22）
- また、重要度と満足度（「とても満足」「満足」と回答した割合）の差が最も大きかったのは、「男女とも仕事と家庭生活の両立ができる環境が充実していること」でした。（図 22）



### (3) 特に支援が必要な子供たちの現状

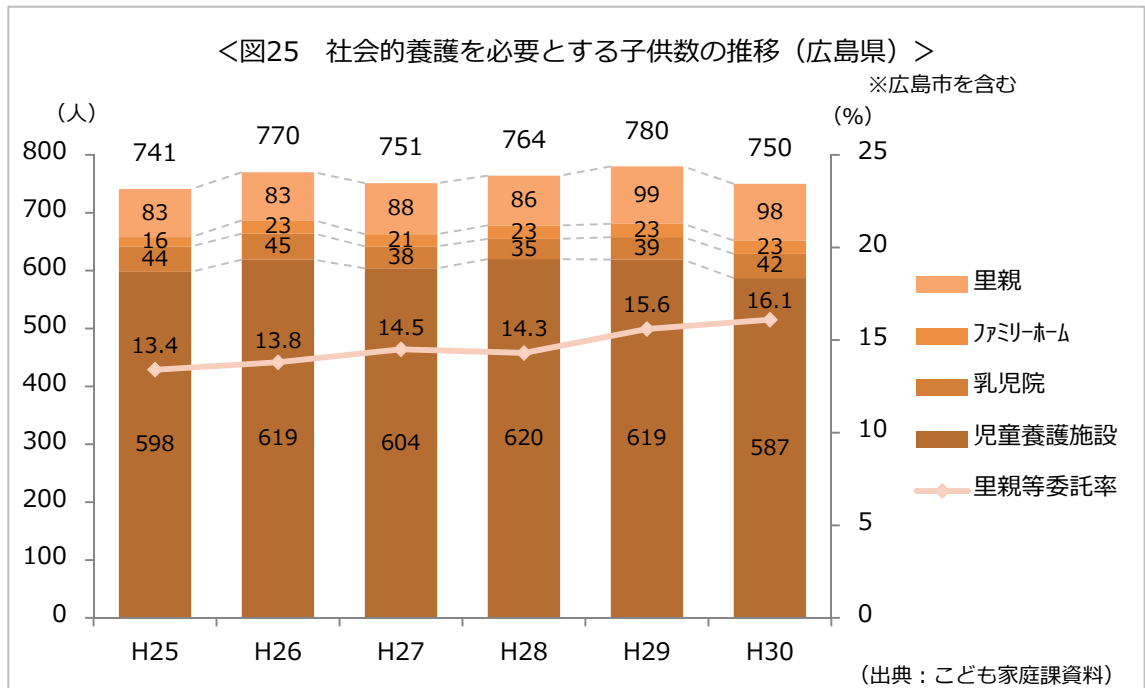
#### (ア) 児童虐待相談対応件数の推移

- 平成 30 (2018) 年度のこども家庭センター (児童相談所) における児童虐待相談対応件数は、過去最多の 4,019 件となっています。(図 23)
- 相談内容別にみると、親が子供の前で配偶者や家族に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」などによる心理的虐待が全体の 50.8%と、最も多い割合を占めています。(図 24)
- 児童虐待に対する意識の高まりなどを背景に、市町や県こども家庭センターへの通告・相談件数は今後も増加していく見込みです。



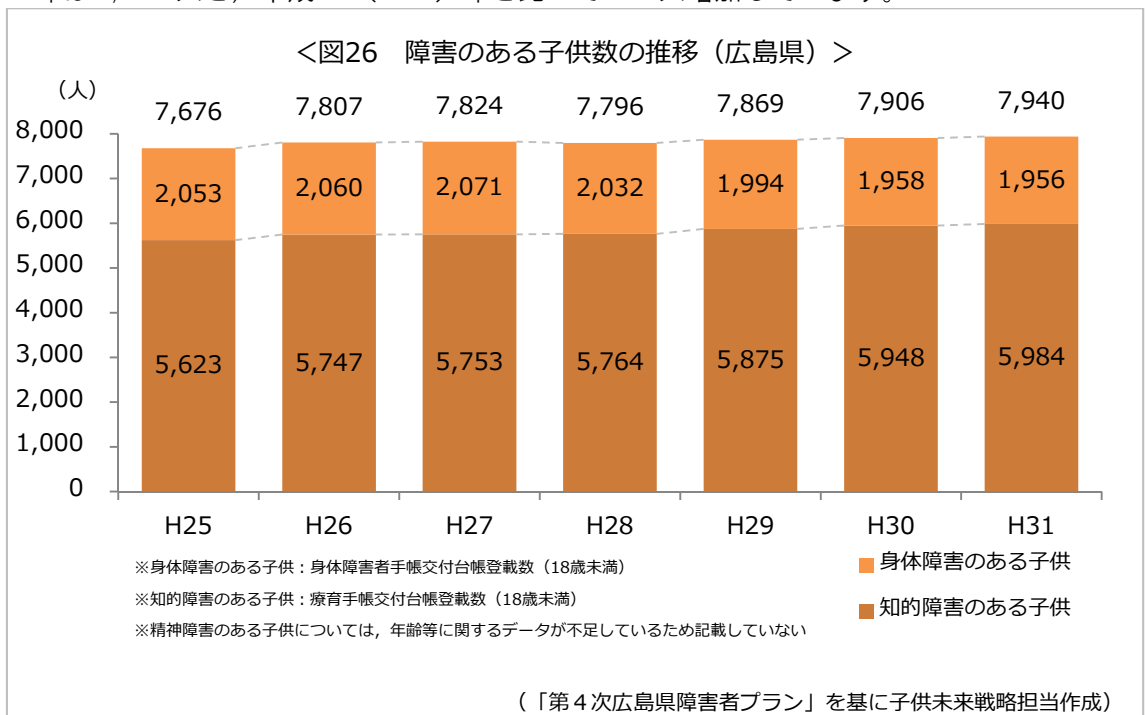
## (イ) 社会的養育の推移

- 社会的養護を必要とする子供数はほぼ横ばいで推移しています。
- このうち、里親・ファミリーホームで養育を受けている子供の割合である里親等委託率は上昇傾向にあり、平成 30 (2018) 年度は 16.1%となっています。(図 25)

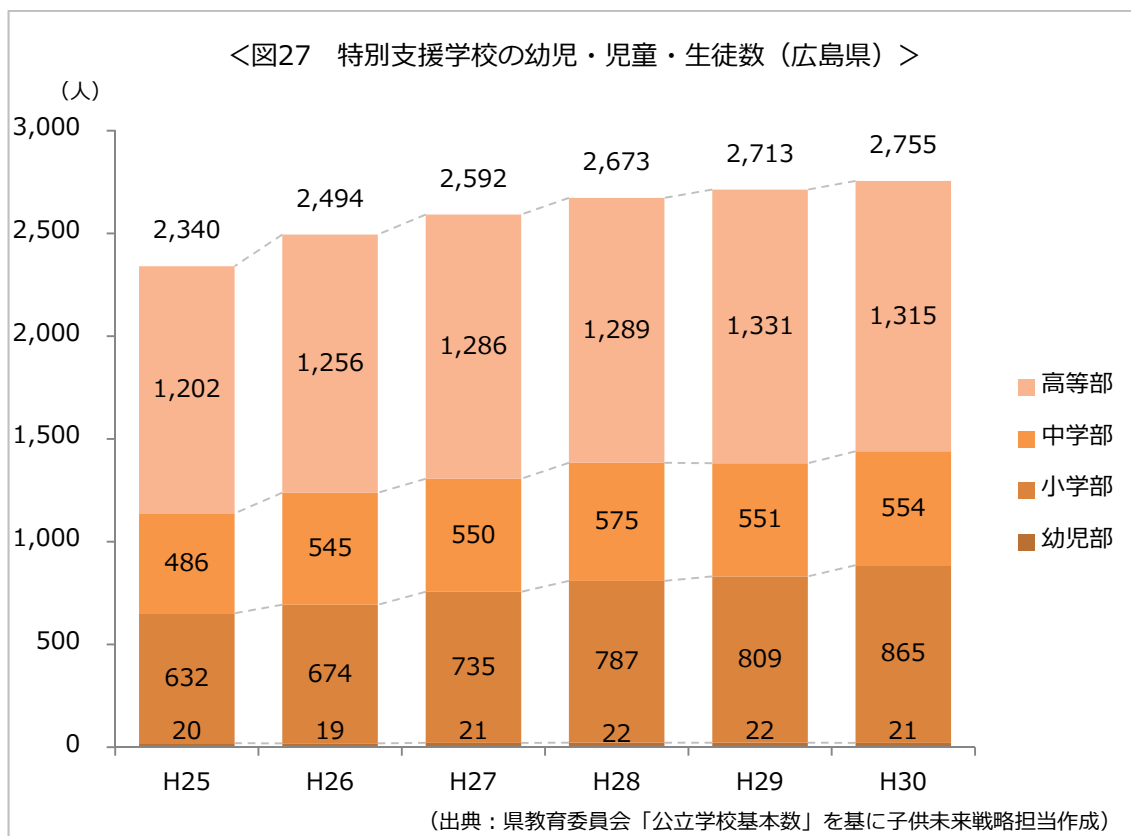


## (ウ) 障害のある子供の推移

- 障害のある子供は年々増加傾向にあり、特に知的障害のある子供は、平成 31 (2019) 年は 5,984 人と、平成 25 (2013) 年と比べて 361 人増加しています。

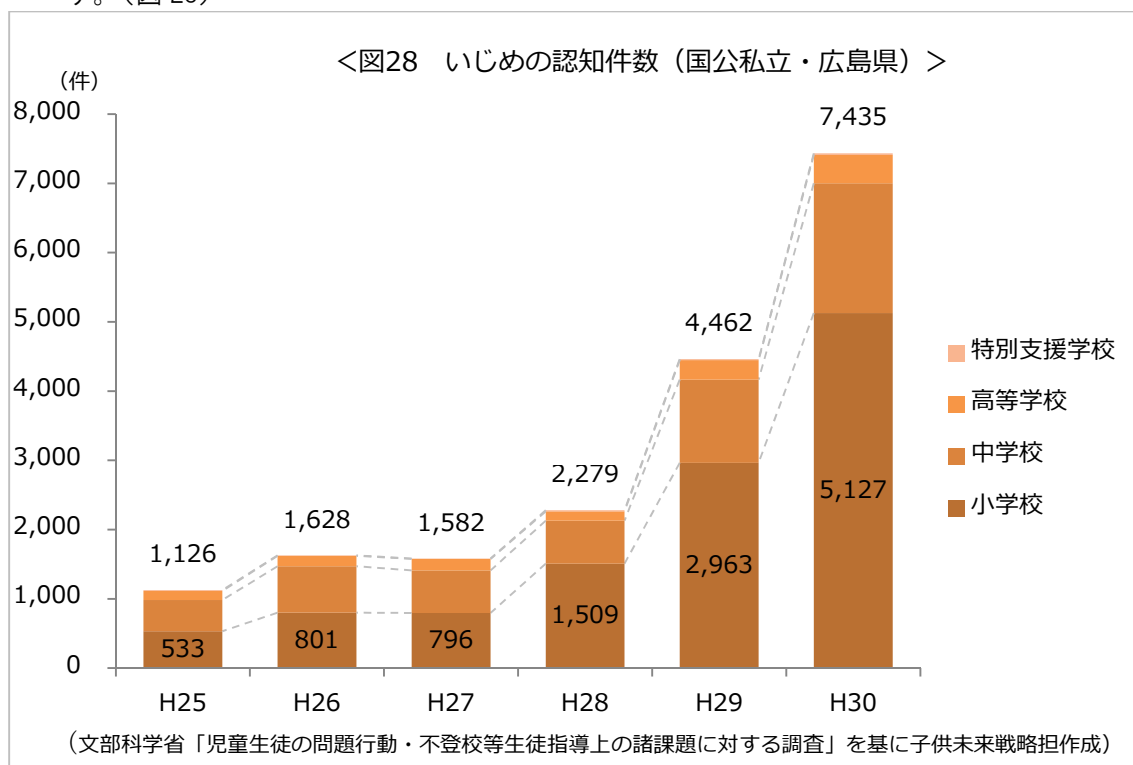


○ 特別支援学校に通う子供も年々増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年は 2,755 人と、平成 25 (2013) 年の 2,340 人と比べて 415 人の増となっています。(図 27)

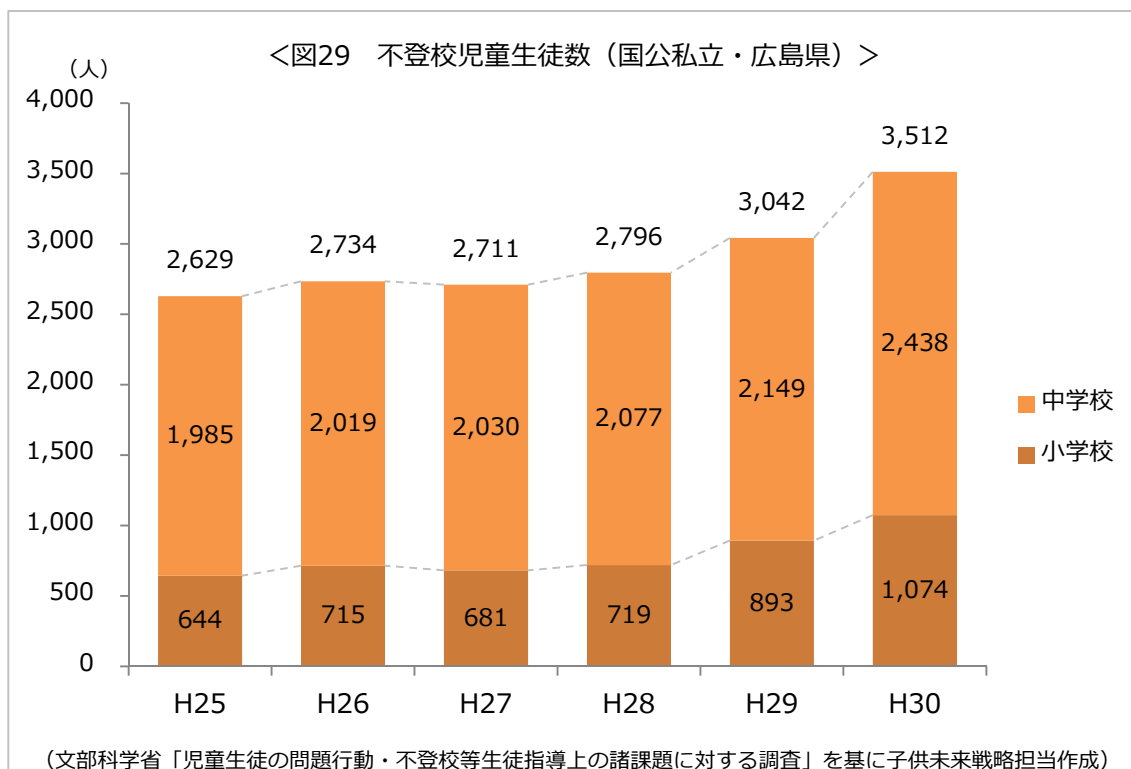


### (エ) いじめ・不登校の推移

○ 各学校における積極的な認知を背景に、いじめの認知件数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年は平成 25 (2013) 年の 1,126 件に対し 7,435 件と、6,309 件の増となっています。(図 28)

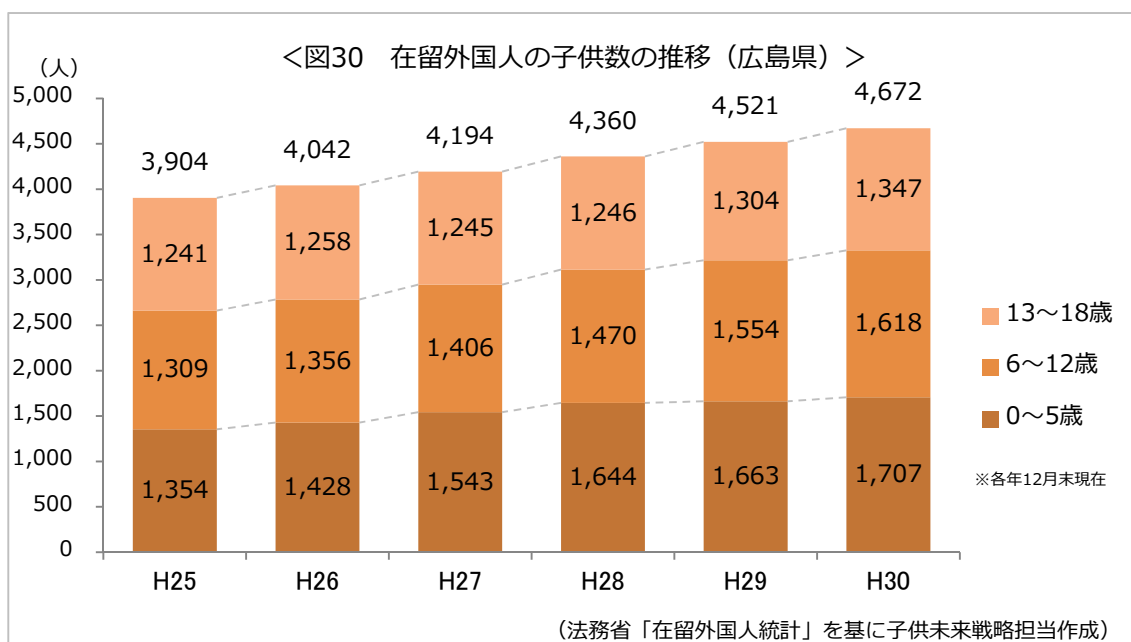


- 小学校・中学校ともに不登校児童生徒は増加傾向にあり，平成 30（2018）年は 3,512 人と，平成 25（2013）年と比べて約 900 人増加しています。（図 29）



### （オ）外国にルーツのある子供の推移

- 県内の在留外国人の子供は増加傾向にあり，特に 0～5 歳の就学前児童は，平成 25（2013）年の 1,354 人に対し，平成 30（2018）年には 1,707 人となっています。（図 30）
- 今後，外国人材の受入拡大に伴い，外国にルーツのある子供たちが一層増えていく見込みです。



## 2 特に注力する分野等

これまで見てきたとおり、本県では、人口減少や少子化が進展する一方で、グローバル化は新たな展開を迎えているほか、AI・IoTなどの技術を使って製品の付加価値向上や業務の効率化等を図るデジタルイノベーションと、それによって事業、生活、働き方などを変革するデジタルトランスフォーメーションが進展しつつあり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えています。

こうした時代を生きていく子供たちが、生まれ育った環境に関わらず、たくましく健やかに育ち、一人一人の能力と可能性が最大限高められるような社会づくりを推進していく必要があります。

しかしながら、平成29(2017)年に県が実施した「子供の生活に関する実態調査」の結果では、多くの子供たちが厳しい環境に置かれ、授業がわからないと感じたり、生活習慣が身についていないこと、さらには、生活が困難な家庭ほど虐待や育児放棄などのリスクが高いことがわかりました。

プランの策定にあたっては、こうした子供の生活実態や貧困の連鎖防止対策の考えについて、施策領域全体を横断する視点として反映していく必要があります。

さらに、子供・子育てに係る施策を総合的に推進するなかでも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期」における取組と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす「児童虐待」の防止対策に、特に注力していく必要があるものと考えます。

### ■乳幼児期における取組

乳幼児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。特に、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態などに影響を及ぼすこと、また、乳幼児期における教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となる重要な役割を担うものです。

さらに、このようなライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究結果も出ており、広島県においても、こうした考え方に基づいて、現在も「人づくり」施策を進めています。

平成29(2017)年度から、全ての子育て家庭を漏れなく継続的に把握し、必要な支援を確実に提供できるよう「ひろしま版ネウボラ」の構築を進めており、モデル市町での実績を評価検証し、有効な取組を検討、実施していくこととしています。

また、平成29(2017)年2月に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランを策定し、平成30(2018)年4月に設置した「乳幼児教育支援センター」を拠点として、「ひろしま版ネウボラ」と連携した家庭教育の充実や、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実などの施策を総合的に進めています。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化や家族形態の多様化などを背景として、待機児童の発生、児童虐待相談件数の増加、生活習慣の悪化など、子供たちが生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化しています。

さらに、AI・IoTなどの技術を使ったデジタルイノベーションの進展など、ポジティブ・ネガティブの両面において、今後も子供たちの人生や将来に影響を及ぼすであろう様々な環境変化が想定されます。こうした様々なリスクや環境変化の中にあっても、子供たちが自らの未来に向けて力強く生き抜く力を育めるよう、生涯にわたる人格形成の基礎を培う「乳幼児期」に引き続き注力して取組を進めます。

## ■児童虐待防止対策

平成 30（2018）年 3 月に東京都目黒区で 5 歳女児が死亡した事案や、平成 31（2019）年 1 月には千葉県野田市で 10 歳女児が死亡する事案が発生するなど、全国各地で児童虐待による死亡事案が相次いで発生しています。

そうした中、国においては、市町や児童相談所の体制と専門性の強化、関係機関との連携強化などの対策を進めており、親権者などによる子供への体罰禁止も法定化されたところです。

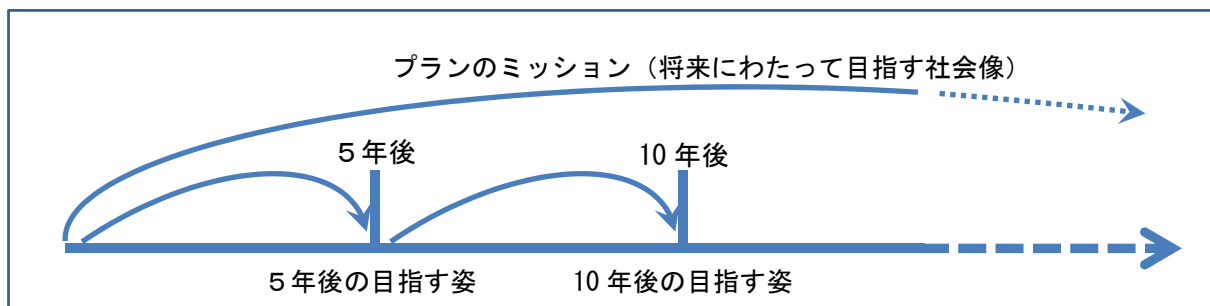
本県においても、児童虐待に対する意識の高まりなどを背景に、いわゆる「面前DV」による心理的虐待などを含め、市町やこども家庭センターへの通告・相談件数が年々増加していることが、虐待のリスクを抱える家庭の早期発見・対応に一定程度繋がっているものの、子供たちの家庭における養育状況などを把握する仕組みがないため、今後も重篤になるまで表面化しない事案の発生などが懸念されます。

児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、なかでも乳幼児期に虐待を受けた経験は、その後の子供の心身の発育に深刻な影響を及ぼすと言われており、抜本的な仕組みの見直しを含めて、これまで以上に、県だけではなく、市町や関係機関、地域などが力を結集して、予防や早期発見・対応につなげる仕組みを充実していくことが必要です。

### 3 将来にわたって目指す社会像と目指す姿

社会の宝である子供たちを社会全体で育てていくためには、地域、子供の育ちに関わる関係者、企業など、広島県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めなければなりません。

そのため、「ひろしま子供の未来応援プラン」では、プランのミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である5年後の「目指す姿」だけではなく、10年先を見据えた「目指す姿」を明らかにしました。



#### (1) 将来にわたって目指す社会像

すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現

(趣旨)

広島で生まれ育つすべての子供たちが、生まれる前から、18歳くらいまでの成育過程において、家庭の経済的な環境や、教育・文化的環境などの育っていく環境に左右されることなく、必要に応じて支援や配慮を受けながら健やかに育ち、現在や将来に、夢や希望を持つことができる。そして、夢や希望の実現に必要な知識、スキル、意欲・態度、価値観・倫理観を身に付けることができ、いつでもチャレンジすることができる環境の実現を目指します。

#### (2) 3つの領域ごとの目指す社会像

体系的に施策を推進するため、「目指す将来の社会像」の構成要素である「子供たち」～すべての子供たちの生きていく力の育成、「育っていく環境」～子供の力の育成の実現に向けた子育てへの支援など環境づくり、「必要に応じて支援や配慮を受け」～特に配慮が必要な子供とその家族への支援、に着目した3つの領域、『領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力』、『領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境』、『領域Ⅲ 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境』を設定します。

〈施策領域ごとの目指す社会像〉

##### ◇領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。



## ◇領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。

## ◇領域Ⅲ 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

### (3) 柱ごとの目指す姿

施策の柱ごとの5年後と10年後の「目指す姿」については、県民に深く理解してもらい、具体的にイメージして自らの行動にもつなげてもらえるよう、どのような取組でどのような変化が身の回りに起きるのかなど、可能な限り県民視点でより具体的に記載しています。

これによって、広島県の独自性が明らかになるとともに、プランの目指す姿にどれだけ近づいているのかが明確になるため、より客観的にプランの進捗状況を把握して評価などを行うことができます。

⇒ 5年後と10年後の「目指す姿」は第二章の施策の柱に掲載

## 4 モニタリング指標

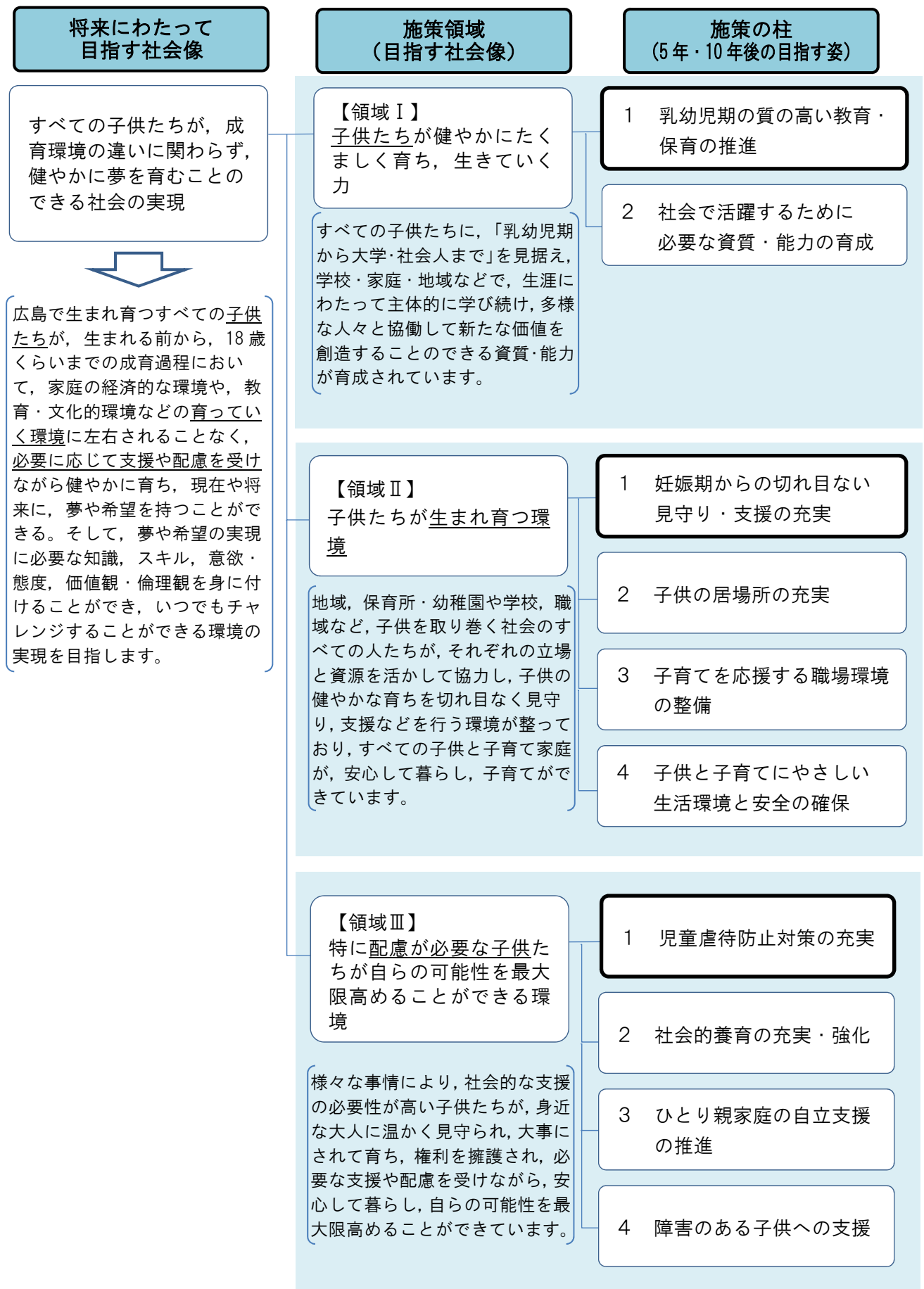
目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視する。

指 標	現状 (H29)
広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合	93.5%

(出典:厚生労働省調査)

## 第二章 施策の柱と取組の方向

《ひろしま子供の未来応援プラン（仮称）の施策体系》



領域Ⅰ

## 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 領域の目指す社会像

すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、  
学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、  
多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

#### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実 . . . . . 29
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備 . . . . . 31

#### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進 . . . . . 35
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実 . . . . . 38
- (3) キャリア教育・職業教育の推進 . . . . . 40
- (4) 学びのセーフティネットの構築 . . . . . 42
- (5) 運動習慣の確立 . . . . . 44
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり . . . . . 45

## 5年後の目指す姿 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

### 【乳幼児教育支援センター】

乳幼児教育支援センターにおいて、専門職員の育成・確保の仕組みが確立され、必要な職員が配置されるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園関係団体、ネウボラ、子育て世代包括支援センター等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。

### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に、乳幼児教育支援センターが各種研修を実施するとともに、関係団体等が実施する研修についても連携を図ることで、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を充実させています。

また、乳幼児期の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーが、希望する多くの園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等を支援しています。

さらに、乳幼児教育支援センターは、各園・所等における園内研修の活性化に向けて、中心となる教員・保育士等の育成も進めています。

園・所等は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センターや関係団体等が実施する研修に積極的に参加させています。

また、全ての園・所等が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所等における「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）の育成に向けた取組が進んでいます。

この中には、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を行

う自然保育などもあり、子育て家庭の選択肢の一つになっています。

### 【小学校】

小学校を対象に、乳幼児教育支援センターが幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。

こうした取組を通じて、各園・所等の遊びや生活を通した一人一人の子供の育ちの姿の記録等を活用して、園・所等での子供の育ちと学びが小学校に引き継がれるなど、園・所等との連携が図られるとともに、全校で、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした教育課程（スタートカリキュラム）が編成・実施されており、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。

### 【家庭・地域】

家庭向けに、5つの力がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいのか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料の開発が進み、園・所等やネウボラなど、関係機関と連携を図りながら配布されることにより、多くの家庭に情報提供されています。

また、園・所やネウボラ等の身近な場所で、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラでは、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等との連携を図っています。

さらに、地域で子育てや家庭教育に携わるボランティア等に対し、乳幼児教育支援センターが、資質向上に向けた研修や地域の体制整備に向けた支援に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する多くの保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。

### 成果指標

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合  
74.1% ⇒ 80.0%

## 10年後の目指す姿 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に、乳幼児教育支援センターや関係団体等が、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を提供するとともに、更なる研修内容の充実に取り組んでいます。

また、乳幼児期の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーが日常的に園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等を支援しています。

園・所等は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センターや関係団体等が実施する研修に積極的に参加させるとともに、各園・所等においても日常的に保育を振り返るなど、園内研修についても自立的・継続的に実施しています。

また、全ての園・所等が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されることにより、「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プランに掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに生まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。

### 【小学校】

小学校においても、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が共通認識されており、全校で、園・所等との協力のもと、幼保小合同研修や公開保育・公開授業などの幼保小連携に関する様々な取組や、接続を見通して編成・実施された教育課程についての不断の見直しが行われるなど、子供の育ちと学びを円滑につなぐための教育活動が実践されています。

こうした取組を通じて、小学校へ入学した子供が、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行しています。

### 【家庭・地域】

全ての家庭に向けて、5つの力がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料が質・量ともに充実し、デジタルコンテンツ等の保護者が活用しやすい形で、様々な媒体を通じて、継続的に情報提供されています。

また、園・所等やネウボラ等のほか、保護者の生活スタイルに応じた様々な場において、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラでは、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者等と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等との連携を図っています。

さらに、地域においては、子育てや家庭教育に携わるボランティアが、関係機関と連携を図りながら、保護者が安心して子育てできるよう支援しています。

こうした取組を通じて、多くの保護者が本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的に理解し、保護者の子育てに対する自信や安心感が醸成されています。

## 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

### (1) 乳幼児期の教育・保育の充実

#### 現 状

- 平成30(2018)年4月、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点として、「乳幼児教育支援センター」を設置し、幼児教育アドバイザー訪問事業、幼保小連携教育の推進、各種の研修等を実施することにより、県内の乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組んでいます。
- ＜「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合＞  
H27：72.0% ⇒ H30：74.1%
- また、乳幼児教育支援センターでは、有識者で構成する「アドバイザリーボード」を開催し、乳幼児期の教育・保育について最新の知見を得るとともに、県内の園・所等関係団体の代表者等で構成する「『遊び 学び 育つひろしまっ子！』推進検討会議」を開催し、プランの「目指す乳幼児の姿」を全県で実現するための仕組みづくりについて協議しています。
- 都市化やデジタルイゼーションが進展する中、子供たちが自然や生き物、実際の物事と直接的に関わる体験が求められており、中でも、子供の好奇心や想像力、自己肯定感、主体性など非認知能力を育む幼児教育として、自然保育の評価が高まっています。本県では、自然保育が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育を体験できるようになることを目的として、「ひろしま自然保育認証制度」を平成29(2017)年度に創設しています。
- 保育士の専門性の向上と質の確保に向け、平成29(2017)年度から保育士キャリアアップ研修を実施しています。
- 幼稚園は学校教育法施行規則により、その教育活動等について自ら評価し結果を公表することが義務付けられています。また、保育所及び認定こども園においても、保育所保育指針等に基づき、教育・保育内容についての自己評価に努めることとされており、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増加を見据え、自己評価の取組がこれまで以上に求められています。

#### 課 題

- 乳幼児教育支援センターの取組に対する園・所等の理解を深め、実践につなげることが求められています。
- 自然保育の意義や自然保育認証団体の活動内容など、自然保育に対する理解や、認知の向上が求められています。
- 保育所及び認定こども園において、自己評価の取組が進んでいないために、個々の経験に基づく実践的な教育・保育の知識・技術を組織全体で共有できていない園・所や保護者等との連携が十分でない園・所が見受けられます。
- 幼保小連携・接続の必要性に対する理解が進み、連携や交流活動は実施されていますが、幼児期の育ちや学びをつなぐ接続を見通した教育課程を合同で編成し実施する取組については、まだ十分でない園・所等及び小学校があります。

#### 取組の方向

- ▶ 乳幼児教育支援センターが、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせるよう、人材育成を行うなど体制づくりに取り組みます。

**取組の方向**

- ▶ 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する園・所等の理解を促進し、研修の実施や幼児教育アドバイザーによる訪問・助言、各園・所等における園内研修の活性化等、実践のための支援を行います。
- ▶ 自然保育に対する認知度を高めるとともに、研修等により安全に配慮された自然体験活動を推進します。
- ▶ 小学校におけるスタートカリキュラム編成を支援するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援するなど、幼保小連携・接続を推進します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	74.1%	80.0%

**指標の設定趣旨**

子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H27)	目 標 (R6)
自園の教育・保育の取組に対する見直しを行うため自己評価を実施している園・所等の割合	78.4%	100%

## 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進 (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 現 状

- 平成30(2018)年4月、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点として、「乳幼児教育支援センター」を設置し、子育てに役立つ情報提供、親子の学びや集いの場の充実、地域による親子支援など、家庭教育への支援の充実に取り組んでいます。
- 乳幼児の保護者を主な対象として、スキンシップや絵本の読み聞かせなどの家庭教育に役立つ取組について、科学的根拠を踏まえながら、情報を提供することにより、保護者が自信を持って子育てに取り組むための支援を行っています。
- 多くの保護者が「子供とどのように関わったらよいのか分からない」との悩みを抱えている中、共感的な「子供との関わり方」などについて、保護者や将来親になる中高生が参加体験型で学ぶ「『親の力』をまなびあう学習プログラム」による学習機会の提供に取り組んでいます。
- また、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方である「遊びの中に学びがある」ことを親子で体験する場を、市町と連携してモデル的に実施しています。(H30:2市町)
- 地域とのつながりの希薄化や核家族化が進む中、保護者が安心して子育てできるよう、各市町において、子育てや家庭教育に携わるボランティアが、読み聞かせや学習機会の提供など、家庭教育を支援する活動を行っています。

### 課 題

- 教育に関心が高く自ら積極的に情報を収集する保護者だけでなく、妊娠期も含め、全ての保護者に子供の発達段階に応じた家庭教育に役立つ情報を効果的に届けることが求められています。
- 乳幼児の保護者の悩みである「子供との関わり方」について学ぶ機会や、中学校・高等学校段階から子供との関わり方を学ぶ機会を充実させることが求められています。
- 「遊びの中に学びがある」ことを親子で体験し、共感的な理解を促していく機会を充実させることが求められています。
- ボランティアによる家庭教育を支援する活動の一層の充実に向けて、家庭教育支援体制の整備が求められています。

### 取組の方向

- ▶ 乳幼児教育支援センターが、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせるよう、人材育成を行うなど体制づくりに取り組みます。
- ▶ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力がどのように育まれているのかや子供との関わり方、遊びの中にどのような学びがあるのかなど、家庭教育に役立つ情報についての教材や啓発資料を開発・作成し、園・所やネウボラ等、親子が多く集まるイベント等の場やSNSを活用することにより、各家庭に効果的に提供します。
- ▶ 園・所等やネウボラ等、保護者にとって身近な場において、子供との関わり方について保護者同士で学ぶ機会や、中学校・高等学校段階から子供との関わり方を学ぶ機会を充実させます。
- ▶ 市町と連携し、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験し、共感的な理解を促していく機会を充実させます。
- ▶ 子育てや家庭教育を支援するボランティアに対し資質向上に向けた研修を実施するなど、地域の家庭教育支援体制の構築に向けた支援を行います。



成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】	74.1%	80.0%
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。</p>		

## 5年後の目指す姿 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、新たな学力調査などを活用した低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての子供たちに、基礎的な学力の定着が図られています。

### 【主体的な学びを促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価が行われるなど、生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクルが確立しています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見つけ、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」を取り入れた授業を教員が実践するなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインドの涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革」の加速化を図る仕組みが整

うことにより、全ての子供たちがこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）を伸ばしています。

### 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット」の観点から、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、各中学校区や高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、相談支援体制の充実を図るほか、厳しい経済状況にある子供たちの修学を支援する制度について、支援を必要とする世帯での利用が進んでいます。

また、家庭、学校での取組のほか、地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として提供する取組などにより、子供たちが、食や運動等の望ましい生活習慣を身に付ける機会が提供されており、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネットの構築や生活習慣づくりの形成が図られています。

### 成果指標

「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合

小学校： 71.1% ⇒ 76.0%

中学校： 64.6% ⇒ 74.0%

高等学校：62.1% ⇒ 76.0%

### 成果指標

全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合

小学校：13.9% ⇒ 11.5%

中学校：18.8% ⇒ 16.5%

## 10年後の目指す姿 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての子供たちに、基礎的な学力が確実に定着しています。

### 【主体的な学びを促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価を行うなど、生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクルが日常的に繰り返されることにより、主体的な学びを促す教育活動の質的向上が図られています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見つけ、各教科で習得したスキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」を取り入れた授業を全ての教員が実践するなど、子供たち一人一人の主体的な学びを促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインドの涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動の質的向上が図られています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革」が定着し、全ての子供たちにこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）が着実に身に付いています。

### 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット」の観点から、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、スクールソーシャルワーカーによる相談支援や厳しい経済状況にある子供たちの就学を支援する制度について、これらを必要とする全ての子供たちやその家庭において、適切かつ効果的に利用することができています。

また、子供たちの食や運動等の望ましい生活習慣が、家庭、学校での取組のほか、地域のボランティアや団体、企業等に支えられた取組を通じて着実に身に付き、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

こうした取組により、子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育が実現しています。

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進

#### 現 状

- 全国学力・学習状況調査のA問題（主として知識に関する問題）について、小学校は、平均正答率が前年度より下がっているものの、小・中学校等いずれも、全教科で全国平均を上回っており、これまでの調査結果を踏まえた授業改善の成果が表れています。
  - ＜全国学力・学習状況調査（小学校） A問題 平均正答率＞  
H29：79.0%（全国76.7%） ⇒ H30：69.5%（全国67.1%）
- また、A問題について、小・中学校等いずれも、正答率40%未満の児童生徒の割合が全国平均を下回っており、これまでの調査結果を踏まえた授業改善の成果が一定程度表れています。
  - ＜正答率40%未満の児童生徒の割合（H30）＞  
小学校：9.8%（全国13.3%）、中学校：9.5%（全国9.8%）
- しかし、B問題（主として活用知識に関する問題）の正答率がA問題と比較すると、依然として低い傾向にあります。
  - ＜全国学力・学習状況調査（小学校） B問題 平均正答率＞  
H29：54.0%（全国51.7%） ⇒ H30：56.5%（全国53.1%）
- 小・中学校では、各学校に「学びの変革」推進担当教員を位置付け、その全員が参加する各市町の「学びの変革」推進協議会において、研修等を実施し、児童生徒の主体的な学びを促す優れた実践事例を共有するとともに、県内の全ての小・中学校でカリキュラム・マネジメントに関する校内研修が行われ、カリキュラム・マネジメントの三つの側面について理解が図られています。
  - ＜カリキュラム・マネジメントの三つの側面＞
    - ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
    - ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
    - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- また、高等学校では、国語科、数学科、理科、地理歴史公民科、外国語科、情報科（令和2（2020）年度に家庭科、体育科、芸術科の3教科実施）の9教科における教科リーダー研修を通して各教科の特質に応じた「主体的な学び」の実現に向けた授業研究が各学校で組織的に実践されるとともに、カリキュラム・マネジメント研修を通して、各学校の実態に応じて資質・能力の育成に向けた取組が推進されています。
- さらに、特別支援学校においては、全ての学校において、「課題発見・解決学習」を取り入れた単元計画を作成し、授業で実践するなど、児童生徒の個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた、主体的な学びを促す教育活動を行っています。
- そのような中で、「課題発見・解決学習」に取り組んでいる学校の割合は9割を超えるなど、「学びの変革」の全県展開が進んでいます。
  - ＜「課題発見・解決学習」に取り組んでいる学校の割合＞  
H29：小学校91.8%、中学校85.8%、高等学校85.9%、特別支援学校100%  
H30：小学校92.8%、中学校90.0%、高等学校95.4%、特別支援学校100%

## 現 状

- 県立学校の海外姉妹校交流の支援を行うとともに、海外教育行政機関と連携した高校生の海外派遣や、民間事業者等と連携してより低額な短期留学プログラムを提供するなど、高校段階での留学経験者数は着実に増加傾向にあります。  
 <高等学校段階での留学経験者数> H27：296人 ⇒ H30：468人
- 中学校では、新学習指導要領を踏まえた小・中・高等学校における校種間の円滑な接続に向けた指導方法等の研究に取り組む学校を指定し、その研究成果を他校に普及することにより、言語活動を充実させた授業改善が進んでいますが、外国人とコミュニケーションを図ることに興味・関心を持っている児童生徒の割合が目標値に達していません。  
 <外国人とコミュニケーションを図ることに興味・関心を持っている児童生徒の割合>  
 H27：小学校 74.6%，中学校 60.0% ⇒ H30：小学校 72.2%，中学校 61.2%  
 <求められる英語力を有する中・高等学校の教員の割合>  
 H27：中学校 36.6%，高等学校 77.0% ⇒ H30：中学校 36.9%，高等学校 80.3%
- 「道徳教育改善・充実」総合対策事業の推進校・推進地域として小学校4校，中学校3校，高等学校3校及び5中学校区を指定し、「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた質の高い指導方法について実践研究を行っています。  
 <道徳的实践につなげる質の高い道徳授業の実施率>  
 H28：84.8% ⇒ H30：93.2%

## 課 題

- 「課題発見・解決学習」をはじめとした、児童生徒の「主体的な学び」を促す授業の質の向上が十分ではありません。
- 短期留学プログラムや留学支援制度等について生徒や保護者に十分に認知されておらず、また、姉妹校と活発に交流できていない学校があるなど、子供たちのグローバル・マインドの涵養を図る教育環境が十分ではありません。
- 道徳教育に関する指定校・指定地域による実践研究の成果が、県内各学校の「特別の教科 道徳」の授業の質的改善に生かされるよう、一層普及していく必要があります。

## 取組の方向

- ▶ 先進技術（IoT，AI，ビッグデータ等）の進展・高度化といった社会情勢の変化を踏まえた、「課題発見・解決学習」を取り入れた授業を効果的に実施するなど、児童生徒の主体的な学びを促進させる教育活動の充実に取り組みます。
- ▶ 短期留学プログラムや留学支援制度の認知度の向上を図ったり、新たな姉妹校提携への支援を行うなど、子供たちのグローバルマインドの涵養を図る教育環境を整備します。
- ▶ 道徳教育に関する指定校・指定地域等による実践研究の成果について、継続して発表の機会を設けるとともに、各学校の授業改善に生かされるよう、普及方法等を工夫します。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合	小学校：71.1% 中学校：64.6% 高等学校：62.1%(H30)	小学校：76.0% 中学校：74.0% 高等学校：76.0%
<b>指標の設定趣旨</b>		
社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
各高等学校で設定した育成すべきコンピテンシーを身に付けた生徒の割合	研究開発校の実績を踏まえ、設定	
<b>指標の設定趣旨</b> 各高等学校において、「主体的な学び」を促す教育活動を実践することにより、生徒に主体的な学びの定着が図られ、各高等学校で設定した資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合	65.6%	73.4%
<b>指標の設定趣旨</b> 外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える生徒が増えることが、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
道徳的实践につながる質の高い道徳授業の実施率	93.2%	99.0%

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実

#### 現 状

○ 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題が大きい学校を集中対策指定校及び実践指定校に指定し、教員を加配（集中対策2名、実践1名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。いじめの認知件数が前年度を上回っており、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にあります。

＜いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校）＞ H29：4,132件 ⇒ H30：7,051件

＜不登校児童生徒の割合（公立小・中学校）＞ H29：1.3% ⇒ H30：1.5%

＜中途退学率（公立高等学校）＞ H29：1.2% ⇒ H30：1.1%

○ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校からSC及びSSWの配置要望が増えています。

＜SC・SSWの配置・派遣＞ H29：SC280校、SSW16校（区） ⇒ H30：SC309校、SSW24校（区）

#### 課 題

○ 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動を繰り返す児童生徒が一定程度存在する中、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導が十分に行われていません。

○ 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、全体指導を基盤とするカリキュラムだけでは主体的に学ぶことが困難である子供たちが一定程度存在しており、画一的な指導方法では対応できない状況が生まれています。

○ SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。

#### 取組の方向

▶ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。

▶ 校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校児童生徒に対する支援を充実させます。

▶ SC、SSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	83.0%	83.6%

#### 指標の設定趣旨

認知したいじめについて、早期に対応し確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、指標として設定しました。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	51.2%	53.0%
<b>指標の設定趣旨</b> 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、学級以外の居場所づくりなどを進め、学びの場に参加できない児童生徒を減らしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
中途退学率（公立高等学校）	1.1%	0.8%
<b>指標の設定趣旨</b> 学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
スクールカウンセラーによる相談対応の結果、状況が好転した割合	39.7%	52.0%
スクールソーシャルワーカーによる支援の結果、状況が好転した割合	55.7%	61.0%



## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (3) キャリア教育・職業教育の推進

#### 現 状

- 進路指導主事研修及び高等学校教育研究会進路指導・キャリア教育部会において、「わたしのキャリアノート」の活用について、周知・徹底を図ったことにより、持ち上がり率（中学校から高等学校）は、前年度から3.7ポイント上昇し71.8%となり、校種を越えた系統的なキャリア教育を推進する学校が着実に増加しています。しかし、生徒の系統的なキャリア教育を推進する取組として、キャリアノートを十分に活用できていない学校がみられます。  
 <「わたしのキャリアノート」の持ち上がり率（県立高等学校）> H29：68.1% ⇒ H30：71.8%
- キャリア教育の一層の充実が求められていることから、文部科学省においては、新しい小学校及び中学校学習指導要領で、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じたキャリア教育を推進することとしたほか、平成30（2018）年度に「キャリアパスポート」を作成するなどの取組を行っています。
- 平成31（2019）年3月の国・公・私立高等学校卒業者の就職率は、前年同期と同じ値であり、直近10年間で最も高い99.1%となっており、全国平均を10年以上続けて上回っています。  
 <新規高等学校卒業者就職率> H28.3卒：98.7% ⇒ H31.3卒：99.1%
- 平成27（2015）年3月卒業者の3年以内の離職率は36.0%であり、全国平均39.1%を3.1ポイント下回っています。  
 <新規高等学校卒業者の3年以内の離職率【厚労省】> H24.3卒：36.4% ⇒ H27.3卒：36.0%  
 <新規高等学校卒業者の3年以内の離職率【県教委】> H24.3卒：20.4% ⇒ H27.3卒：18.5%
- ものづくり企業を退職した熟練技能者による巡回指導及び本県独自の「ひろしま“ものづくり”技能検定」の実施などにより、高等学校工業科卒業者の生徒の技能は着実に向上しています。  
 <高等学校工業科卒業者の技能士3級以上取得率> H27：20.9% ⇒ H30：27.7%

#### 課 題

- 中学校から高等学校へキャリアノートの持ち上がりができていない一部の学校において、生徒の系統的なキャリア教育の推進に向けた、キャリアノートの効果的な活用ができていません。
- 就職希望者の職業に対する理解不足等により、求職と求人とのミスマッチが生じており、早期離職が依然としてあります。

#### 取組の方向

- ▶ 就職希望者への就職相談や生徒のニーズに応じた求人開拓の強化、教職員の就職指導に係る資質向上により、個々の生徒の就職希望に沿った指導を強化します。
- ▶ キャリアノートの持ち上がり率を向上させ、キャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成するとともに、インターンシップ等の体験的な学習活動への参加促進等により、生徒の職業意識や社会人としての自覚の形成を促し、早期離職の防止を図ります。

成 果 指 標	現状（H30）	目標（R6）
新規高等学校卒業者就職率	99.1% (H31.3卒)	全国平均以上
<b>指標の設定趣旨</b>		
一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることがキャリア発達を促すことにつながるため、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
新規高等学校卒業者の3年以内の離職率	36.0% (H27.3卒)	全国平均以下
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることがキャリア発達を促すことにつながるため、指標として設定した。</p>		

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (4) 学びのセーフティネットの構築

#### 現 状

- 平成 29 (2017) 年に県が実施した「子供の生活に関する実態調査」によれば、授業の理解度について、「わからない」「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」の合計（以下同じ）と回答した児童生徒の割合が、生活が困難になるほど高くなっています。
  - ＜授業の内容が「わからない」と回答した児童生徒の割合（H29 県調査）＞
 

小学 5 年生（生活困難層）	： 12.4%	中学 2 年生（生活困難層）	： 21.1%
小学 5 年生（非生活困難層）	： 5.4%	中学 2 年生（非生活困難層）	： 9.8%

 ※生活困難層：「低所得」「家計の逼迫」「子供の体験や所有物の欠如」のうち、いずれか 1 つ以上に該当する家庭（子供の生活に関する実態調査）
- 平成 30 (2018) 年度に大学等進学時の経済的負担軽減のための新たな給付型奨学金を創設し、要件を満たす者に給付を行うとともに、貸与型奨学金について、制度を分かりやすく説明したパンフレットを作成し県内全ての高校生等へ配付するなど、様々な支援制度の周知に取り組んでいます。
- 高校生の学費負担を軽減する制度について、パンフレット・HP の改善や未申請者に働きかけることを徹底したことにより、申請率を高水準で維持できています。
- 平成 30 (2018) 年度に経済的に厳しい状況に置かれた生徒の大学等への進学を支援する給付型奨学金「大学等進学奨学金」を創設し、要件を満たす申請者全員に給付しましたが、今後は国において高等教育の修学支援が実施されるため「大学等進学奨学金」は役目を終えました。
- 平成 30 (2018) 年度から学力に課題のある児童生徒へのきめ細かい指導の充実を目指し、小学校低学年段階からの学習のつまずきとその改善状況を継続的に把握するための「新たな学力調査」の研究開発を開始しています。
- また、平成 30 (2018) 年度から「学力フォローアップ校」（小学校 20 校）及び「学力向上推進地域」（10 中学校区）を指定し、各学年段階での個別指導の改善について実践的な研究を開始しています。
- 不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題が大きい学校を集中対策指定校及び実践指定校に指定し、教員を加配（集中対策 2 名、実践 1 名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。不登校児童生徒の割合が上昇傾向にあります。
  - ＜不登校児童生徒の割合（公立小・中学校）＞ H29：1.3% ⇒ H30：1.5%
  - ＜中途退学率（公立高等学校）＞ H29：1.2% ⇒ H30：1.1%
- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校から SC 及び SSW の配置要望が増えています。
  - ＜SC・SSW の配置・派遣＞ H29：SC280 校、SSW16 校（区） ⇒ H30：SC309 校、SSW24 校（区）
- 平成 28 (2016) 年 12 月に教育機会確保法が制定され、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保することの重要性が高まっています。

#### 課 題

- 厳しい経済状況にある生徒の修学を支援する制度の充実が求められています。
- 教育費負担を軽減する制度について、支援が必要な世帯に対して必要な情報が十分に届いていません。

**課題**

- 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、全体指導を基盤とするカリキュラムだけでは主体的に学ぶことが困難である子供たちが一定程度存在しており、画一的な指導方法では対応できない状況が生まれています。
- SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。

**取組の方向**

- ▶ 高等学校等奨学金制度を充実させるほか、教育費負担を軽減する制度の広報、利用促進を図ります。
- ▶ SC・SSWの人材確保及び専門性の向上を図るとともに、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携などを含めた多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるなど、教育相談体制や不登校児童生徒等に対する支援の充実に取り組みます。
- ▶ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめ、児童生徒の状況に応じた学習支援の充実に取り組みます。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
全国学力・学習状況調査における正答率 40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.9% 中学校：18.8%	小学校 11.5% 中学校 16.5%

**指標の設定趣旨**

全国学力・学習状況調査における正答率 40%未満の児童生徒数が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	51.2%	53.0%

**指標の設定趣旨**

近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、学級以外の居場所づくりなどを進め、学びの場に参加できない児童生徒を減らしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
中途退学率（公立高等学校）【再掲】	1.1%	0.8%

**指標の設定趣旨**

学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】	74.1%	80.0%

**指標の設定趣旨**

子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (5) 運動習慣の確立

#### 現 状

- 日常生活を行っていく上で必要な体力や運動能力を維持するためには、継続して体を動かす習慣づくりが重要です。
- 子供の頃からスポーツに親しみ、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことは、子供の心身の健全な発達のみならず、成人したのちの健康・体力の保持増進にも大きな影響があるといわれています。
- これまで子供のスポーツは、学校における体育に関する指導に加え、スポーツ少年団など地域による活動や、民間が運営する道場や体操クラブ・スイミングクラブ等によって担われてきました。
- このうち学校教育においては、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、体力の向上を図ることのできる実践力の育成を目指し、各学校において、マネジメントサイクルを活用した体力づくりを進めています。
- 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答える児童生徒の割合が一部減少するなど一定の成果が見え始めています。  
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答えた生徒の割合（中2男子）> H29:9.9% ⇒ H30:10.3%  
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答えた生徒の割合（中2女子）> H29:20.0% ⇒ H30:19.2%
- また、学校教育の一環として行われ、子供のスポーツ環境として生徒の多様な学びの場となっていた運動部活動については、顧問の競技経験の不足により、生徒が望む専門的な指導ができていないケースがあるほか、少子化が進展する中、これまでと同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

#### 課 題

- 子供たちが楽しく体を動かせるよう、体育科・保健体育科の授業の改善が求められています。
- ジュニア期におけるスポーツ環境の整備には、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築が求められています。

#### 取組の方向

- ▶ 体育科・保健体育科授業や体力の向上に関する教師の指導力向上を図ります。
- ▶ 地域のスポーツ団体や民間事業者と学校との連携により、地域と学校が協働・融合した形での、地域におけるスポーツ環境の整備を進めます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年）	男子：10.3% 女子：19.2%	男子：5.0% 女子：10.0%
<b>指標の設定趣旨</b>		
生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (6) 子供の健康・生活習慣づくり

#### 現 状

- 子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、栄養バランスの取れた食事、十分な休養、睡眠が大切です。
- 小学校では、保健の授業で、運動、食事、睡眠などを適切にとることが必要であると理解させるとともに、児童会活動で給食後の歯磨き活動に取り組むなど、基本的な生活習慣を身に付けるための指導を行っています。
- また、保護者に対しては、保健だよりや給食試食会での啓発、健康診断の結果を伝える機会を捉え、家庭における生活習慣の改善を促す取組を行っています。
- 平成 29 (2017 年) に実施した「子供の生活に関する実態調査」によれば、子供たちの基本的な生活習慣に様々な課題があることが明らかになりました。
  - ＜就寝時刻が決まっていない児童生徒の割合 (H29)＞ 小学 5 年生：22.9% 中学 2 年生：25.6%  
 (「あまり決まっていない」「まったく決まっていない」の合計)
  - ＜起床時刻が決まっていない児童生徒の割合 (H29)＞ 小学 5 年生：11.6% 中学 2 年生：10.2%  
 (「あまり決まっていない」「まったく決まっていない」の合計)
  - ＜歯を毎日磨いていない児童生徒の割合 (H29)＞ 小学 5 年生：8.1% 中学 2 年生：6.0%
- そうした中でも、「朝ごはん」は子供の健康に大きな影響があるだけでなく、基本的な生活習慣や学力、体力を身に付けるうえでも非常に重要な要素であることから、どのような家庭環境にある子供でも朝食が食べられる環境づくりを目的として、小学校の敷地内で朝食を提供する朝ごはん推進モデル事業を平成 30 (2018) 年から実施していますが、朝食を食べていない子供がいます。
  - ＜児童 (小学 6 年生) の朝食欠食率＞ H25：3.0% ⇒ R1：4.4%
- また、子供たちが食の楽しさを実感し、食事のマナーなど食に関する基礎的な習慣を習得できるよう、乳幼児期等の保護者を対象としたセミナー等により、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の実践支援に取り組んでおり、平成 29 (2017) 年度の「共食」回数は週平均 8.9 回と平成 25 (2013) 年度と比べて増加傾向にはあるものの、継続的な対策が求められています。
  - ＜朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合＞  
 H25：週平均 8 回 ⇒ H29：週平均 8.9 回
- 本県の 3 歳児でう蝕がない人の割合は、平成 29 年度は 86.7%と全国平均 85.6%を上回っています。
  - ＜3 歳児でう蝕がない人の割合＞  
 H24：83.6% (全国平均 80.9%) ⇒ H29：86.7% (全国平均 85.6%)
- 乳幼児期はう蝕に対する抵抗性が低いため、フッ化物塗布やフッ化物洗口を行うことが有効であることから、今後も乳幼児への対策を継続していくことが求められています。
- 本県の 12 歳児でう蝕がない人の割合は、平成 30 年度は 70.4%と全国平均 67.3%を上回っていますが、歯肉に炎症を有する人の割合は、全体の 5.1%を占めています。
  - ＜12 歳児でう蝕がない人の割合＞  
 H24：65.4% (全国平均 57.2%) ⇒ H30：70.4% (全国平均 67.3%)
  - ＜12 歳児で歯肉に炎症を有する人の割合＞ H24：4.5% ⇒ H30：5.1%
- HIV 感染者やエイズ患者の感染原因の約 9 割が性的接触で、20 代以下が 2 割を占めています。

#### 課 題

- 世帯構成の変化や外食・中食の浸透、こ食 (孤食、個食等) の広がり等により、望ましい食習慣が身につけていない子供がいます。

- 子供が基本的な生活習慣を身に付ける乳幼児期において、保護者や家庭をターゲットとした家庭教育支援の一環として、生活習慣づくりへの支援が求められています。
- 学齢期でう蝕がない人の割合は、良好な状況ですが、歯肉に炎症を有する人の割合は増加しています。
- 性に関する適切な意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年期への、エイズや性感染症等に関する普及啓発が行き届いていません。

### 取組の方向

- ▶ 望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりを推進します。
- ▶ ひろしま版ネウボラと乳幼児教育支援センターとの連携により、子供たちに基本的な生活習慣が身に付くよう、保護者への働きかけを推進します。
- ▶ 生涯を通じた正しい歯科保健行動の定着に向け、歯科関係団体や学校等と連携し、う蝕予防対策及び歯周病対策を推進します。
- ▶ エイズや性感染症等に関する効果的な教育資材の提供等により、普及啓発を推進します。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
県内児童（小学6年生）の朝食欠食率	4.4%	3.7%

### 指標の設定趣旨

朝食欠食率が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定しました。

参考指標	現状 (H30)	目標 (R6)
3歳児でう蝕がない人の割合	86.7% (H29)	90.0%以上 (R5)
12歳児でう蝕がない人の割合	70.4%	75.0%以上 (R5)
12歳児で歯肉に炎症を有する人の割合	5.1%	2.0%以下 (R5)

※「第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画（H30～R5）」において、最終目標達成見込年度を令和5（2023）年度に設定している。





領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

### 領域の目指す社会像

地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。

柱1	妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実	
	(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	51
	(2) 妊産婦支援・母子保健等の推進	53
	(3) 周産期医療体制の確保・充実	55
	(4) 小児救急医療体制の確保・充実	56
柱2	子供の居場所の充実	
	(1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	59
	(2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実	61
柱3	子育てを応援する職場環境の整備	64
柱4	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	
	(1) みんなで子育て応援の推進	67
	(2) 子育て住環境の整備	68
	(3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進	69
	(4) 子供の防災の取組の推進	71
	(5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進	73
	(6) 子供の交通安全の取組の推進	75

## 5年後の目指す姿 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

### 【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】

8割の市町において、ネウボラの拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当が一貫して対応することにより、子育て家庭の3割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点や児童発達支援センター、乳幼児教育支援センター等と連携し、早めの支援が実施されています。

なお、残りの2割の市町においても、支援の必要性に関わらず、全ての子供・子育て家庭に対し、働きかける取組（ポピュレーションアプローチ）の重要性が理解され、産前のタイミングで全員の状況を確認し、支援につなげる取組が開始されています。

子育て家庭に関わる主な医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の4市町において、ネウボラを含めた市町の各部署や小中学校が連携して子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握する実証試験が行われています。

また、それらの情報が家庭児童相談員やネウボラの担当者、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない段階から、相談支援や養育支援などの予防的支援も試験的に実施されています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域で相談がしやすくなった、必要な情報や必要な支援などを受けられることが多くなった、子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。

### 成果指標

安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合

80.0% ⇒ 85.0%

### 【周産期医療体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩など、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数

が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が維持されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持されています。

これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は、県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けることができおり、周産期死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準で維持されています。

### 成果指標

周産期・妊産婦死亡率

直近5年間での平均値を現状値以下

### 【小児救急医療体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持されるとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化を図ることで、小児専門の救命救急医療体制の整備が進められています。

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができおり、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センターを中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取り組むことにより、これらの周産期医療及び小児救急医療体制の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

### 成果指標

乳児・幼児・小児死亡率

直近5年間での平均値を全国平均値以下

## 10年後の目指す姿 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

### 【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】

全市町において、ネウボラの拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の5割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点や児童発達支援センター、乳幼児教育支援センター等と連携し、早めの支援が実施されています。

子育て家庭に関わる全ての医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の8割の市町において、ネウボラを含めた市町の各部署や小中学校が連携して、子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握し、それらの情報が家庭児童相談員やネウボラの担当者、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない状態で、相談支援や養育支援などの予防的支援が必要な子供や家庭に漏れなく届いています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域でいつでも相談でき、必要な情報や必要な支援などが受けられており、子供たちの健やかな育ちに様々な人達が関わって支えられていることを実感しています。

### 【周産期医療体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩など、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が維持されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持されています。

これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けることができおり、周産期死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準で維持されています。

### 【小児救急医療体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化を図ることで、小児専門の救命救急医療が実施されています。

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちはいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができおり、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センターを中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取組むことにより、これらの周産期医療及び小児救急医療体制の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

## 柱1

## 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

## (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり

## 現 状

- 核家族化の進行等により、身近に相談ができる人がいない等、子育ての孤立化が進行しています。
- 児童虐待や不登校など、子供が生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化しています。  
＜児童虐待相談対応件数（県・広島市合計）＞ H26：3,015件 ⇒ H30：4,019件
- 子育て家庭が子育てに悩んだ時の相談先として、市町や県の相談窓口を挙げる人は、数パーセントにとどまっています。
- 国においては、妊産婦、乳幼児に対する継続的な支援の充実を図るため、令和2（2020）年度末までに、全自治体に子育て世代包括支援センターを設置することが努力義務化され、県内市町においても設置が進められています。
- 本県では、子供と家庭に関する切れ目のない見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築に向け、平成29（2017）年度からモデル的な取組を実施しています。
- モデル的な取組においては、身近な拠点で、ファーストコンタクトである母子健康手帳交付時から、専門職が、定期的に丁寧な面談を実施することにより、信頼関係を構築し、子育て家庭の不安感の軽減に努めるとともに、リスクの早期発見・早期支援を目指しています。
- その結果、ひろしま版ネウボラのモデル市町では、妊産婦や子育て家庭からの自発的な相談やリスク発見が増えるなど成果が現れ始めています。

## 課 題

- ネウボラを展開していくにあたり、専門職の確保が困難と考える市町が少なくありません。
- ネウボラは、子育て家庭が通う場である医療機関や保育所・幼稚園等と必要な情報を共有し、連携して対応することが重要ですが、現行の体制では連携の仕組みが十分ではありません。
- 不安が高まりやすい産前産後において、不安の軽減効果が高い「産後ケア」等のサービスの提供体制が十分でなく、事業を実施する市町数や利用者数が伸びていません。
- 就学後も含め、子育て家庭の情報が関係機関で共有されていないために、各機関が限られた情報の中で対応せざるを得ず、多面的なアセスメントや機を逸さないフォロー体制が十分にできていません。
- 市町の設置が努力義務化され、今後、設置が進むと見込まれる「子ども家庭総合支援拠点」は、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となるものであり、ひろしま版ネウボラとの一体的運用の促進が求められています。

## 取組の方向

- ▶ 母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築します。
- ▶ 傾聴と対話を重視し、子育て家庭に寄り添いながら、適切な指導・助言を行うことができる高いスキルを持った人材を育成します。
- ▶ 医療機関とネウボラの連携の仕組みや産後ケア等サービスの提供体制など、ネウボラの実施に向けた課題への対応を市町とともに検討し解決します。
- ▶ 福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。
- ▶ 市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用を促進します。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
安心して妊娠, 出産, 子育てができると思う者の割合	80.0%	85.0%
<b>指標の設定趣旨</b> ネウボラがあることなどによって, 安心して妊娠, 出産, 子育てができると思う者の割合が増加することが, 全ての子供と子育て家庭が安心して暮らし, 子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから, 指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R1)	目標 (R6)
妊娠, 出産について満足している者の割合 (産後, 退院してから1か月程度, 助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合)	77.5% (H29)	85.0%
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町	18市町
子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1市町	4市町

## 柱1

## 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

## (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

## 現 状

- 平成30(2018)年の本県の出生率(人口1,000人対)は7.7で全国7.4を上回っており、合計特殊出生率も1.55で全国平均を上回る状況が続いています。
- 本県の母親の平均出産年齢は上昇しており、晩婚化、晩産化が進む中、健康管理が重要となる40歳以上の妊産婦は上昇傾向にある一方、20歳未満の人工妊娠中絶率は全国平均より高い状況にあります。
  - <第1子出産年齢(母親)> H26:29.5歳 ⇒ H29:30.1歳
  - <40歳以上産婦数(割合)> H26:1,003人(4.2%) ⇒ H29:1,036人(4.7%)
  - <20歳未満の人工妊娠中絶率(H29)> 5.9%(全国4.8%)
- 市町の母子保健事業において、妊産婦、乳幼児の健康診査や妊産婦に対する喫煙、妊娠期の体重増減等の妊娠中の健康管理等に関する健康教育、訪問支援が行われています。
- また、出産期の入院期間の短縮化や核家族化、子供との関わりの経験不足等を背景に、出産後早期に支援を必要とする子育て家庭に対して、産後ケア等が行われています。
- 平成28(2016)年母子保健法の改正により、母子保健施策は子供の虐待予防や早期発見に資するものであることが明確化され、市町の母子保健部門は地域の医療機関等と連携し、妊産婦、乳幼児、家族の健康問題等ハイリスク要因の把握を強化しています。
- 本県の乳幼児健康診査の未受診率は減少傾向にありますが、受診していない子供が一定割合存在しており、一部の子育て家庭において、養育状況を把握するため、児童虐待部門等との連携を図り、家庭訪問等の支援を行っています。
  - <乳幼児健康診査未受診率(H30)> 1歳半:4.4% 3歳:5.9%
- 乳幼児期は、親子間の会話や体験の共有等を通じて言葉や自己肯定感が発達する重要な時期ですが、泣いたりぐずったりする子供に 대응するため、テレビやスマートフォンなどのICT端末に頼りすぎてしまう親がおり、子供の健やかな育ちへの影響が懸念されています。
- 成育過程にある者及びその保護者、妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進すること等を目的とした「成育基本法」が令和元(2019)年12月に施行されました。

## 課 題

- 妊産婦が安心して、妊娠、出産、子育てに向き合うことができる心身の状態を保つことは子供の発育・発達や虐待予防に影響することから、母親を支える父親が参加しやすい両親学級や乳幼児健康診査等による父親も含めた相談支援体制の構築等、取組の充実が求められています。
- 低出生体重児(2,500g未満)の出生割合は、横ばい傾向が続いていますが全体の1割を占めており、多胎児等も含め発育、発達、疾病等の配慮が必要な乳幼児や保護者への支援体制の充実が求められています。
  - <低出生体重児(2,500g未満)の割合> H26:9.6% ⇒ H29:9.5%
- 若い世代においては、加齢による妊娠能力の低下、高齢出産のリスクに関する正しい知識が身につけていないほか、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを描くために必要な知識や経験が十分に得られていません。
- 新生児聴覚検査については、実施状況を把握し、精度管理を行う体制や聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるための全県的な取組が遅れています。
- 「ゲーム障害」が新しく疾患として位置づけられたことから、学童期へ向けた予防的観点から、乳幼児期における適切なICT端末の利用等について普及啓発が求められています。

### 取組の方向

- ▶ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ▶ 適切な健康管理，効果的な保健指導等を行うための情報について，健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりを促進します。
- ▶ 低出生体重児や多胎児，食物アレルギー等の疾患を有する配慮が必要な乳幼児と保護者に対する支援とともに新生児における聴覚障害の早期発見・早期療育が行われるよう，関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- ▶ 若い世代に対して，妊娠・出産の仕組みや妊産婦の喫煙・飲酒等の健康管理，母親・父親の役割や愛着形成の重要性など，自分のライフプランを含めて考えることのできる環境づくりや知識の普及，情報提供に取り組めます。
- ▶ 子育てにスマートフォンを利用すること，ICT端末が乳幼児への発育・発達に与える影響などについて学ぶ機会の提供に取り組めます。

成 果 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合 【再掲】	80.0%	85.0%
<b>指標の設定趣旨</b> ネウボラがあることなどによって，安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合が増加することが，全ての子供と子育て家庭が安心して暮らし，子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから，指標として設定しました。		

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実 (3) 周産期医療体制の確保・充実

### 現 状

- ハイリスクの妊娠・分娩に対応する医療機関として、県内2か所を総合周産期母子医療センターに指定し、8か所を地域周産期母子医療センターに認定しており、県内7つの二次保健医療圏全てをカバーしています。
- 産科医、産婦人科医及び小児科医の数は増加傾向にあるものの、病院勤務医の数はいずれも全国平均を下回っています。  
 <分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数（15歳～49歳女性人口10万人対 H29）>  
 病院：17.9人（全国24.1人） 診療所7.1人（全国8.3人）
- 出生数は減少傾向にあるものの、継続的・専門的な医療が必要な低出生体重児の割合は横ばい状態が続いており、全国平均をやや上回る状況で推移しています。
- 県内10か所の周産期母子医療センターにNICUを整備していますが、半数の周産期母子医療センターにおいては、その稼働率がほぼ100%となっています。

### 課 題

- 出生数の減少や医師の高齢化等による分娩取扱施設の減少や小児科開業医の減少などにより、今後、周産期医療体制の維持が困難になっていくことが懸念されています。
- 産科医及び産婦人科医、小児科医においては、女性医師の割合が高い状況がありますが、保育施設の不足など、出産・子育て世代が勤務を継続できる体制が十分ではありません。
- 妊産婦及び新生児の状態に応じた医療の提供が求められていますが、分娩を取り扱う診療所の減少等により、周産期母子医療センターでも通常分娩を多く取り扱うことになるなど負担が増加し、ハイリスク分娩への対応が困難になっています。
- 常時医療的ケアを必要とする重度の障害が残った子供について、在宅医療への移行が困難な場合や重症心身障害児施設に空きがない場合に、入院が長期化することとなり、NICU病床の確保が困難になっています。

### 取組の方向

- ▶ 大学医学部地域枠の活用や、女性従事者を中心とした離職防止支援、再就業の促進などにより医師や看護師等医療従事者を確保します。
- ▶ 周産期母子医療センター等の高次医療施設について、限られた資源を有効に生かすために重点化なども検討します。
- ▶ 医療機能に応じた役割分担と連携により周産期医療体制を維持・確保します。
- ▶ NICU等を退院可能となった子供が個々の状況に応じた生活の場で療育・療養できるよう、地域における療養介護及び医療型短期入所サービス等の必要見込量の確保に取り組みます。

成 果 指 標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
周産期死亡率 （妊娠22週以降の死産と生後1週未満の死亡の合計）（出産1,000対）	3.4 （全国8位）	直近5年間での 平均値を 現状値以下
妊産婦死亡率 （妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡）（出産10万対）	0.8 （全国7位）	

### 指標の設定趣旨

周産期死亡率及び妊産婦死亡率ともに現状値以下とすることにより、全国でもトップレベルの周産期医療水準を維持し、妊産婦が県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定しました。



## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実 (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 現 状

- 軽症患者などに対応する「初期救急」については、「在宅当番医制」や「休日夜間急患センター」の体制により実施しています。
- 入院治療を要するなど重傷患者に対する「二次救急」については、県内の二次保健医療圏7圏域の全てで、24時間体制の二次救急医療体制を確保しています。
- 複数の診療科目にわたる重篤患者に対応する「三次救急」については、救命救急センターの充実・強化を図る中で、広域的に対応しています。
- 直近5年（H25～H29）平均の乳児・幼児・小児の死亡率は全国平均値を下回っています。
- 小児科医の数は増加傾向にあるものの、病院勤務医の数は全国平均を下回っています。  
 <小児科医師数（小児人口10万人対 H28）>  
 病院 51.8人（全国 63.4人） 診療所 43.7人（全国 40.3人）
- 休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、不要な受診を抑制し、小児科医の負担軽減を図ることを目的とし、小児救急医療電話相談事業を実施しています。

### 課 題

- 小児科医の数は増加が続いているものの、小児人口あたりの医師数は全国的に見て少なく、今後、高齢化等による開業医の減少により、小児救急医療体制の維持が困難になっていくことが懸念されています。
- 複数の診療科目にわたる重篤患者に対する「三次救急」については、「救命救急センター」の充実・強化を図る中で、重症の小児救急患者に広域的に対応しているところですが、小児専門の救命救急医療体制の整備も必要とされています。
- 社会情勢及び家庭環境の変化や保護者の専門医志向、病院志向などにより、休日夜間の軽度小児救急患者が多いことが指摘されており、小児科医が疲弊する要因となり、小児救急医療体制の確保に苦慮している地域もあります。

### 取組の方向

- ▶ 大学医学部地域枠の活用や、女性従事者を中心とした離職防止支援、再就業の促進などにより医師や看護師等医療従事者を確保します。
- ▶ 高次医療施設の更なる高度化・重点化を図るとともに、医療機能に応じた役割分担と連携により小児救急医療体制の維持・確保に取り組みます。
- ▶ 急病時の対応にかかる適正な受療行動の普及啓発を充実させます。

成 果 指 標	現 状（5年平均 H25-H29）	目 標（R6）
乳児死亡率（1歳未満）（出生1,000対）	乳児 1.9 （全国 2.0）	直近5年間での 平均値を 全国平均値以下
幼児死亡率（5歳未満）（幼児人口1,000対）	幼児 0.52 （全国 0.52）	
小児死亡率（15歳未満）（小児人口1,000対）	小児 0.21 （全国 0.22）	

### 指標の設定趣旨

乳幼児・小児死亡率を全国平均値以下とすることが、子供たちがいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けられていることにつながると考えられていることから、指標として設定しました。

## 5年後の目指す姿 柱2 子供の居場所の充実

### 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供が保育所、認定こども園等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、年度当初に待機児童が発生していません。

また、園・所等において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザーが園・所等を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進むなど、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

さらに、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を通じて、5つの力を育む教育・保育が実践されており、子育て家庭の選択肢の一つとなっています。

これらの取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力の育成に向けた取組が進むとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができており、安心して子育てができていますと実感しています。

#### 成果指標

保育所の待機児童数(4/1時点)  
128人 ⇒ 0人

### 【地域における放課後等の居場所の充実】

いわゆる「小1の壁」（おもに共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること）はなくなり、希望した低学年児童（1年生～3年生）が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を利用することができます。

また、補助員の資格取得の促進等により、児童クラブで児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員の割合が8割に増加しており、放課後児童支援員は、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、放課後子供教室や公民館・児童館などの活動プログラムを実施している市町では、児童クラブを利用する子供を含め希望する児童がこれらの活動に参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

また、こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていますと実感しています。

#### 成果指標

放課後児童クラブの低学年待機児童数(5/1時点)  
6人 ⇒ 0人

## 10年後の目指す姿 柱2 子供の居場所の充実

### 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、待機児童が発生していません。

また、園・所等において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザーが園・所等を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されることにより、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が子供たちに育まれるとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができており、安心して子育てができていると実感しています。

### 【地域における放課後等の居場所の充実】

全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という）を利用することができます。

また、補助員の資格取得が進み、放課後児童クラブで児童に関わる職員は、全て放課後児童支援員となっており、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、全ての市町において、児童クラブの子供を含む希望する児童が、放課後子供教室や公民館・児童館などの活動プログラムに参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていると実感しています。

## 柱2 子供の居場所の充実

### (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保

#### 現 状

- 認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園の設置を促進してきました。  
 <認定こども園の設置数> H25:39施設 ⇒ R1:169施設
- 保育所や小規模保育などの新設・増改築などにより、着実に受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、それを上回る保育ニーズがあり、依然として一部の市町では待機児童が発生しています。  
 <保育所の待機児童数> H26.4:447人 ⇒ H31.4:128人
- 保育士人材バンクの運営など、保育士確保を行い、県全体の保育士数は増加していますが、必要な保育士数が増加し、待機児童が発生する要因の一つとなっています。  
 <広島県保育士人材バンクのあっせんによる就業数(累計)> H25:168人 ⇒ H30:1,427人
- 平成29(2017)年度から保育士の専門性の向上と質の確保に向けた保育士等キャリアアップ研修を実施しており、この研修の受講と保育士としての経験年数を加味した処遇改善を実施しています。
- 私立幼稚園が教員の確保に苦慮している状況を踏まえ、平成30年度から国の支援制度を活用し、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいます。
- 保護者の働き方の多様化などに応じ、延長保育や夜間・休日保育、一時的に保育を必要とする保護者のための一時預かりや病児保育など、ニーズが多様化しています。
- アレルギー児や障害児、外国にルーツのある子供など、特に配慮が必要な子供が、今後増加していくことが見込まれます。
- 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者に加えて、幼稚園の一時預かり保育の利用者や認可外保育施設の利用者(市町から保育の必要性の認定を受けた者に限る)についても無償化の対象となっています。
- 都市化やデジタルライゼーションが進展する中、子供たちが自然や生き物、実際の物事と直接的に関わる体験が求められており、中でも、子供の好奇心や想像力、自己肯定感、主体性など非認知能力を育む幼児教育として、自然保育の評価が高まっています。本県では、自然保育が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育を体験できるようになることを目的として、「ひろしま自然保育認証制度」を平成29(2017)年度に創設しています。
- 平成30(2018)年4月、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点として、「乳幼児教育支援センター」を設置し、幼児教育アドバイザー訪問事業、幼保小連携教育の推進、各種の研修等を実施することにより、県内の乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組んでいます。

#### 課 題

- 令和元(2019)年10月の幼児教育・保育の無償化により、更なる保育ニーズの増加が見込まれる一方、年少人口の減少により、将来的には入所児童数の減が見込まれることから、将来を見越した計画的な受け皿の確保が求められています。
- また、受け皿の確保にあたっては、教育・保育内容はもとより、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などのそれぞれの設置基準に準じた職員配置や設備・運営など、施設面での質の確保及び向上が求められています。
- 待機児童が発生する背景には、待機児童の大半が1・2歳児であり、保育士配置基準の厳しさから積極的に受け入れる保育施設が少ないことや、保護者の情報不足による保育のミスマッチが生じています。

**課 題**

- 保育士の給与は処遇改善の取組により改善されていますが、依然として全産業平均よりも低いことなどや、労働環境の改善といった働き方改革の取組が進んでいない施設があることが、保育士不足の要因となっています。
- 多様なニーズや、配慮が必要な子供たちに適切に対応していくためにも、保育士不足の解消と、研修などを通じた質の向上が求められています。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、市町（権限を委譲していない4町は県）に届出を行い、国が定める指導監査基準を満たすことが必要である（ただし、5年間は経過措置として基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる）ことから、認可外保育施設の利用者が、施設が無償化の対象であるかなどを把握できるよう、届出の有無や指導監督基準の適合状況などの情報提供をする必要があります。
- 自然保育の意義や自然保育認証団体の活動内容など、自然保育に対する理解や、認知の向上が求められています。

**取組の方向**

- ▶ 幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保を推進します。
- ▶ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の資質向上のため、研修を充実します。
- ▶ 市町と連携し、延長保育や病児保育など多様化する保育ニーズを把握し、対応していきます。
- ▶ 保育施設の質の確保及び向上のため、市町と連携して指導監督等の充実を図ります。
- ▶ 認可外保育施設については、適宜市町と情報共有を図り、利用者への情報提供に取り組みます。
- ▶ 自然保育に対する認知度を高めるとともに、研修等により安全に配慮された自然体験活動を推進します。

成 果 指 標	現 状 (H31. 4. 1)	目 標 (R6. 4. 1)
保育所の待機児童数 (4/1 時点)	128 人	0 人

**指標の設定趣旨**

保育所の待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができていくという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が備わっている年長児の割合【再掲】	74.1%	80.0%

**指標の設定趣旨**

子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H31)	目 標 (R6)
就業保育士数	12,870 人 (H29. 10)	14,461 人
保育施設の利用定員数	71,251 人 (H31. 4)	75,567 人
認定こども園の設置数	162 施設 (H31. 4)	199 施設

## 柱2 子供の居場所の充実

### (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

#### 現 状

- 地域における子供の居場所は、学齢期以降では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の生活・遊びの場である、「放課後児童クラブ」や、地域住民などの参画を得て、学習や交流等を行う場である「放課後子供教室」があるほか、ボランティアが学習支援を行う「地域未来塾」(H27～)、生活困窮世帯の子供への学習支援(H27～)、ひとり親家庭等を対象とした生活・学習支援(H28～)などがあります。
- 全ての子供を対象とした遊びや学びの拠点として、公民館、図書館等の社会教育施設や、児童館等の児童厚生施設が活用されているほか、民間主体の子供食堂の取組も広がっています。
- 近年では、共働き世帯の増加などにより、「放課後児童クラブ」の登録児童数が毎年増加しており、施設整備が進みましたが、待機児童が発生している市町があります。  
 <放課後児童クラブの待機児童発生市町数> H26.5: 6市町→R元.5: 6市
- 放課後児童支援員認定資格研修を実施し(H27～)、市町ニーズを踏まえた人材養成を行っていますが、支援員の確保に苦慮している市町があります。
- 国は「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童の解消と多様な体験活動の充実に向け、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な実施を推進しています。
- 地域における低年齢の子供と子育て家庭への支援については、市町が主体となり、乳幼児と保護者が交流し、相談・情報提供を行う「地域子育て支援拠点」の設置や、緊急時等に子供を預かる「ファミリー・サポート・センター事業」などに取り組んでいますが、子育て家庭の実情に応じたきめ細かなサービスの提供が求められています。
- 子育て支援員研修の実施により、こうした事業に従事する人材養成に取り組むなど、地域で子育て支援を担う人材養成を行っています。

#### 課 題

- 放課後児童クラブにおいては、女性の就業率の高まり、共働き家庭の増加などにより、想定を上回るニーズの増加があり、学校の空き教室など実施場所の確保が困難なことから待機児童が発生しています。
- 令和2(2020)年度から放課後児童支援員は認定資格研修の受講が必須となることから、放課後児童クラブの質の向上のために、認定資格研修の受講者を増やすことが求められています。
- 行政や民間による多様な子供の居場所に係る取組が実施されていますが、それぞれの取組において、支援の担い手の確保や、資質の向上などが求められています。

#### 取組の方向

- ▶ 放課後児童クラブに対する需要を正確に把握し、それをベースとして計画的に整備するとともに、放課後児童クラブの質の維持・向上のため、認定資格研修を実施し、放課後児童支援員の確保に取り組めます。
- ▶ 放課後子供教室の質を維持・向上させるため、体験活動等を支援する人材の確保や育成に取り組めます。
- ▶ 市町の計画に基づき地域子育て支援拠点等を整備し、地域の身近な場所で、ネウボラとの連携を図りながら、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や、育児相談、情報提供等を促進します。
- ▶ 地域子育て支援拠点等の地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手の確保や資質の向上に向けた取組を促進します。

**取組の方向**

- ▶ 地域における子供の居場所について、子供が安心して過ごすことができ、多様な経験の機会も得られるなど、いっそう充実が図られるよう、効果的・効率的なあり方について検討を進めます。

成 果 指 標	現状 (R1. 5. 1)	目標 (R6. 5. 1)
放課後児童クラブの低学年待機児童数 (5/1 時点)	6 人	0 人

**指標の設定趣旨**

放課後児童クラブの待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができているという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
放課後児童支援員の有資格率	56.9% (R1. 5. 1)	80.0%
放課後児童支援員認定資格研修受講者	434 人 (R1. 5. 1)	290 人
地域子育て支援拠点数	154 (H30)	173

## 5年後の目指す姿 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

働き方改革が、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすものであることの理解と取組を県内企業に働きかけることにより、働き方改革の意義が経営者に認識され、県内企業において働き方改革を自律的に継続していく動きが広がり、こうした企業の取組が従業員から評価されています。

これにより、企業内で業務効率化や相互にフォローし合う体制の整備等による長時間労働の削減や休暇取得が促進され、また、乳幼児期、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が導入されるなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。

また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県における男性の育児休業取得率が全国値を上回るなど、男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。

### 成果指標

働き方改革に取り組む企業の割合  
58.6% ⇒ 80.0%以上(R2)

### 成果指標

男性の育児休業取得率  
7.3% ⇒ 13.0%(R2)

## 10年後の目指す姿 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

県の働き方改革推進の働きかけが行き渡り、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすという働き方改革の意義が経営者層に十分理解され、多くの県内企業において自律的な取組が定着しており、従業員が「働きやすい」、「働きがいがある」と実感しています。

これにより、企業内で業務効率化や従業員相互にフォローし合う体制の整備等が進み、子育てをする上で障壁となる時間外労働の長時間化や常態化が解消され、子供の急な病気や学校行事などで休みたい時に気兼ねなく休暇が取れるほか、乳幼児期、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。

また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、職場への遠慮などなく、積極的に育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県の男性の育児休業取得率が全国値を上回って推移し続け、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。



## 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 現 状

- 個人の状況やライフスタイルに応じて多様な働き方ができ、仕事と子育ての両立など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めている広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録数は約1,000社となっています。
- また、平成31(2019)年4月から働き方改革関連法が順次施行され、企業等においては、法への適切な対応と従業員が働きやすい職場環境づくりを推進することが求められています。
- これまで、働き方改革の優良事例の見える化や企業への個別支援に取り組んだ結果、働き方改革実践企業認定制度に221社が認定され、働き方改革に取り組む県内企業は約6割となるなど、その裾野が広がりつつあります。  
 <働き方改革に取り組む企業(従業員数31人以上)の割合> H28:35.5% ⇒ H30:58.6%
- また、広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度や奨励金等による男性育休取得促進の取組により、男性の育児休業取得率も上昇傾向で、全国平均を上回っており、仕事と育児に配慮できる職場環境づくりが整備されつつあります。  
 <男性の育児休業取得率> H26:4.8% ⇒ R1:7.3%

### 課 題

- 子育て期にある誰もが、家事や育児に参画するためには、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備が重要ですが、働き方改革の意義に共感しつつも、着手できていない企業も依然として約3割あり、県内企業における取組がまだ十分に進んでいないことや、男性の育休取得率は上昇傾向にあるものの10%に満たなく、男性の育休取得への職場の理解が十分進んでいない状況となっています。

### 取組の方向

- ▶ 男性・女性に関わらず、子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備を促進します。
- ▶ 特に乳幼児期における男性従業員の育児への参画について、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境整備を促進します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
働き方改革に取り組む企業の割合	58.6%	80.0%以上 (R2)

#### 指標の設定趣旨

働き方改革に取り組む企業の増加により、長時間労働の削減や休暇取得が促進され、時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できるようになることで、子育てしやすい職場環境につながると考えられることから、指標として設定しました。

※令和3(2021)年度以降の目標については、次期「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定に併せて設定する(R2.11予定)

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
男性の育児休業取得率	7.3%	13.0% (R2)

#### 指標の設定趣旨

男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定しました。

※令和3(2021)年度以降の目標については、次期「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定に併せて設定する(R2.11予定)

## 5年後の目指す姿 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### 【みんなで子育て応援の推進】

企業や団体などが、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューの提供などを行う「子育て応援 イクちゃんサービス」が、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして更に浸透しています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が浸透し、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が73.8%になっています。さらに、ネウボラなどの支援機関との連携や地域間のネットワークづくりが深まっています。

### 【子育て住環境の整備】

少子高齢化の進展に伴い、県内のマンション供給戸数が減少していくことが予想される中でも、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は引き続き3,000戸整備され、子育て家庭に供給されています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計で725戸が子育て家庭に供給されています。

### 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両におけるノンステップバス等の導入率が88.0%となるなど、公共交通機関のバリアフリー化が進んでいるほか、都市公園において、園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙防止対策が進み、飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合が12%以下（令和5（2023）年度）に改善しています。

### 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校などにおいて、地震・津波などの自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

### 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラルなどの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

### 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につくよう、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

### 成果指標

地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合  
67.8% ⇒ 73.8%

## 10年後の目指す姿 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### 【みんなで子育て応援の推進】

企業・団体などが、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューなどを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス」に自主的に取り組むなど、社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境が整っています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることが出来る場や交流活動が根付き、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が80.0%になっています。さらに、ネウボラなどの支援機関との連携や地域間のネットワークが一層深まり、子育て家庭が必要とする支援につながられる状態となっています。

### 【子育て住環境の整備】

広島県内全体でマンションの整備水準が底上げされることにより、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」の基準がスタンダードとなり、子育て家庭のニーズに沿う整備がなされています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、子育て家庭に住居が引き続き供給されています。

### 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両の低床化や、都市公園における園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙防止対策が一層進み、意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合が着実に改善しています。

### 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校などにおいて、地震・津波などの自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

### 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラルなどの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

### 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につくよう、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (1) みんなで子育て応援の推進

#### 現 状

- 核家族化や地域内のコミュニケーション不足、共働き家庭の増加などが進行し、育児の孤立化が進んでいます。
- 平成30(2018)年度に実施した子育て家庭に対するアンケートによると、子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合は、平成25(2013)年度を下回る結果となっています。  
 <子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合> H25:76.0% ⇒ H30:75.5%
- 一方で、子育てに責任や不安を感じている人は3割程度存在しており、不安や悩みを相談できる人や場が必要とされています。
- 企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニューなど、子供や子育て家庭にやさしいサービスを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス」の加盟店舗数(平成30(2018)年度末時点)は6,707店となり、平成25(2013)年度末時点の5,484店から大幅に増加しており、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして定着しつつあります。  
 <イクちゃんサービス加盟店舗数> H25:5,484店 ⇒ H30:6,707店
- また、地域で子育て家庭が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場や活動を行う子育て支援者の養成、団体の活動支援などにより、地域における子育て支援のネットワークづくりや活性化が進みました。
- 子育てポータルサイト「イクちゃんネット」を通じ、子育て家庭が必要な情報をワンストップで提供しています。

#### 課 題

- 「子育て応援 イクちゃんサービス」は、企業などが主体的にサービスに取り組んでいますが、子育て家庭が求めるサービスの「質」や「ニーズ」に一致していない場合があります。
- 地域の子育て支援者・団体では、行政や団体相互の情報共有が十分に行われていません。
- インターネット上で子育てに関する様々な情報が溢れ、正しい情報の選択が困難になっています。

#### 取組の方向

- ▶ 企業や団体などによる「子育て応援 イクちゃんサービス」の更なる普及や、地域における子育て支援の活動を促進し、地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。
- ▶ 地域の子育て支援者・団体が、ネウボラなどの支援機関と連携できる仕組みを構築し、子育て家庭が必要とする支援につながるよう支援します。
- ▶ 子育てに関する必要かつ正確な情報が、子育て家庭のニーズに沿った形でワンストップかつタイムリーに得ることができるよう、利用しやすい環境を作り、情報を発信していきます。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	67.8%	73.8%

#### 指標の設定趣旨

地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
イクちゃんサービス登録店舗数	6,707店舗	7,200店舗

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (2) 子育て住環境の整備

#### 現 状

- 子育てに配慮した住環境の整備を通じ、家族にとって魅力的な生活環境の創出を図ることを目的に、子育てスマイルマンション認定制度を平成25(2013)年4月に創設しています。
- 認定マンションの購入者に対する住宅ローンの金利優遇策等による特典を付与すること等により、平成30(2018)年度末までに33件2,037戸と、目標(令和元(2019)年度末までに2,000戸)を上回る認定実績を上げていますが、近年、年間の認定件数が減少傾向にあります。  
 <子育てスマイルマンション認定戸数(累計)> H25:798戸 ⇒ H30:2,037戸
- 「結婚して、子育てをする人生設計が可能となる」環境づくりを住居の面から支援することを目的に、所得の低い世帯が県営住宅に入居できる機会を増やすため、県営住宅における新婚世帯の入居優遇制度を平成24年(2012年)2月から開始しています。
- 県営平成ヶ浜住宅では保育施設等を併設し、子育て世帯を対象とした期限付き優先入居を実施しています。
- これらの優遇措置を活用した県営住宅への入居戸数は年間約50戸ずつ増加し、平成30(2018)年度末で累計452戸となっています。  
 <県営住宅における新婚・子育て世帯の優先入居戸数(累計)> H25:219戸 ⇒ H30:452戸

#### 課 題

- 事業者へのアンケート結果によると、県内で供給されているマンションの中には、認定基準を満たしているにもかかわらず、認定申請をしていないケースがあります。
- これは県内の住環境水準が底上げされた結果であると考えられると同時に、認定基準がスタンダードになりつつあることで、他のマンションと差別化を図ることができていないと考えられます。

#### 取組の方向

- ▶ 子育て世帯に対し、子育てしやすいマンションの付加価値(県が認定した一定レベル以上のマンションであること、県と金融機関との提携ローンが利用可能であること等)についての意識醸成を促進します。
- ▶ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、活用を促進していきます。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<b>指標の設定趣旨</b>		
地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
子育てスマイルマンションの供給戸数(累計)	2,037戸	3,000戸
県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計)	452戸	725戸

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進

#### 現 状

- 妊産婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりを促進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。
- 子育て世帯のニーズや多様な障害特性、外国人材の受入の加速化に対応するため、全ての人があるゆる場面でバリアを感じることなく、安心して生活を楽しむことができる「ユニバーサルデザイン社会」がより一層求められています。
- 低床路面電車やノンステップバス等の車両については、事業者が市町の支援や国庫補助制度を活用し、計画的に導入を進めています。  
 <低床バスの導入率> H25：57.0% ⇒ H30：76.0%
- 鉄道駅のバリアフリー化については、国庫補助制度を活用し、利用者の多い駅から、市町とJRが連携し整備を進めていますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅等においても、バリアフリー化設備が未整備の駅があります。
- 子育て家庭が利用しやすい都市公園となるよう、多目的トイレの設置など園内のバリアフリー化の推進に取り組んでいますが、条例基準に適合していない既設の公園があります。
- 「広島県がん対策推進条例」により、平成28(2016)年4月1日から、公共施設等における禁煙又は分煙の措置や、飲食店等における禁煙、分煙、喫煙の表示を施設管理者に義務付ける等の受動喫煙防止対策を行ってきました。
- また、「健康増進法」の改正を受け、条例の内容を整理するとともに、とりわけ子供を受動喫煙から守る観点から、県独自の上乗せの規制を盛り込んだ条例の一部改正を行ったところであり、令和2(2020)年4月1日の全面施行後は、学校、児童福祉施設などでは、敷地内完全禁煙となっています。

#### 課 題

- 鉄道駅周辺の街づくりとの調和を図る必要があることなどから、鉄道駅バリアフリー化事業開始の協議が整うまで時間を要しています。
- 既存施設の老朽化対策など、全体の修繕計画の中での対応とならざるを得ないため、バリアフリー化の整備に時間を要しています。
- 平成29(2017)年度広島県県民健康意識調査によると、飲食店での受動喫煙の機会を有する者の割合は32.5%となっており、十分な対策が進んでいるとは言えない状況にあります。

#### 取組の方向

- ▶ 低床路面電車や低床バスの導入、鉄道駅のバリアフリー化にむけて、支援・助言を行います。
- ▶ 子育て家庭が利用しやすい都市公園となるよう、都市公園のバリアフリー化を計画的に推進します。
- ▶ 令和2(2020)年4月1日の改正法及び改正条例の全面施行を踏まえ、飲食店をはじめとする施設等のそれぞれの区分に応じた受動喫煙防止対策（敷地内禁煙、屋内禁煙等）を徹底します。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<b>指標の設定趣旨</b> 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
低床バス導入率 ※1	76.0%	88.0%
旅客施設のバリアフリー化率 ※2	81.3%	100%
うち鉄軌道駅のバリアフリー化率	80.2%	100%
都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	54.2% (H29)	60.9%
都市公園の便所のバリアフリー化率	24.9% (H29)	30.7%
都市公園の駐車場のバリアフリー化率	48.7% (H29)	61.5%
飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合 ※3	32.5% (H29)	12.0%以下 (R5)

※1 乗合バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップ・ワンステップバスの割合

※2 1日当たりの平均的な利用客が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）のうち、段差解消・誘導ブロック・便所等がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合

※3 第3次広島県がん対策推進計画（H30～R5）において、最終目標達成見込年度を令和5（2023）年度に設定している。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (4) 子供の防災の取組の推進

#### 現 状

- 「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民が災害から身を守るために適切な行動ができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となって「災害死ゼロ」を目標に取り組む「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」を推進しています。
- 平成30(2018)年度において、公立幼稚園、小中高特別支援学校で、地震・津波などの自然災害の状況に応じて、児童生徒等が主体的に行動できるよう避難訓練をしているのは、87.5%です。
- なお、「一斉防災教室」や「一斉地震防災訓練」の実施にあたっては、小学生、中学生、高校生・一般向けといった個別の教材を作成し、年齢に応じて、災害から命を守るための適切な行動についての理解が進むよう取り組んでいます。
- また、子育て世代の主婦層等において、防災教室が盛んに行われることとなるよう、子育て支援センターや子育てサークル等を対象にした、防災教室の担い手を育成するための講座の実施にも取り組んでいます。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組により、「避難場所・避難経路を確認している」人の割合は、大きく改善したものの、実際の行動につながる「防災教室・防災訓練に参加している人」の割合は運動開始前から伸びていません。  
 <避難場所・避難経路を確認している人の割合> H26:13.2% ⇒ H31.2:71.2%  
 <防災教室・防災訓練に参加している人の割合> H26:35.1% ⇒ H31.2:29.3%
- 平成30(2018)年6月1日現在、避難行動要支援者名簿は全市町で作成されています。また、避難行動要支援者の避難支援のための個別計画の作成状況は、全部作成済が3市町、一部作成済が18市町、未作成が2市となっています。

#### 課 題

- 災害による被害を最小限にとどめるための、防災に関する正しい知識が子供や子育て家庭に十分に普及していません。
- 災害時の避難に当たって支援が必要となる妊婦や乳幼児など避難行動要支援者に配慮した体制づくりが十分ではありません。

#### 取組の方向

- ▶ 災害から自らの身を守る方法を身につけるとともに、地域における防災活動に進んで参加する姿勢を養うための防災教育を推進します。
- ▶ 地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制の確保を目的とした市町の体制づくりを支援します。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%

#### 指標の設定趣旨

地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。



参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
防災教室・防災訓練への参加率（全体） ※1	30.7%	60.0% (R2)
災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率 ※2	87.5%	100% (R2)

※1 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（H28～R2）において、最終目標達成見込年度を令和2（2020）年度に設定している。

※2 広島県教育委員会主要施策実施方針（H28～R2）において、最終目標達成見込年度を令和2（2020）年度に設定している。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進

#### 現 状

- 子供が被害者となる犯罪について、刑法犯全体の認知件数は減少していますが、子供に対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向にあります。  
 <子供が被害者となる刑法犯認知件数> H27: 2,897件 ⇒ H30: 2,023件  
 <子供対象声かけ事案等把握件数> H27: 991件 ⇒ H30: 1,162件
- 情報化社会の進展に伴い、インターネットは有用で便利なコミュニケーション手段として浸透し、スマートフォンを利用する子供が増加しています。
- インターネットが子供の生活の一部となったことで、性的または暴力的な内容、覚せい剤や大麻などの規制薬物等の有害情報に接触する機会が増えるとともに、SNS等を介した子供の犯罪被害も生じている状況にあります。  
 <SNS等に関連した被害児童数> H28: 56人 ⇒ H30: 37人
- 平成30(2018)年中の非行少年総数は、前年比で約2割の大幅な減少となり、課題であった小・中学生の非行少年数も減少するなど、非行防止に係る施策に一定の成果が見られています。  
 <非行少年総数> H29: 1,319人 ⇒ H30: 1,056人
- 学校だけでは対応が困難な暴力行為が多く発生し、重点的な支援や施策が必要な中学校にスクールサポーターを派遣していますが、平成30(2018)年度中のスクールサポーター派遣校における暴力行為発生件数は、前年度比47.95%となっています。
- 一方、非行少年に占める小・中学生の割合は依然として約6割を占めており、継続的な低年齢少年対策が求められています。  
 <非行少年総数(小学生・中学生)> H29: 748人(56.7%) ⇒ H30: 595人(56.3%)
- 少年や保護者からの相談を受けたり、少年への継続補導や立ち直り支援を行うため、少年サポートセンターを設置していますが、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動により、刑法犯少年の再犯者数が減少傾向にあります。  
 <刑法犯少年の再犯者数> H29: 278人 ⇒ H30: 236人
- また、刑法犯総数に占める再犯者の割合を示す再犯者率は27.2%で、全国平均の29.9%を下回っています。

#### 課 題

- 犯罪情報等が隔々まで十分に伝達されていないために、子供たちが危険回避行動をとることができていません。
- 家庭等による安全教育が十分でないために、子供たちの自主防犯意識や規範意識が育まれていません。
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング機能の利用が進んでいません。

#### 取組の方向

- ▶ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネットなど、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。
- ▶ 小学校や地域での犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化します。
- ▶ 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。

**取組の方向**

- ▶ インターネットや携帯電話・端末機器の適正な使用について、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を進めます。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
子供・女性・高齢者が被害者となる刑法犯認知件数 ※	5,835 件	7,000 件以下 (R2)
非行少年総数	1,056 人	前年比減
刑法犯少年の再犯者数（触法少年を含む）	236 人	前年比減

※1 令和3（2021）年度～令和6（2024）年度の目標については、令和2（2020）年度時点の基準値をもって設定する予定であり、プラン策定時（令和元（2019）年）において設定できない。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (6) 子供の交通安全の取組の推進

#### 現 状

- 子供が交通事故に遭わないよう、市町や交通安全推進団体等と連携して、自転車を始めとした交通ルールの遵守や交通マナーの実践について広報啓発活動を実施するとともに、交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行ってきましたが、依然として、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、道路において子供が危険にさらされています。
- 子供（中学生以下）が関係する交通事故は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にあります。平成30（2018）年中は、全事故件数（7,582件）の約3.6%に当たる272件が発生し、3人が亡くなるなど、憂慮すべき状況が続いています。
  - ＜交通事故死者数（中学生以下の子供 H30）＞ 3人
  - ＜子供が関係する交通事故発生件数＞ H26：484件 ⇒ H30：272件
  - ※ 子供（中学生以下）が第1当事者、第2当事者となった事故の合計数
- 子供が関係する交通事故の中でも、自転車が関係する交通事故が約6割を占めています。
  - ＜子供が関係する交通事故の当事者別発生状況（H30）＞
  - 歩行者：117件（43.0%）自転車：154件（56.6%） 二輪：1件（0.4%）

#### 課 題

- 子供に交通社会の一員としての自覚と交通マナーを身につける教育が十分でないために、子供が交通事故から自らの身を守ることができていません。

#### 取組の方向

- ▶ 市町や交通安全推進団体等と連携し、交通安全教育等の充実を図ります。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<b>指標の設定趣旨</b>		
地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
交通事故死者数（全体） ※	92人 （中学生以下：3人）	75人以下 （R2）
交通事故発生件数（全体） ※	7,582件 （中学生以下：272件）	8,000件以下 （R2）

※ 当指標における令和3（2021）年度～令和6（2024）年度の目標については、交通安全対策基本法に基づく国の交通安全基本計画を踏まえた上で作成する「第11次広島県交通安全計画（R3～R7）」において設定されるものであるため、プラン策定時（令和元（2019）年度）において設定できない。

領域Ⅲ

## 特に配慮が必要な子供たちが 自らの可能性を最大限高めることができる環境

領域の目指す社会像

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

柱1	児童虐待防止対策の充実	
	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進	79
	(2) こども家庭センターの機能強化	80
	(3) 市町の機能強化の支援	82
柱2	社会的養育の充実・強化	
	(1) 里親委託等の推進	85
	(2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等	87
	(3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	89
柱3	ひとり親家庭の自立支援の推進	
	(1) ひとり親になる前の親子支援の充実	94
	(2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実	96
柱4	障害のある子供への支援	
	(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築	100
	(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	102
	(3) 教員の専門性の向上	103
	(4) 特別支援学校における教育の充実	104

## 5年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

### 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

児童虐待防止に向け、県や市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）、民間の子育て支援団体などが、それぞれの立場で、保護者をはじめ県民に対し、子供へのどのような接し方が「体罰」であり「児童虐待」になるのか、また「児童虐待」が子供の成長に与える悪影響などについて啓発を行い、保護者や県民の理解が深まり、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えています。

#### 成果指標

体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合  
76.0% ⇒ 83.0%

### 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができています。

また、県によって、市町職員を含めた研修などの人材育成の仕組みが体系化されており、相談援助業務を適切に担うことができる人材が着実に育成されています。

さらに、子ども家庭センターでは、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司等の専門職の確保・育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。

これによって、市町への支援が充実されるとともに、市町や県の取組によって、速やかな安全確認や、専門性の高いリスク評価が行われ、適切な親子分離など、きめ細かい支援が行われています。

また、こども家庭センターの一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司等により丁寧なアセスメントやケアが行われています。県内では、一時保護専用施設が2か所以上設置されており、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司が中心となり、保護者に対して、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援が行われています。

また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センターや児童養護施設などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ、支援が行われています。

#### 成果指標

児童虐待により死亡した子供の人数 0人

#### 成果指標

子ども家庭総合支援拠点の設置市町数  
1市町 ⇒ 23市町

## 10年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

### 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

子供への体罰を用いないしつけや子育ての方法が、保護者や県民に浸透し、支持されており、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が9割近くに増加し、子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為が減少しています。

### 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町では、支援を要する子供と家庭を支える中核機関となる「子ども家庭総合支援拠点」に、県が行う研修などによって育成された専門性の高い職員が配置されており、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）等の関係機関と連携を図り、それぞれのケースの状況に応じた専門性の高い支援を行っています。

さらに、市町の機能強化が図られることによって、こども家庭センターでは、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に注力することができるようになるとともに、児童福祉司等の専門職の育成や業務の効率化を進め、更なる専門性の強化が図られています。

こうした市町や県の取組により、児童虐待の未然防止が図られ、重症化する前にリスクが減少しており、長期に親子分離する必要のあるケースが少なくなっています。

また、こども家庭センターの一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司等により丁寧なアセスメントやケアが行われています。県内では、安全確保の必要性が低い全ての子供が、一時保護専用施設などの開放的環境において保護を受けることができます。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司が中心となり、保護者に対して、継続的に専門的かつ丁寧な指導や支援が行われることにより、信頼関係が形成され、家族再統合や親子関係が修復されるケースが増加しています。

また、親子再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センターや児童養護施設などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ支援が行われて、児童虐待の再発防止につながっています。

## 柱1 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

#### 現 状

- 令和元（2019）年度の児童虐待防止法改正により，親権者等による体罰の禁止が法定化され，令和2（2020）年4月1日から施行されます。
- 児童虐待の通告義務の認知度は，75％程度の水準で横ばい傾向にあります。
- 近年の脳科学等の研究により，児童虐待の子供の発達や脳に及ぼす悪影響が明らかになってきています。

#### 課 題

- わが国では，「他に手段がないと思ったときには必要」といったものも含めると，体罰を容認する人が57％にのぼるとする民間団体の調査結果もあるなど，「子供のしつけには体罰が必要」という誤った認識や風潮があります。
- 児童虐待を受けたと思われる子供を発見した人が速やかに通告できるよう通告義務及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」やこども家庭センター（児童相談所），市町の相談窓口等のさらなる周知が必要です。

#### 取組の方向

- ▶ 子供への体罰の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響等について，保護者や，これから子育てを行う若い世代など県民への周知を図り，体罰によらない子育てを推進します。
- ▶ 児童虐待の通告義務，児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などを，広く県民に周知していきます。

成 果 指 標	現 状 (H29)	目 標 (R6)
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.0%	83.0%

#### 指標の設定趣旨

体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合が増加することが，子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為に対する理解が深まり，そうした行為の減少につながると考えられることから，指標として設定しました。

※「健やか親子21（第2次）母子保健調査「乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合」から算出



## 柱1 児童虐待防止対策の充実 (2) こども家庭センターの機能強化

### 現 状

- 本県では、全国に先駆けて、児童相談所と婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）を統合して、関係性の高い児童虐待とDVに対し、一体的に対応できる体制を整えるとともに、より専門的な支援を行うため、児童精神科医を常勤配置した「こども家庭センター」を平成17（2005）年度に開設しました。
- こども家庭センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法施行後も年々増え続け、平成12（2000）年度から平成30（2018）年度までの18年間で約10倍となっています。  
 <児童虐待相談対応件数> H12：404件 ⇒ H30：4,019件
- 西部こども家庭センターに平成26（2014）年度から、東部こども家庭センターに平成28（2016）年度から弁護士を配置し、法的対応が必要な事案への対策を強化しています。
- 西部こども家庭センターに平成25（2013）年度から、東部こども家庭センターに平成26（2014）年度から警察官OBを配置、また、西部こども家庭センターに令和元（2019）年度から現職警察官を配置し、警察と緊密な連携を図り、介入が必要な事案への対応を強化しています。
- 児童虐待に伴う一時保護件数は大幅に増加し、そのうち半数以上が、保護者の同意が得られず「職権保護」したケースです。  
 <児童虐待事案に係る一時保護延人数> H26：4,303人日 ⇒ H30：6,690人日 ※広島市を除く

### 課 題

- こども家庭センターは、保護や親子分離を要するなど高い専門性が必要な事案に注力することが求められていますが、相談・通告の多くを占める軽微な事案にも対応しています。
- 複雑化する事案に適切に対応するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を図っていますが、被虐待児へのケアや家族への支援に十分な時間を確保することが困難な場合があります。
- 職員を計画的に増員していますが、若い専門職や経験が浅い職員が増加しているなど、体系的な人材育成が十分とは言えません。
- 東部こども家庭センターの一時保護所は、緊急保護だけを目的として整備されてきた経緯もあり、セキュリティやプライバシー対策等が不十分で、共用スペースも狭隘化しています。
- 県内に開放的環境による保護を行うための専用施設（一時保護専用施設）がないため、開放的環境による保護が適切な子供に対して、ニーズにあった一時保護が実施できていない場合が少なくありません。

### 取組の方向

- ▶ 児童虐待への対応体制や対応力など市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ▶ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保、育成を図ります。
- ▶ 業務の効率化や組織体制の見直し等により、こども家庭センターの更なる専門性の強化を図ります。
- ▶ 東部こども家庭センターの一時保護所について、できるだけ良好な家庭的環境で、子供たちが安心・安全に過ごすことができるよう環境改善を図ります。
- ▶ 児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

成 果 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
児童虐待により死亡した子供の人数	0人	0人
<b>指標の設定趣旨</b> 今後、体罰禁止の法定化などにより児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことを目指すため、指標として設定しました。		

※こども家庭センター（児童相談所）が支援に関与したケース

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数（定員）	0（0人）	2（12人）

## 柱1 児童虐待防止対策の充実 (3) 市町の機能強化の支援

### 現 状

- 市町は、相談援助業務や要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の調整業務を担う専門性の高い職員の確保・育成に苦慮しています。
- こども家庭センターでは、市町職員を含め、経験年数に応じた各種研修を実施しています。
- 児童虐待事案には、市町とこども家庭センターが連携、協力して対応していますが、家庭が抱えるリスクの見極めや緊急度の判断等について、市町によって理解や認識の違いが生じている場合があります。
- 支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の市町への設置が法定化（努力義務）されていますが、2市町（令和元（2019）年11月時点）の設置にとどまっています。
- 市町の相談援助機能を支援する役割を有する民間の「児童家庭支援センター」の設置数が増えています。  
 <児童家庭支援センター設置数> H26：1か所 ⇒ R1：3か所

### 課 題

- 市町の子供や家庭に対する相談支援機能の強化を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」の設置や、人材確保等に取り組む必要がありますが、市町により対応にばらつきがあります。
- 福祉や心理の専門職の確保・育成は、市町のみで行うことは困難であるため、県の取組のほか、相談援助業務に対するこども家庭センターや児童家庭支援センターによる市町への支援が求められています。
- 児童虐待への対応においては、身近な地域における未然防止、早期発見が最も重要ですが、市町における母子保健、子育て支援、児童虐待などの相談窓口は異なることが多く、相互の連携や情報共有が十分ではない場合があります。

### 取組の方向

- ▶ 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、全ての市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
- ▶ 「子ども家庭総合支援拠点」に従事する人材の確保・育成を図るとともに、こども家庭センターによる積極的な助言や要対協関係者への研修等により、拠点が要対協の「指令塔」として機能するよう、市町の児童虐待への対応力の強化に取り組みます。
- ▶ 市町における「子ども家庭総合支援拠点」と「ひろしま版ネウボラ」（子育て世代包括支援センター）との一体的運用を促進します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町	23市町
<b>指標の設定趣旨</b>		
子ども家庭総合支援拠点が全市町に設置され、ネウボラ等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができることが、児童虐待の未然防止、重症化前のリスクの軽減、長期の親子分離ケースの減少につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
児童家庭支援センターの設置か所数	3か所	5か所

## 5年後の目指す姿 柱2 社会的養育の充実・強化

### 【里親委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、制度の啓発、里親のリクルート、里親の研修、里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援といったフォスタリング業務を、新たに民間機関に委託するなどにより、包括的・継続的に行う体制が強化されています。

こども家庭センター（児童相談所）は、こうしたフォスタリング機関、市町、乳児院、児童養護施設などの関係機関と連携・協力する枠組みを整え、子供の発達段階や状況に応じた里親委託等を行います。

また、里親に対しては、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や子ども家庭総合支援拠点などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センターなどによる専門的研修、児童養護施設などによる里親から一時的に子供を預かるレスパイトケアといった支援が行われています。

こうした取組により、里親は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになるとともに、里親として登録する人が310世帯に増え、里親やファミリーホーム（経験豊富な里親が5～6人の子供を養育）への委託率が3割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

#### 成果指標

要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率  
16.1% ⇒ 30.7%

### 【施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】

里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭的環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち6人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院や児童養護施設は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアを実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

#### 成果指標

施設入所児童のうち、家庭的環境で生活する子供の割合  
4.9% ⇒ 16.3%

### 【自立支援の推進】

加えて、社会的養護のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、本県の仕組みを整え、全ての児童養護施設において、必要に応じて弁護士など第三者が、子供の意見を聞き、代弁（アドボケート）する取組が進んでいるほか、自立援助ホームが県内に6か所に増え、児童養護施設等を退所した後も、自立援助ホーム等による自立支援を受けることができる機会が増えています。

#### 成果指標

社会的養護のもとで生活する子供の進学率  
（高等学校卒業後）  
34.3% ⇒ 46.2%

## 10年後の目指す姿 柱2 社会的養育の充実・強化

### 【里親委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、こども家庭センター（児童相談所）と民間フォスターリング機関（制度の啓発、里親のリクルート、里親の研修、登録した里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援などの業務を受託）、市町、乳児院、児童養護施設等の関係機関が連携・協力しています。

具体的には、子供の発達段階や状況に応じた里親委託等が円滑に行われているほか、民間フォスターリング機関が、県内全域をカバーするとともに、子供を長期的な視点で一貫して支援することが可能になっています。

また、里親に対しては、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や子ども家庭総合支援拠点などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センターなどによる専門的研修、児童養護施設などによる里親から一時的に子供を預かるレスパイトケアといった支援が行われています。

こうした取組により、里親は、不安や負担感が軽減され、養育することができるようになるとともに、里親として登録する人が400世帯に増え、里親やファミリーホーム（経験豊富な里親が5～6人の子供を養育）への委託率が4割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

### 【施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】

里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭的環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち3人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院や児童養護施設は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアを実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

### 【自立支援の推進】

加えて、児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで生活する全ての子供は、必要に応じて弁護士など第三者によるアドボケイト（代弁）の支援を受け、その子供に影響を与える全ての事柄について、自由に意見を表明することができるほか、児童養護施設等を退所した後も、自立援助ホーム等による自立支援を受け、社会的自立につながっています。

## 柱2 社会的養育の充実・強化

### (1) 里親委託等の推進

#### 現 状

- 平成 28 (2016) 年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親や特別養子縁組など、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則が規定されました。
- 県内では、乳児院、児童養護施設、里親等のもとで、約 750 人の子供が暮らしていますが、そのうち里親等で暮らしているのは、全国平均の 19.7% (平成 29 (2017) 年度末) を下回る、16.1% にとどまっています。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は、年々高くなっていますが、伸び率は小幅にとどまっています。
  - <要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率>
  - H25 : 13.4% ⇒ H30 : 16.1%
- 平成 30 (2018) 年度末の里親数は、平成 25 年度末と比べ、31 世帯 (約 17%) 増えています。また、平成 30 (2018) 年度末の、子供が委託されている里親数は、平成 25 年度末と比べ、17 世帯 (約 24%) 増えています。
  - <認定・登録里親数> H25 : 183 世帯 ⇒ H30 : 214 世帯
  - <子供が委託されている里親数> H25 : 71 世帯 ⇒ H30 : 88 世帯
- 里親のうち子供が委託されている里親の割合は、4 割前後を推移しており、半数以上の里親には、子供が委託されていません。
  - <子供が里親委託されている割合> H25 : 38.8% ⇒ H30 : 41.1%
- 平成 30 (2018) 年度末のファミリーホームの数は、平成 25 年度末と比べ、1 か所しか増えていません。
  - <ファミリーホーム事業者数> H25 : 3 か所 ⇒ H30 : 4 か所
  - <ファミリーホーム定員> H25 : 18 人 ⇒ H30 : 24 人
  - <ファミリーホーム措置人員> H25 : 16 人 ⇒ H30 : 23 人
- 平成 29 (2017) 年 3 月に、「広島県新生児里親委託マニュアル」を作成し、新生児里親委託を推進しており、特別養子縁組の成立の増加につながることを期待されます。

#### 課 題

- 里親制度が社会に周知されていないことや、十分なリクルートができていないため、里親への登録数が不足しています。
- 子供を委託した里親への研修や、市町や地域での支援が不十分な状況にあります。また、県内には、里親に研修などの支援を行う民間フォスタリング機関もありません。
- 施設入所に比べて実親の同意が得られにくいほか、里親と里子のマッチングに多くの時間を要するなど、里親委託が優先されにくい現状があります。
- 里親登録していても、里親の家庭状況の変化や養育経験・知識の不足等から、子供の委託をすぐにはできない場合があります。
- 新生児里親委託の取組を推進していますが、真に必要な人たちに情報が届きにくい状況があります。

#### 取組の方向

- ▶ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取り組みます。
- ▶ 子供を委託した里親に対する研修や支援を充実し、子供との愛着関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において、里親を支える環境づくりを進めます。

### 取組の方向

- ▶ ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、地域の要支援家庭への支援を行います。
- ▶ こども家庭センターにおけるフォスターリング業務（啓発、リクルート、研修、マッチング、里親支援）を強化するとともに、民間委託を進めます。
- ▶ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1%	30.7%

### 指標の設定趣旨

要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加することは、家族と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214 世帯 4 か所	310 世帯 7 か所
里親マッチング率（里親委託児童数/登録里親数） ※ファミリーホームに係るものは除く	45.8%	66.7%

## 柱2 社会的養育の充実・強化

### (2) 施設の小規模かつ地域分散化，多機能化等

#### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親や特別養子縁組など、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則が規定され、家庭と同様の環境での養育が適当でない場合には、できるだけ良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることとされました。
- 児童養護施設には、ADHD等の発達障害のある子供、様々な障害や疾患のある子供など、特別の支援を要する子供が高い割合で入所しています。  
 <児童養護施設入所児童(H30.3.1)673人のうち、発達障害のある子供の割合> 88人(13.1%)
- また、被虐待経験のある子供が6割以上にのぼるなど、施設職員が保護者や家庭との調整に苦慮するケースも多くあります。  
 <児童養護施設入所児童(H30.3.1)のうち、被虐待経験のある子供の割合> 425人(63.2%)  
 <児童養護施設入所児童(H30.3.1)のうち、親の対応に苦慮している子供の割合> 118人(17.5%)
- 施設入所児童のうち、施設内小規模グループケアで生活する子供の割合は、年々増えていますが、グループホーム(小規模かつ地域分散化された施設)で生活する子供の割合は横ばい傾向にあります。  
 <施設内小規模グループケアの設置数> H26:12か所 ⇒ H30:28か所  
 <児童養護施設入所児童のうち、施設内小規模グループケアで生活する子供の割合> H26:11.1% ⇒ H30:26.7%  
 <グループホームの設置数> H26:5か所 ⇒ H30:6か所  
 <児童養護施設入所児童のうち、グループホームで生活する子供の割合> H26:4.5% ⇒ H30:4.9%
- 乳児院や児童養護施設の多くが、市町と連携した在宅支援として、ショートステイを行っています。
- 母子を分離させずに入所させ、家庭養育を支援する母子生活支援施設は、家庭養育優先原則の中で活用が期待されていますが、入所者数は減少傾向にあります。

#### 課 題

- 児童養護施設には、障害や被虐待歴があるなど特別の支援を要する子供が多く入所しており、高い専門性が求められていますが、人材の確保、育成が困難な状況にあります。
- 大・中舎制に比べ、より多くの職員が必要になることや労働条件が厳しいこと、専門性のある人材の不足など様々な課題があることなどにより、グループホーム(小規模かつ地域分散化された施設)の箇所数が増えていません。
- 家庭や地域の養育力が低下するなか、乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設などには、その資源や専門性を活用して、市町と連携して要支援家庭を支える役割が、より一層求められています。しかし、ショートステイ以外の取組は、あまり実施されていません。

#### 取組の方向

- ▶ 社会的養護が必要な子供のうち里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けて取り組みます。
- ▶ 児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう取り組みます。



成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
施設入所児童のうち、家庭的環境（小規模かつ地域分散化した施設）で生活する子供の割合	4.9%	16.3%
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>施設入所児童のうち家庭的環境（小規模かつ地域分散化した施設）で生活する子供の割合が増えることが、社会的養護が必要な子供が個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

## 柱2 社会的養育の充実・強化

### (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等の権利を有することが明確化されましたが、社会的養護のもとで生活する子供の多くは、親(保護者)に代弁者の役割を期待できないため、子供に寄り添い代弁してくれるアドボケイトが必要となっています。
- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、児童福祉審議会は、その調査審議に当たって、子供やその家族等の関係者の出席者を求め、その意見を聴くことができることとされました。
- 令和元(2019)年の児童福祉法等の改正により、子供の意見表明権を保障する仕組みとして、子供の権利擁護のあり方について、法施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置が講じられることとなりました。
- 全ての児童養護施設で、苦情を受け付ける窓口の設置や第三者委員制度など、苦情解決に係る体制を整えています。子供たちの利用は低い状況にあります。
- こども家庭センター(児童相談所)では、施設に入所する子供に対して、オレンジ(子供の権利)ノートを配付し、その内容を丁寧に説明しています。
- 義務教育終了後に支援を要する子供が入所する自立援助ホーム(シェルターを除く)は、平成30(2018)年度に大竹市及び東広島市に開設され、計3か所になりました。
- 児童養護施設や里親のもとで暮らしている子供の、高等学校卒業後の大学等への進学率は、年度によってばらつきがあるものの概ね上昇傾向にあります。県全体の進学率81.7%(平成30年学校基本調査を基に県算出)に比べると著しく低くなっています。  
 <高校等卒業後の大学等への進学率(児童養護施設・里親)>  
 H25: 30.3% ⇒ H29: 40.0%
- 退所児童等アフターケア事業所は、県内に2か所設置されています。

#### 課 題

- 施設入所や里親委託された子供の中には、施設入所等の選択に当たって説明や意見聴取が十分されていない場合や、自分が親元を離れなければならない理由等を理解していない場合、自分の出自や成育歴等を把握していない場合もあり、社会的養護が必要な子供の意見表明権や知る権利など権利擁護を保障する仕組みが十分に整っていません。
- 県内の自立援助ホームは地域偏在があるほか、県内の施設に空きがなく、県外へ依頼しているケースも多いなど、自立援助ホームの設置数(定員数)が不足しています。
- 社会的養護のもとで生活していた子供が、就職や大学等へ進学するなど、独立した後の支援が不足しています。

#### 取組の方向

- ▶ 社会的養護のもとで生活している子供の、意見表明権を保障する仕組みを整えます。
- ▶ 自立援助ホームについて、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。
- ▶ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設、自立援助ホーム等を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学、就労への助言、支援(アフターケア)に取り組みます。

成 果 指 標	現状 (5年平均 H25-H29)	目標 (R6)
社会的養護のもとで生活する子供の進学率 (高等学校卒業後)	34.3%	46.2%
<b>指標の設定趣旨</b> 社会的養護のもとで生活する子供が、安心して暮らし、個々の状況に応じた支援を受けること によって、高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指 標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助 ホーム（シェルターを除く）の設置か所数	3か所	6か所

## 5年後の目指す姿 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）の職員や、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーなどが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費」（離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用）と「面会交流」（離婚後に子供が非同居親と行う面会）が、重要な子供の権利であることについて知る機会が充実し、理解が深まっており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の半数が、実効性のある形で養育費・面会交流の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

#### 成果指標

養育費の取り決め状況 42.1% ⇒ 52.7%

#### 成果指標

面会交流の取り決め状況 29.6% ⇒ 40.2%

### 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や、子ども家庭総合支援拠点、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みが構築されつつあり、こうした市町においては、ひとり親家庭は、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。

#### 成果指標

ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）  
52.2% ⇒ 58.8%

## 10年後の目指す姿 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）の職員や、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーなどが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費」（離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用）と「面会交流」（離婚後に子供が非同居親と行う面会）が、重要な子供の権利であることを十分に理解しており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の7割が、実効性のある形で養育費・面会交流の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

### 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や、子ども家庭総合支援拠点、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みを構築しており、ひとり親家庭は、どこに住んでいても、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センターの運営委託を通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、仕事と子育てを両立しながら生活しており、子供が身近な大人に温かく見守られて健やかに成長し、自立につながっていると実感しています。

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (1) ひとり親になる前の親子支援の充実

#### 現 状

- 平成 28 (2016) 年度に母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を設置し、弁護士会や法テラス、市町母子・父子自立支援員と連携し、養育費に関する相談支援に取り組んでいますが、養育費が適正に受け取れていない状況があります。
  - ＜養育費の取り決めをしている割合＞ (広島県調査。注釈ない場合以下同じ)
    - 母子世帯 H26 : 47.9% ⇒ R1 : 48.2%
    - 父子世帯 H26 : 14.0% ⇒ R1 : 20.3%
  - ＜養育費を現在も受けている割合＞
    - 母子世帯 : 35.2%, 父子世帯 : 6.4% (R1 調査結果。注釈ない場合以下同じ)
- また、養育費について取り決めをしている人のうち、母子世帯で 32.6%, 父子世帯で 60.0% の人が、養育費が未払いになったときに強制執行の手続きを取るために必要な文書を作成しておらず、養育費の受給を諦めるケースが多くあることが伺えます。
- 面会交流を円滑に行うことは、子供がどちらの親からも愛されていることを実感し、信頼できる親子関係を築くことができ、子供が健やかに育つために重要な意義を持つものですが、取り決めをしていない割合が6割を超えています。
  - ＜面会交流の取り決めをしていない割合＞ 母子世帯 : 64.9%, 父子世帯 : 69.2%
  - ＜面会交流の相談をしていない割合＞ 母子世帯 : 58.0%, 父子世帯 : 68.6%

#### 課 題

- 離婚時に、相手と関わりたくないという気持ちが先行してしまい、養育費や面会交流の重要性について理解を深める機会を持たず、取り決めを十分に行わずに離婚をしてしまうことがあります。

#### 取組の方向

- ▶ 子育て家庭や、子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるよう取組を促進します。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
養育費の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1%	52.7%

#### 指標の設定趣旨

養育費の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
面会交流の取り決め状況（取り決めをしている割合）	29.6%	40.2%

**指標の設定趣旨**

面会交流の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され、大切な存在であることを実感することにつながると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63件	100件

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

#### 現 状

- 県の調査によると、ひとり親になったことを契機として転職した割合は、母子世帯で5割を超えるなど、ひとり親家庭になったことで働き方を変えざるを得ないケースがあることが伺えます。
  - ＜ひとり親になったことを契機として転職した割合＞ 母子世帯：57.9%，父子世帯：33.8%  
(最多の転職理由)
  - 母子世帯：収入がよくない(40.1%)，父子世帯：労働時間が合わない(31.1%)
  - ＜ひとり親になる前後での正規雇用の割合＞ 母子世帯：(前)25.3% ⇒ (後)42.4%  
父子世帯：(前)72.4% ⇒ (後)64.5%
- 県では、母子家庭等就業・自立支援センターを運営し、就労支援や、専門性の高い相談対応などを行っています。
- ひとり親家庭の6割で、中学生以下の子供だけで過ごす時間があり、そのうち4時間を超える家庭も2割あります。
  - ＜中学生以下の子供だけで過ごす時間＞  
2時間程度：31.3%，3時間程度：21.0%，4時間程度・5時間以上：20.8%
  - ＜子供だけになる時間に利用させたい支援(多い順)＞  
母子世帯 「学力向上のための指導」30.4%，「体験活動の提供」22.6%，  
父子世帯 「学力向上のための指導」26.1%，「学習スペースの提供」16.2%
- ひとり親の65.5%が、子供の高等学校卒業後の進路について、進学することを希望していますが、実際の進学率は52.2%であり、広島県全体の進学率81.7%(平成30年度学校基本調査を基に県算出)と比べ低くなっています。
- ひとり親家庭の子供を対象とする学習支援ボランティア事業を行う市町が増えていました。
  - ＜学習ボランティア事業実施市町数＞ H25：2市 ⇒ H30：13市町
- 一人で仕事と子育ての両方を担うひとり親にとって、子供の年齢や家庭環境などの個々の状況に応じた支援制度の活用が重要ですが、ひとり親家庭の経済的自立や子供の就学等を支援する「母子父子寡婦福祉資金制度」が、4割弱の対象世帯に知られていないなど、公的機関による支援が十分に届いていません。
  - ＜「母子父子寡婦福祉資金制度」を知らなかった割合＞ 母子世帯：36.3%，父子世帯：37.9%
  - ＜困った際の相談相手＞ 親族：67.4%，知人・隣人36.7%
- 母子を分離することなく親子双方への支援を行う母子生活支援施設が、県内10か所にあります。入所者は減少傾向にあります。

#### 課 題

- 母子家庭等就業・自立支援センターについて、日中働いているひとり親にとっては利用しにくいといった意見があるほか、専門性を活かした市町への支援が求められています。
- ひとり親家庭を対象とした支援だけでなく、子育て支援策全般や就労など、幅広い制度や地域資源を把握し、助言できる人材の確保や部署間の連携が難しい市町があり、ひとり親家庭が、十分な情報を得られていない状況があります。



### 取組の方向

- ▶ ひとり親家庭のニーズに応じて、母子家庭等就業・自立支援センターの開設時間を延長するなど支援体制を強化するとともに、より専門性の高い困難な事案への対応力を強化し、市町の取組を支援します。
- ▶ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	52.2%	58.8%

### 指標の設定趣旨

ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。

参考指標	現状	目標 (R6)
児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率（高等学校卒業後）	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定

※1 成果指標は5年に1度実施する広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査により測定予定であることから、上記参考指標により、毎年度の状況を把握する。

## 5年後の目指す姿 柱4 障害のある子供への支援

### 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内全ての市町に児童発達支援センターが整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

県内の医療型短期入所定員の拡充（平成30（2018）年度比約2倍）が図られ、医療的ケアを日常的に必要とする障害児とその家族は、在宅で必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。

発達障害児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が4割の市町に整備されており、こうした市町において、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

#### 成果指標

在宅の医療的ケア児の生活を支援する医療型短期入所定員数 47人 ⇒ 88人

#### 成果指標

発達障害に係る1か月以上の初診待機者数（推計値） 2,728人 ⇒ 0人

### 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）のうち、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合及び校種間での引継ぎに活用されている割合が毎年度着実に向上しています。

#### 成果指標

個別の教育支援計画作成率  
 公立幼稚園等：100% 公立中学校：100%  
 公立小学校：100% 公立高等学校：90.0%

#### 成果指標

個別の指導計画作成率  
 公立幼稚園等：100% 公立中学校：100%  
 公立小学校：100% 公立高等学校：96.0%

### 【教員の専門性の向上】

特別支援教育に係る通級による指導の担当教員の84%、特別支援学校の全ての教員、特別支援学級担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

#### 成果指標

特別支援学校教諭免許状保有率  
 小・中学校 通級による指導の担当教員：84.0%  
 小・中学校 特別支援学級担任：60.0%  
 特別支援学校教員：100%

### 【特別支援学校における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の90%が卒業までに技能検定1級を取得するなど、働き続ける力が身に付いています。

特別支援学校高等部の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、高等部に所属する生徒は1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、高等部に所属する生徒が授業で日常的にICT等の支援機器や学習教材が使用できる環境整備や、教員に対する研修の実施により、教員のICT活用に係る指導力が高まっています。

#### 成果指標

特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合 100%

## 10年後の目指す姿 柱4 障害のある子供への支援

### 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内の都市部(人口が集積している沿岸部の市域)では、市内に複数の児童発達支援センターが整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

障害保健福祉圏域内において、医療型短期入所施設のほか、医療的ケアに対応できる障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所など、保健、医療、福祉等の総合的な支援体制が整備されており、医療的ケアを日常的に必要な障害児とその家族は、いつでも在宅で支援が受けられるという安心感のもとで生活しています。

発達障害児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町に整備されており、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができている。

### 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

個別の教育支援計画及び個別の指導計画が、障害のある生徒等全員に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、教員は各生徒等の実態に応じた指導を行っています。

### 【教員の専門性の向上】

特別支援教育に係る通級による指導の担当教員及び特別支援学校の全ての教員並びに特別支援学級担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

### 【特別支援学校における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が卒業までに技能検定1級を取得し、就職しています。

また、就職した生徒は、失敗してもあきらめずチャレンジする力が身に付いており、その後、離職したとしても、再就職に向けてあきらめずチャレンジすることができています。

特別支援学校の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、特別支援学校の児童生徒は1人に1台教育用コンピュータが整備されており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、全ての教員にICT活用に係る指導力が身につけており、全ての学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTを活用した授業が行われています。

## 柱4 障害のある子供への支援

### (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築

#### 現 状

- 地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。  
 <児童発達支援センター設置市町（H30）>  
 9市町（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市、府中町）
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。  
 <医療的ケア児数（H28 推計）> 422人
- 発達に課題のある子供の相談ニーズが増加する中、支援の必要な「気になる子供」や育児に不安を抱く養育者に対する支援が求められています。
- 本県の発達障害の診療を行っている医療機関数、医師数は徐々に増加していますが、発達障害の診療が一部の専門医に集中し、初診までに長期の待機時間が生じています。  
 <発達障害に係る1か月以上の初診待機者数（H29 推計）> 2,728人

#### 課 題

- 県内全市町において児童発達支援センターが整備されておらず、各地域において、児童発達支援センターが中核となって、関係機関が連携を図りながら、適切な支援が行われる体制の構築には至っていません。
- 医療型の障害福祉サービスについては、医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材の確保が必要であるため、障害福祉サービス事業所が、新たにこれらのサービスに取り組むことは難しい状況にあります。
- 発達障害を確定診断ができる専門医や、適切な初診対応ができるかかりつけ医が不足状態にあるとともに、地域的にも偏在するなど、身近な地域で継続的に受診できる環境が整っておらず、情報の提供も十分ではない状況です。また、医療機関による診療体制のほか、できるだけ身近な場所で、早期に専門的な相談や支援を受ける環境が整っていません。

#### 取組の方向

- ▶ 障害児及びその家族が、身近な地域において、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けられるよう、県内各市町における児童発達支援センターの整備を促進します。
- ▶ 各圏域における児童発達支援センター等が、その専門的機能を活かし、「ひろしま版ネウボラ」などとの十分な連携を確保しつつ、支援の必要な子供や育児に不安を抱く養育者に対し、早期に適切な助言、支援を行います。
- ▶ NICU等基幹病院と地域の小児科医療機関や訪問看護の連携の促進、研修等を通じた人材育成など、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。
- ▶ 発達障害児がライフステージを通じて、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けることができるよう、地域のかかりつけ医と専門医療機関や、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。
- ▶ 発達障害児の個々の特性に応じて、適切な医療や支援が受けられるよう、医療機関の情報や身近な相談窓口を県のホームページに掲載するなど、県民への情報提供の充実を図ります。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数	47 人	88 人
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所定員を確保することが、医療的ケア児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

成 果 指 標	現 状 (H29)	目 標 (R6)
発達障害に係る 1 か月以上の初診待機者数（推計値）	2,728 人	0 人
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>発達障害に係る 1 か月以上の初診待機者が減少することは、発達障害の早期把握，早期支援を推進するため，各地域で相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であると考えられることから，指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
児童発達支援センターの設置市町数 ※	9 市町	23 市町
発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数	2 市町	9 市町

※市町単独での設置が困難な場合は，障害保健福祉圏域で設置する。

## 柱4 障害のある子供への支援

### (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

#### 現 状

- 特別支援学校や特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が年々増加しています。
  - <特別支援学校に在籍する生徒等数> H25：2,340人 ⇒ H30：2,755人 ※広島市立を含む
  - <特別支援学級に在籍する生徒等数> H25：4,302人 ⇒ H30：6,659人 ※広島市立を含む
- 障害のある生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画である「個別の教育支援計画」と、指導目標や指導内容・方法を具体的に盛り込んだ計画である「個別の指導計画」を作成している学校の割合が高まり、概ね全ての公立学校で特別支援教育を推進するための基本的な支援体制が整備されています。

#### 課 題

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画（以下「個別の計画等」という。）の作成率は向上していますが、特別な支援を必要とする生徒等全員には作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にあります。

#### 取組の方向

- ▶ 幼保・小・中・高等学校等が、特別な支援を必要とする生徒等全員に対して、個別の計画等を作成するとともに、個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携において活用することにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

※「幼保」とは、幼稚園、保育園及び認定こども園

成 果 指 標		現 状 (H30)	目 標 (R6)
個別の教育支援計画作成率	公立幼稚園等	97.2%	100%
	公立小学校	87.0%	100%
	公立中学校	85.7%	100%
	公立高等学校	77.4%	90.0%

#### 指標の設定趣旨

個別の教育支援計画の作成率が上昇することが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた教育的支援につながると考えられることから、指標として設定しました。

※広島市立を除く

※「公立幼稚園等」とは公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園

成 果 指 標		現 状 (H30)	目 標 (R6)
個別の指導計画作成率	公立幼稚園等	99.5%	100%
	公立小学校	95.8%	100%
	公立中学校	94.0%	100%
	公立高等学校	88.2%	96.0%

#### 指標の設定趣旨

個別の指導計画の作成率が上昇することが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導につながると考えられることから、指標として設定しました。

※広島市立を除く

※「公立幼稚園等」とは公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園

## 柱4 障害のある子供への支援

### (3) 教員の専門性の向上

#### 現 状

○小・中学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進していますが、免許状保有率が伸び悩んでいます。

＜特別支援学校教員の在籍校種の免許状保有率＞ H25：76.0% ⇒ H30：81.0%

＜特別支援学級担任の免許状保有率＞ H25：30.1% ⇒ H30：32.3%

＜通級による指導の担当教員の免許状保有率＞ H25：69.0% ⇒ H30：67.9%

※ 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校等の免許状に加えて、特別支援学校教諭免許状を所持しなければならないが、教育職員免許法附則第15項において、当分の間特別支援学校教諭免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができるとされている。また、小・中学校等の特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、取得を進めることが期待されている。

#### 課 題

- 小・中学校等の特別支援学級や通級による指導については、「学びの場」に応じた研修の機会が少ない状況があります。
- 小・中学校等の特別支援学級については、学級数の急増や担任交代が早いことなどにより、地域の中核となる経験豊富な担任が育ちにくく、専門性の蓄積が難しい状況があります。

#### 取組の方向

- ▶ 免許状の取得を促進する免許法認定講習や、教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する研修を充実させ、通常の学級を含め、全ての学びの場における指導の充実を図ります。

成 果 指 標		現 状 (H30)	目 標 (R6)
特別支援学校教諭免許状保有率	小・中学校 通級による指 導の担当教員	67.9%	84.0%
	小・中学校 特別支援学級 担任	32.3%	60.0%
	特別支援学校 教員	81.0%	100%

#### 指標の設定趣旨

教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導の充実につながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定しました。

※広島市立を除く（本務者のみ）

## 柱4 障害のある子供への支援

### (4) 特別支援学校における教育の充実

#### 現 状

- ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による就職指導や、生徒の実態、適性及び希望に合った新規企業・業種の開拓、本県独自の特別支援学校技能検定などによって生徒の就職意欲を高めることにより、特別支援学校高等部卒業者の就職率は、目標（40%：H32）を達成しています。

<特別支援学校高等部（本科）卒業者の就職率>

H28.3卒：31.2% ⇒ H31.3卒：40.8%

※特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、企業等に就職した割合（広島市立を含む）

<特別支援学校高等部（本科）卒業者の離職率>

H26.3卒：23.1% ⇒ H27.3卒：20.1%

※就職した者のうち、卒業後3年の間に離職した割合（広島市立を含む）

- 新学習指導要領の障害の特性等に応じた指導上の配慮では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTを効果的に活用するよう示されています。

#### 課 題

- 高等部卒業者の就職率は目標を達成していますが、就職希望者は増加しており、新規企業・業種の開拓、企業ニーズに応えるため、職業教育の充実を継続する必要があります。
- 全国に比べ、ICT活用に係る環境整備が不十分であり、また、ICTを活用して指導できる教員の割合が低い状況があります。

#### 取組の方向

- ▶ 生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の習得を通じて、特別支援学校高等部卒業者の就職支援を図ります。
- ▶ 特別支援学校においては、生徒にICTを一人1台使える環境を整えるとともに、授業におけるICT活用の促進と教員の指導力を高めます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合	100%	100%
<b>指標の設定趣旨</b>		
特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定しました。		

※特別支援学校高等部卒業者の就職率には、就労継続支援A型事業所は含まない。

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
就職希望者のうち、卒業までに技能検定1級を取得した者の割合	82.6%	92.0%



# 資料編

《次期プランに位置付ける計画等》

○ 広島県子どもの貧困対策計画	105
○ 広島県母子保健計画	111
○ 教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）	114
○ 広島県社会的養育推進計画	120
○ 広島県ひとり親家庭等自立促進計画	124

# 広島県子どもの貧困対策計画

## 1 趣旨

平成 25 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）が成立し、それを受け国は平成 26 年に子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。

広島県では、法律に基づき、大綱を踏まえ、平成 27 年に「ひろしまファミリー夢プラン」に位置付ける形で「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、庁内に局横断組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」を設置し一体的な取組を進めたほか、国や市町との密接な連携の下に、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、今年度成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨などを踏まえ、新たな「広島県子どもの貧困対策計画」を策定します。

## 2 計画期間・根拠法令

- (1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）
- (2) 根拠法令 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条

## 3 本県の子供の生活状態

平成 29 年度には、県内の子供の生活実態や学習環境を把握するため、「広島県子供の生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を行いました。

調査では、子供の生活状態を世帯の所得額だけでなく家庭環境全体で把握すべきであると考え、低所得に加え、家計の逼迫（経済的な理由による公共料金や家賃の滞納経験など）と、子供の体験や所有物の欠如（経済的な理由によるもの）の 3 つの要素も合わせて調べたところ、2 つ以上の要素に該当する「生活困窮層」と、いずれか一つの要素に該当する「周辺層」を合わせた「生活困難層」にある家庭が、小学校 5 年生で 25.7%、中学校 2 年生で 27.8%であることが分かりました。

## 4 主な取組の方向

### I 教育の支援

- (1) 乳幼児期の教育・保育 ※【 】は、本編の参照箇所
  - ・ 全ての子供に質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤形成を図るため、乳幼児教育支援センターを拠点として家庭教育支援や園・所等における教育・保育内容の充実に総合的に取り組みます。【領域 I 柱 1 (1) (2)】
- (2) 地域に開かれた学校プラットフォーム
  - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上を図るとともに、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携などを含めた多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途

切れないための居場所づくりを進めるなど、教育相談体制や不登校児童生徒等に対する支援の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（4）】

- ・ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめ、児童生徒の状況に応じた学習支援の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ できるだけ貧困の連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みの構築に取り組みます。【領域Ⅱ柱1（1）】

### （3）高等学校等における修学継続のための支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上、生徒指導體制・教育相談体制の充実、個々の生徒の就職希望に沿った指導の強化、キャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成などに取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）（3）（4）】

### （4）教育費負担の軽減

- ・ 厳しい経済状況にある生徒の修学を支援するため、高等学校等奨学金制度の充実及び教育費負担を軽減する制度の広報、利用促進に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（4）】

### （5）地域における学習支援等

- ・ 放課後等の子供の居場所の質を維持・向上させるため、体験活動等を支援する人材の確保や育成に努めます。【領域Ⅱ柱2（2）】

## Ⅱ 生活の安定に資するための支援

### （1）親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ できるだけ連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築、市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用の促進、福祉と教育の情報共有など就学後も含め子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みの構築などに取り組みます。【領域Ⅱ柱1（1）】
- ・ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児の健康診査の確実な受診の働きかけ、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制構築の促進、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりの促進などに取り組みます。【領域Ⅱ柱1（2）】

### （2）保護者の生活支援

- ・ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域Ⅲ柱3（2）】
- ・ 幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保の推進、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の資質向上のための研修の充実に取り組みます。【領域Ⅱ柱2（1）】

### (3) 子供の生活支援

- ・ 市町や地域における里親を支える体制づくり，短期間子供を預かる短期里親の増加，こども家庭センターにおける里親支援機能の強化，新生児里親委託の取組の推進などに取り組みます。【領域Ⅲ柱2（1）】
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち，里親委託等が困難な子供については，できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに，児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性の地域の子育て支援への活用に取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】
- ・ 望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりに取り組みます。【領域Ⅰ柱2（6）】

### (4) 住宅に関する支援

- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について活用促進に取り組みます。【領域Ⅱ柱4（2）】

### (5) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設，自立援助ホーム等を活用し，社会的養護の出身者への生活，就学，就労への助言，支援に取り組みます。【領域Ⅲ柱2（3）】

### (6) 支援体制の強化

- ・ 市町や地域における里親を支える体制づくり，短期間子供を預かる短期里親の増加，こども家庭センターにおける里親支援機能の強化，新生児里親委託の取組の推進などに取り組みます。【領域Ⅲ柱2（1）】※再掲
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち，里親委託等が困難な子供については，できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに，児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性の地域の子育て支援への活用に取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】※再掲
- ・ 市町の在宅支援体制を強化するための全ての市町への子ども家庭総合支援拠点の設置の推進，人材育成等の質の向上のための支援，市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用の促進に取り組みます。【領域Ⅲ柱1（3）】
- ・ 市町のひとり親支援担当部署において，ひとり親家庭の状況や課題，ライフステージやライフスタイルに応じて，様々な支援策を組み合わせるなど，親子それぞれに最適な支援メニューが提供され，母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域Ⅲ柱3（2）】 ※再掲

## Ⅲ 保護者の就労支援

### (1) 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 仕事と子育ての両立など，誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組みます。【領域Ⅱ柱3（3）項目1】

### (2) ひとり親に対する就労支援

- ・ 市町のひとり親支援担当部署において，ひとり親家庭の状況や課題，ライフステージやライフスタイルに応じて，様々な支援策を組み合わせるなど，親子それぞれに最適な

支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域Ⅲ柱3 (2)】 ※再掲

#### IV 子供のいる世帯の経済的支援

- ・ 高等学校等奨学金制度の充実及び教育費負担を軽減する制度の広報・利用促進に取り組みます。【領域Ⅰ柱2 (4)】 ※再掲
- ・ 子育て家庭や子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるような取組を促進します。【領域Ⅲ柱3 (1)】

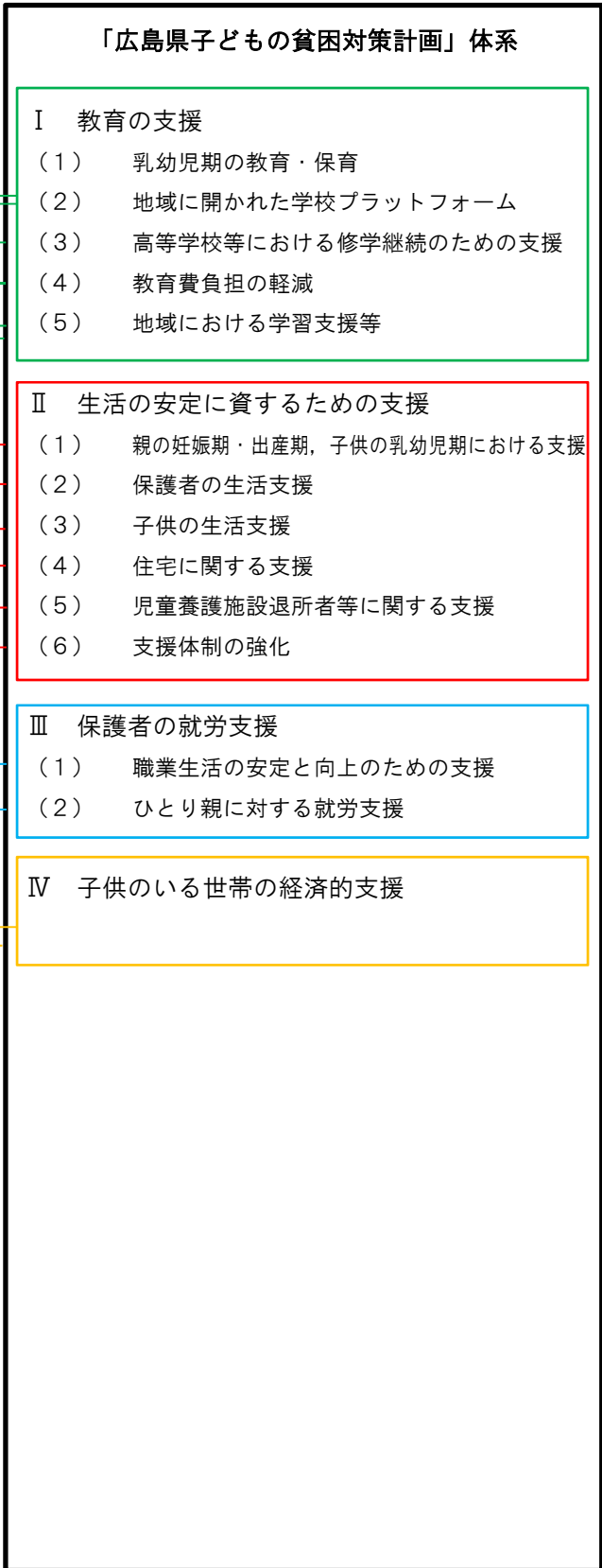
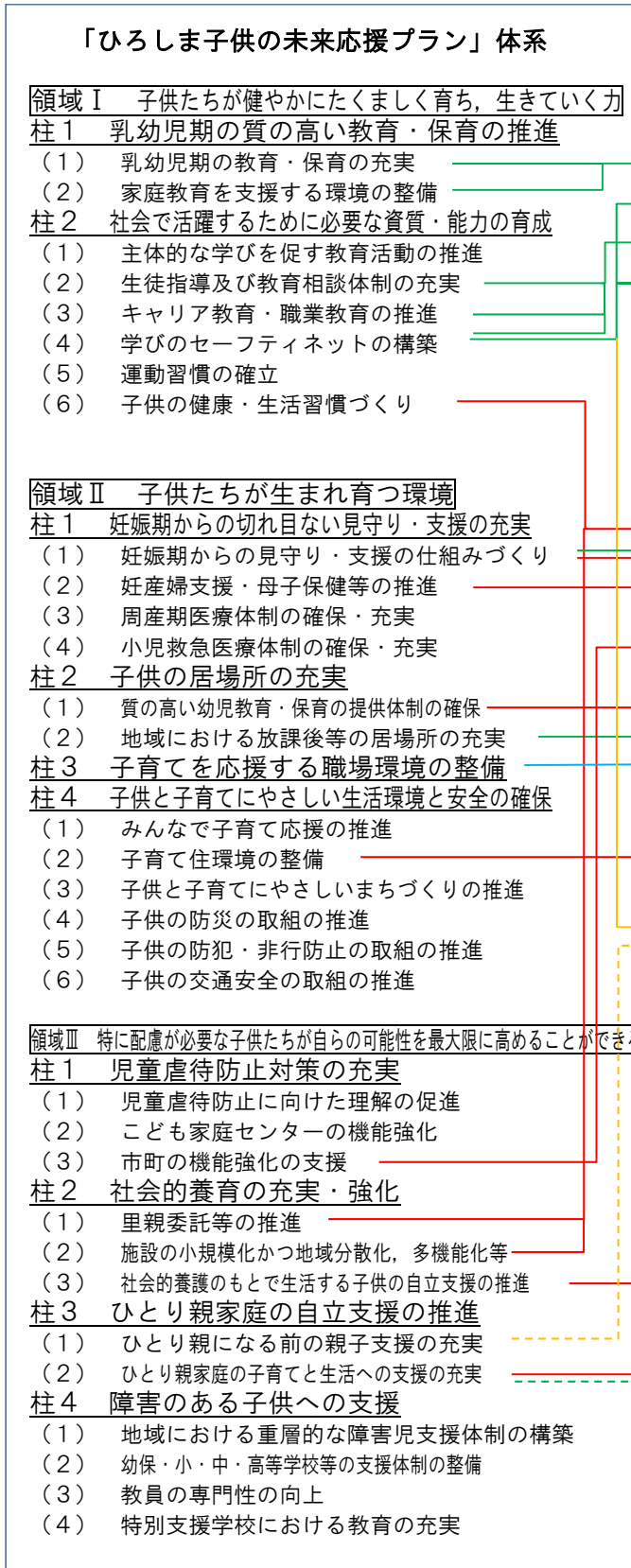
#### 【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状	目標(R6)
I 教育の支援	成果	「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	74.1% (H30)	80.0%
	成果	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.9% 中学校：18.8% (R1)	小学校：11.5% 中学校：16.5%
	成果	いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	83.0% (H30)	83.6%
	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)	51.2% (H30)	53.0%
	成果	中途退学率(公立高等学校)	1.1% (H30)	0.8%
	参考	スクールカウンセラーによる相談対応の結果、状況が好転した割合	39.7% (H30)	52.0%
	参考	スクールソーシャルワーカーによる支援の結果、状況が好転した割合	55.7% (H30)	61.0%
	成果	新規高等学校卒業生就職率	99.1% (H31.3卒)	全国平均以上
	成果	新規高等学校卒業生の3年以内の離職率	36.0% (H27.3卒)	全国平均以下
	成果	放課後児童クラブの低学年待機児童数 (5/1時点)	6人 (R1.5.1)	0人
	参考	放課後児童支援員の有資格率	56.9% (R1.5.1)	80.0%

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの  
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状	目標(R6)
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	80.0% (R1)	85.0%
	参考	妊娠、出産について満足している者の割合（産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合）	77.5% (H29)	85.0%
	参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
	参考	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町 (R1)	18市町
	参考	子供たちに関する様々なリスクをもれなく把握し予防的支援を行っている市町数	1市町 (R1)	4市町
	成果	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	52.2% (R1)	58.8%
	参考	児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率（高等学校卒業後）	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定
	成果	保育所の待機児童数（4/1時点）	128人 (H31.4.1)	0人
	参考	就業保育士数	12,870人 (H29.10)	14,461人
	参考	保育施設の利用定員数	71,251人 (H31.4)	75,567人
	成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1% (H30)	30.7%
	参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214世帯4か所 (H30)	310世帯7か所
	参考	里親マッチング率（里親委託児童数/里親数）※ファミリーホームに係るものは除く	45.8% (H30)	66.7%
	成果	県内児童（小学6年生）の朝食欠食率	4.4% (R1)	3.7%
	参考	3歳児でう蝕がない人の割合	86.7% (H29)	90.0%以上(R5)
	成果	施設入所児童のうち、家庭的環境（小規模かつ地域分散化した施設）で生活する子供の割合	4.9% (H30)	16.3%
	成果	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	67.8% (R1)	73.8%
	参考	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数	452戸 (H30)	725戸
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）	34.3% (5年平均 H25～H29)	46.2%
	参考	義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム（シェルターを除く）の設置か所数	3か所 (H30)	6か所
成果	支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の拠点となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町 (H30)	23市町	
Ⅲ 労働者の就	成果	働き方改革に取り組む企業の割合	58.6% (H30)	80.0%以上 (R2)
	成果	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	52.2% (R1)	58.8%
	参考	児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率（高等学校卒業後）	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定
Ⅳ 経済的支援	成果	養育費の取り決め状況（取り決めをしている割合）	42.1% (R1)	52.7%
	成果	面会交流の取り決め状況（取り決めをしている割合）	29.6% (R1)	40.2%
	参考	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63件 (H30)	100件



実線：位置づけている領域・柱  
破線：関連が深い領域・柱

## 広島県母子保健計画

### 1 趣旨

少子化や核家族化等に伴い、子育て環境が変化する中で、安心して子供を産み、子供がより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。また、県内のどの地域においても疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違いなどの多様性に対応する母子保健サービスの展開が求められています。

こうした中、国においては平成27年に母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「すこやか親子21（第2次）」が策定され、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を10年後に目指す姿とし、その実現に向けた課題を設定して取り組んでいます。

広島県の「母子保健計画」は、平成27（2015）年に「ひろしまファミリー夢プラン」に位置付けて策定し、取り組んできました。今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組や課題について、国の「健やか親子21（第2次）」の指標等を踏まえて取りまとめ、「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）に盛り込んで策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和2年度～令和6年度（5年間）

(2) 根 拠 「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・家庭局長通知）

### 3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

#### (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策【領域Ⅱ 柱1（1）、（2）】

- ・ 母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築します。
- ・ 傾聴と対話を重視し、子育て家庭に寄り添いながら、適切な指導・助言を行うことができる高いスキルを持った人材を育成します。
- ・ 医療機関とネウボラの連携の仕組みや産後ケア等サービスの提供体制など、ネウボラの実施に向けた課題の対応を市町とともに検討し解決します。
- ・ 適切な健康管理、効果的な保健指導等を行うための情報について、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりを促進します。

#### (2) 子供の健やかな成長を見守り育む地域づくり【領域Ⅱ 柱1（1）】

福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。

#### (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【領域Ⅱ 柱1（2）】

若い世代に対して、妊娠・出産の仕組みや妊産婦の喫煙・飲酒等の健康管理、母親・父親の役割や愛着形成の重要性など、自分のライフプランを含めて考えることのできる環境づくりや知識の普及、情報提供に取り組めます。

#### (4) 子育てに不安を感じる親に寄り添う支援【領域Ⅱ 柱1（2）】

低出生体重児や多胎児、食物アレルギー等の疾患を有する配慮が必要な乳幼児と保護者に対する支援とともに、新生児における聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。



#### (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策【領域Ⅱ 柱1 (1), (2)】

- ・ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ・ 市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用を促進します。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	80.0% (R1)	85.0%
参考	妊娠、出産について満足している者の割合（産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合）	77.5% (H29)	85.0%
参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
参考	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町 (R1)	18市町
参考	子供たちに関する様々なリスクをもれなく把握し予防的支援を行っている市町数	1市町 (R1)	4市町

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

#### 4 その他

母子保健計画の不妊治療、不育症に関する支援は、「広島県保健医療計画」に記載しています。

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

### 領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

#### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

#### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

### 領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

#### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

#### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の居場所の充実

#### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

#### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

### 領域Ⅲ 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

#### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

#### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

#### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県母子保健計画」 体系

- 1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 子供の健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 4 子育てに不安を感じる親に寄り添う支援
- 5 妊娠期からの児童虐待防止対策

(※線：位置付けている柱・要素)

## 教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）

### 1 趣旨

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

そのため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等（以下、「教育・保育の需給計画」という。）を定めています。

本県では、市町が作成した教育・保育の需給計画を設定区域ごとに集計し、教育・保育の需給計画を策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 根拠法令 子ども・子育て支援法第62条第2項

### 3 取組の方向 ※領域Ⅱ 柱2（1）参照

幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保を推進します。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	保育所の待機児童数（4/1時点）	128人 (H31.4.1)	0人
参考	就業保育士数	12,870人 (H29.10)	14,461人
参考	保育施設の利用定員数	71,251人 (H31.4)	75,567人
参考	認定こども園の設置数	162施設 (H31.4)	199施設

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

### 4 区域の設定

県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。

国の基本指針※における「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調」に係る県で定める数について、（調整中）人と定め、認定こども園への移行を検討中である施設が移行を希望する場合等に柔軟に対応できるよう配慮します。

※内閣府告示第86号「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

内容について、市町と調整中であり、暫定の数値を掲載しています。

### 【教育・保育の量の見込みと確保方策】

年度		令和2年度			令和3年度			
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
広島県	量の見込み		27,790	39,421	27,857	26,908	39,046	28,189
	確保 方策	特定教育・保育施設等	32,440	44,181	27,826	30,863	44,928	28,344
		特定地域型保育事業等	2	142	1,898	2	142	2,012

### <各市町の見込みと確保方策>

年度		令和2年度			令和3年度			
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
1 広島市	量の見込み		13,390	16,576	11,671	12,868	16,512	11,955
	確保 方策	特定教育・保育施設等	13,390	17,252	11,157	12,868	17,805	11,500
		特定地域型保育事業等	0	0	981	0	0	1,038
2 呉市	量の見込み		2,042	2,267	1,478	1,937	2,278	1,445
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,040	2,267	1,448	1,935	2,278	1,420
		特定地域型保育事業等	2	0	26	2	0	25
3 竹原市	量の見込み		119	251	172	119	255	157
	確保 方策	特定教育・保育施設等	170	335	200	170	335	199
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
4 三原市	量の見込み		1,025	931	999	967	879	934
	確保 方策	特定教育・保育施設等	1,617	1,100	919	1,617	1,100	919
		特定地域型保育事業等	0	0	81	0	0	121
5 尾道市	量の見込み		1,282	1,504	1,091	1,178	1,471	1,139
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,099	1,900	1,152	2,071	1,924	1,156
		特定地域型保育事業等	0	0	109	0	0	109
6 福山市	量の見込み		4,202	7,381	5,165	4,111	7,231	5,201
	確保 方策	特定教育・保育施設等	5,509	8,110	5,257	5,599	8,175	5,321
		特定地域型保育事業等	0	0	405	0	0	405
7 府中市	量の見込み		62	678	377	59	649	363
	確保 方策	特定教育・保育施設等	100	883	387	110	873	387
		特定地域型保育事業等	0	0	9	0	0	9
8 三次市	量の見込み		240	896	743	227	847	741
	確保 方策	特定教育・保育施設等	238	1,541	657	238	1,541	657
		特定地域型保育事業等	0	71	128	0	71	128
9 庄原市	量の見込み		71	568	378	71	579	355
	確保 方策	特定教育・保育施設等	210	856	395	210	856	395
		特定地域型保育事業等	0	46	43	0	46	43
10 大竹市	量の見込み		228	343	259	232	348	240
	確保 方策	特定教育・保育施設等	235	390	229	235	380	239
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	18
11 東広島市	量の見込み		2,069	3,157	1,743	2,099	3,199	1,862
	確保 方策	特定教育・保育施設等	2,420	3,666	2,139	2,420	3,756	2,199
		特定地域型保育事業等	0	0	19	0	0	19
12 廿日市市	量の見込み		1,179	1,867	1,507	1,170	1,857	1,570
	確保 方策	特定教育・保育施設等	1,865	2,638	1,499	900	2,660	1,562
		特定地域型保育事業等	0	0	30	0	0	30
13 安芸高 田市	量の見込み		68	461	253	64	434	249
	確保 方策	特定教育・保育施設等	92	515	313	144	515	313
		特定地域型保育事業等	0	25	5	0	25	5
14 江田島市	量の見込み		49	278	151	50	284	141
	確保 方策	特定教育・保育施設等	90	285	165	90	285	165
		特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

令和4年度			令和5年度			令和6年度			広島県
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
25,962	38,486	28,229	25,419	38,296	27,890	24,979	38,129	27,534	
30,325	44,964	28,516	30,033	44,949	28,503	29,854	44,894	28,499	
2	142	2,074	2	142	2,112	2	142	2,131	

<各市町の見込みと確保方策>

令和4年度			令和5年度			令和6年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
12,458	16,669	11,753	12,262	16,727	11,578	12,199	16,853	11,380	
12,458	17,937	11,581	12,262	17,980	11,596	12,199	18,005	11,612	
0	0	1,100	0	0	1,138	0	0	1,157	
1,832	2,161	1,446	1,780	2,091	1,423	1,708	2,002	1,402	
1,830	2,161	1,421	1,778	2,091	1,398	1,706	2,002	1,377	
2	0	25	2	0	25	2	0	25	
112	242	155	115	249	149	106	229	142	
170	335	198	170	335	197	170	335	196	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
929	844	879	894	812	829	835	759	781	
1,617	1,100	919	1,617	1,100	919	1,617	1,100	919	
0	0	121	0	0	121	0	0	121	
1,076	1,430	1,158	982	1,394	1,165	941	1,424	1,171	
2,050	1,932	1,169	2,036	1,956	1,159	2,011	1,976	1,163	
0	0	109	0	0	109	0	0	109	
3,941	6,944	5,313	3,946	6,964	5,278	3,912	6,918	5,231	
5,599	8,175	5,321	5,599	8,175	5,321	5,599	8,175	5,321	
0	0	405	0	0	405	0	0	405	
55	613	396	54	590	357	52	583	345	
110	873	387	110	873	387	110	873	387	
0	0	9	0	0	9	0	0	9	
226	842	702	220	820	695	218	812	690	
238	1,541	657	238	1,541	657	238	1,541	657	
0	71	128	0	71	128	0	71	128	
70	556	339	69	541	329	68	513	320	
210	856	395	210	856	395	210	856	395	
0	46	43	0	46	43	0	46	43	
211	317	245	210	316	237	197	297	227	
250	375	252	250	375	252	250	368	247	
0	0	18	0	0	18	0	0	18	
2,033	3,169	1,999	1,911	3,148	2,035	1,811	3,163	2,056	
2,420	3,756	2,199	2,420	3,756	2,199	2,420	3,756	2,199	
0	0	19	0	0	19	0	0	19	
1,170	1,847	1,590	1,165	1,842	1,600	1,165	1,842	1,610	
900	2,675	1,582	900	2,675	1,592	900	2,675	1,602	
0	0	30	0	0	30	0	0	30	
63	425	244	59	409	238	59	401	233	
141	515	313	139	515	313	137	515	313	
0	25	5	0	25	5	0	25	5	
48	272	138	47	266	133	45	253	129	
90	290	170	90	290	170	90	290	170	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

年度		令和2年度			令和3年度				
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定		
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定		
15	府中町	量の見込み	926	648	701	922	644	698	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	926	648	639	922	644	636
			特定地域型保育事業等	0	0	62	0	0	62
16	海田町	量の見込み	336	314	339	341	319	333	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	715	384	351	715	400	357
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
17	熊野町	量の見込み	263	235	202	267	238	190	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	276	242	247	276	242	247
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
18	坂町	量の見込み	50	273	159	45	263	155	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	299	161	55	289	161
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
19	安芸太 田町	量の見込み	10	83	62	9	72	64	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	119	106	50	14	106	50
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
20	北広島町	量の見込み	51	286	153	51	285	149	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	65	330	179	65	330	179
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
21	大崎上 島町	量の見込み	48	40	35	47	39	34	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	40	35	55	40	35
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
22	世羅町	量の見込み	50	275	162	44	260	157	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	121	275	174	121	275	174
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
23	神石高 原町	量の見込み	30	109	57	30	103	57	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	33	119	73	33	119	73
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0

(施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分)

1号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの

2号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※当該表においては、2号認定のうち教育を希望するものについては、1号認定に含めている。

令和4年度			令和5年度			令和6年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
918	642	738	900	630	734	893	626	727	府中町
918	642	676	900	630	672	893	626	665	
0	0	62	0	0	62	0	0	62	
338	316	332	336	314	330	328	307	329	海田町
715	400	357	715	400	357	715	400	357	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
261	233	186	253	225	179	238	213	175	熊野町
266	242	247	256	242	247	246	242	247	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	233	152	43	226	145	38	225	137	坂町
55	285	161	55	289	161	55	289	161	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	63	62	8	63	60	8	65	60	安芸太田町
14	106	50	14	106	50	14	106	50	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
50	278	149	51	285	146	49	274	143	北広島町
65	330	179	65	330	179	65	330	179	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	39	33	48	41	33	47	39	31	大崎上島町
55	40	35	55	40	35	55	40	35	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	253	165	36	245	163	32	233	162	世羅町
121	275	174	121	275	174	121	275	174	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	98	55	30	98	54	30	98	53	神石高原町
33	119	73	33	119	73	33	119	73	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

### 領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

#### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

#### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

### 領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

#### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

#### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の居場所の充実

#### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

#### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

### 領域Ⅲ 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

#### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

#### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

#### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

幼児教育・保育の量の見込みと確保方策  
(教育・保育の需給計画)

※線は位置付けている柱・要素



## 広島県社会的養育推進計画

### 1 趣旨

児童虐待を受けた子供や様々な理由により家族と共に生活することが困難な子供など社会的養育を必要とする子供たちについて、平成28年改正児童福祉法の理念に基づき、子供の権利擁護や家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、平成27年3月に策定した広島県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに本県における社会的養育推進に係る施策の方向性を明確にし、計画期間中の具体的な数値目標や達成期限を示した広島県社会的養育推進計画を策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

- (1) 計画期間 前期：令和2年度～令和6年度（5年間）  
後期：令和7年度～令和11年度（5年間）
- (2) 根拠法令 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

### 3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

- (1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）【領域Ⅲ 柱2（3）】
  - ・ 子供の権利擁護のため、子供の保護及び支援に当たって、意見表明権を保障する仕組みを整えます。
- (2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【領域Ⅲ 柱1（3）】
  - ・ 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、全ての市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
  - ・ 市町における「子ども家庭総合支援拠点」と「ひろしま版ネウボラ」（子育て世代包括支援センター）との一体的運用を促進します。
- (3) 里親等への委託の推進に向けた取組・パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組【領域Ⅲ 柱2（1）】
  - ・ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取組めます。
  - ・ 子供を委託した里親に対する研修や支援を充実し、子供との愛着関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において、里親を支える環境づくりを進めます。
  - ・ ショートステイや一時保護委託など、短期間、子供を預かる短期里親を増やし、地域の要支援家庭への支援を行います。
  - ・ こども家庭センターにおけるフォスタリング業務（啓発、リクルート、研修、マッチング、里親支援）を強化するとともに、民間委託を進めます。
  - ・ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。

(4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【領域Ⅲ 柱2 (2)】

- ・ 社会的養護が必要な子供のうち里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けて取り組めます。
- ・ 児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう取り組めます。

(5) 一時保護改革に向けた取組【領域Ⅲ 柱1 (2)】

- ・ 東部こども家庭センターの一時保護所について、できるだけ良好な家庭的環境で、子供たちが安心・安全に過ごすことができるよう環境改善を図ります。
- ・ 児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【領域Ⅲ 柱2 (3)】

- ・ 自立援助ホームについて、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します
- ・ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設、自立援助ホーム等を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学、就労への助言、支援(アフターケア)に取り組めます。

(7) こども家庭センターの強化等に向けた取組【領域Ⅲ 柱1 (2)】

- ・ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保、育成を図ります。
- ・ 業務の効率化や組織体制の見直し等により、こども家庭センターの更なる専門性の強化を図ります。

【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	児童虐待により死亡した子供の人数	0人 (H30)	0人
参考	開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数	0か所(0人) (H30)	2か所(12人)
成果	支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の拠点となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町 (H30)	23市町
参考	児童家庭支援センターの設置か所数	3か所 (H30)	5か所
成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1% (H30)	30.7%
参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214世帯4か所 (H30)	310世帯7か所
参考	里親マッチング率(里親委託児童数/里親数) ※ファミリーホームに係るものは除く	45.8% (H30)	66.7%
成果	施設入所児童のうち、家庭的環境(小規模かつ地域分散化した施設)で生活する子供の割合	4.9% (H30)	16.3%
成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	34.3% (5年平均 H25~H29)	46.2%
参考	義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム(シェルターを除く)の設置か所数	3か所 (H30)	6か所

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの  
「参考」:本編において「参考指標」としているもの

#### 4 代替養育を必要とする子供数の見込み

##### (1) 代替養育を必要とする子供数（年齢区分別）

	推計人口 (0-19歳)	代替養育が必 要となる割合	代替養育を必要とする子供数			
			3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	
現状（平成30年度）	501,299	0.169%	848	61	141	646
前期末（令和6年度）	474,427	0.190%	902	63	148	691
後期末（令和11年度）	451,221	0.190%	857	60	139	658

##### (2) 代替養育を必要とする子供数（施設等別）

	児童養護施設・乳児院		里親・ファミ リーホーム	その他の 施設等	計
		グループホーム			
現状（平成30年度）	629	31 (4.9%)	121	98	848
前期末（令和6年度）	553	90 (16.3%)	245	104	902
後期末（令和11年度）	434	145 (33.4%)	324	99	857

##### (3) 里親等委託が必要な子供の割合

	里親等委託が必要な子供の割合			
		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
現状（平成30年度）	16.1%	11.5%	15.0%	16.9%
前期末（令和6年度）	30.7%	29.0%	30.8%	30.8%
後期末（令和11年度）	42.8%	43.5%	44.0%	42.4%

※その他の施設等を除く

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

### 領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

#### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

#### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

### 領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

#### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

#### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の居場所の充実

#### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

#### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

### 領域Ⅲ 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

#### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

#### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

#### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

### 「社会的養育推進計画」 体系

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- 2 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 3 里親等への委託の推進に向けた取組・パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 5 一時保護改革に向けた取組
- 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 7 こども家庭センターの強化等に向けた取組

・実線：位置づけている領域・柱  
・破線：関連が深い領域・柱

# 広島県ひとり親家庭等自立促進計画

## 1 趣旨

ひとり親家庭の多くは、一人で仕事と子育ての両方を担うため、ひとり親家庭になったことで働き方を変えざるを得ない状況になったり、子供だけで過ごす時間が長時間に及ぶなど、親子ともに困難な状況にあります。

このような中、平成 25 年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成 26 年には、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が改正され、支援体制の充実、強化が図られています。

広島県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひろしまファミリー夢プラン」に位置づける形で「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の子供が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定します。

## 2 計画期間・根拠法令

- (1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）
- (2) 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条

## 3 取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

### (1) ひとり親になる前の親子支援の充実【領域Ⅲ 柱 3 (1)】

子育て家庭や、子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるような取組を促進します。

### (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実【領域Ⅲ 柱 3 (2)】

- ・ ひとり親家庭のニーズに応じて、母子家庭等就業・自立支援センターの開設時間を延長するなど支援体制を強化するとともに、より専門性の高い困難な事案への対応力を強化し、市町の取組を支援します。
- ・ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策※を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。

※ 経済的支援、就労支援、子供の学習等の生活支援について、引き続き取り組みます。

### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	養育費の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1% (R1)	52.7%
成果	面会交流の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	29.6% (R1)	40.2%
参考	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63 件 (H30)	100 件
成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
参考	児童扶養手当の 18 歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率 (高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの、「参考」:本編において「参考指標」としているもの

## 広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査結果（R1（2019）年県実施）

## ■養育費の取り決めの有無

		回答数	取り決め している	取り決め していない	無回答
全体	件数	786	331	439	16
	%	100.0	42.1	55.9	2.0
母子家庭	件数	610	294	307	9
	%	100.0	48.2	50.3	1.5
父子家庭	件数	172	35	131	6
	%	100.0	20.3	76.2	3.5

※太字の数値は、プランで言及している数値

## ■養育費の受給の有無

		回答数	現在も 受けている	受けたこと があるが、 現在は受け ていない	受けたこと がない	無回答
全体	件数	786	227	81	427	51
	%	100.0	28.9	10.3	54.3	6.5
母子家庭	件数	610	215	76	292	27
	%	100.0	35.2	12.5	47.9	4.4
父子家庭	件数	172	11	5	133	23
	%	100.0	6.4	2.9	77.3	13.4

## ■取り決めの方法

		回答数	文書あり※	文書あり (その他の文書)	文書なし	無回答
全体	件数	331	213	48	69	1
	%	100.0	64.4	14.5	20.8	0.3
母子家庭	件数	294	197	38	58	1
	%	100.0	67.0	12.9	19.7	0.3
父子家庭	件数	35	14	10	11	-
	%	100.0	40.0	28.6	31.4	-

※判決、調停、審判などの裁判所における取り決め、強制執行承諾条項付きの公正証書

## ■面会交流の取り決めの有無

		回答数	取り決めを している	取り決めを していない	無回答
全体	件数	786	233	515	38
	%	100.0	29.6	65.5	4.8
母子家庭	件数	610	197	396	17
	%	100.0	32.3	64.9	2.8
父子家庭	件数	172	33	119	20
	%	100.0	19.2	69.2	11.6

## ■面会交流についての相談相手

		回答数	親族	知人・ 隣人	養育費 相談支 援セン ター	県・ 市区町 窓口※	母子・ 父子 福祉 団体	弁護士	家庭 裁判所	NPO 法人	その他	相談 して いない	無回答
全体	件数	786	155	65	1	17	3	91	81	5	13	474	34
	%	100.0	19.7	8.3	0.1	2.2	0.4	11.6	10.3	0.6	1.7	60.3	4.3
母子家庭	件数	610	134	59	1	16	3	84	70	4	11	354	17
	%	100.0	22.0	9.7	0.2	2.6	0.5	13.8	11.5	0.7	1.8	58.0	2.8
父子家庭	件数	172	21	6	-	1	-	6	11	1	1	118	17
	%	100.0	12.2	3.5	-	0.6	-	3.5	6.4	0.6	0.6	68.6	9.9

※母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む

■ひとり親になったことを契機とした転職の有無

		回答数	転職した	転職	無回答
全体	件数	710	363	320	27
	%	100.0	51.1	45.1	3.8
母子家庭	件数	508	294	195	19
	%	100.0	57.9	38.4	3.7
父子家庭	件数	198	67	123	8
	%	100.0	33.8	62.1	4.0

■転職理由

		回答数	収入が よくない	勤務先が自 宅から遠い	健康がすぐ れない	仕事内容に 不満がある	職場環境に なじめない	労働時間が 合わない	社会保障が ない又は不 十分
全体	件数	363	131	43	16	12	8	57	25
	%	100.	36.1	11.8	4.4	3.3	2.2	15.7	6.9
母子家庭	件数	294	118	40	13	9	5	36	22
	%	100.	40.1	13.6	4.4	3.1	1.7	12.2	7.5
父子家庭	件数	67	12	3	3	3	3	21	3
	%	100.	17.9	4.5	4.5	4.5	4.5	31.3	4.5

		休みが少な い	休みを取ら ないといけ ないときに 休めない	身分が安定 していない	経験や能力 が発揮でき ない	配偶者とも に自営業 を営んでい たが、離婚の ため	その他	無回答
全体	件数	18	49	10	5	15	73	9
	%	5.0	13.5	2.8	1.4	4.1	20.1	2.5
母子家庭	件数	10	30	8	4	12	65	8
	%	3.4	10.2	2.7	1.4	4.1	22.1	2.7
父子家庭	件数	8	19	2	1	3	8	-
	%	11.9	28.4	3.0	1.5	4.5	11.9	-

■ひとり親になる前の雇用形態

		回答数	正規の職 員・従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト 等	自営業	家族 従事者	その他	不就業	無回答
全体	件数	852	312	25	283	45	32	13	138	4
	%	100.0	36.6	2.9	33.2	5.3	3.8	1.5	16.2	0.5
母子家庭	件数	644	163	16	272	19	28	10	133	3
	%	100.0	25.3	2.5	42.2	3.0	4.3	1.6	20.7	0.5
父子家庭	件数	203	147	9	9	26	4	3	5	-
	%	100.0	72.4	4.4	4.4	12.8	2.0	1.5	2.5	-

■現在の雇用形態

		回答数	正規の職 員・従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト 等	自営業	家族 従事者	その他	不就業	無回答
全体	件数	852	407	44	230	47	2	29	68	25
	%	100.0	47.8	5.2	27.0	5.5	0.2	3.4	8.0	2.9
母子家庭	件数	644	273	38	219	18	1	24	54	17
	%	100.0	42.4	5.9	34.0	2.8	0.2	3.7	8.4	2.6
父子家庭	件数	203	131	6	11	29	1	5	12	8
	%	100.0	64.5	3.0	5.4	14.3	0.5	2.5	5.9	3.9

■中学生以下の子どもだけで過ごす時間の有無

回答数		ある	ない	無回答
件数	769	457	289	23
%	100.0	59.4	37.6	3.0

■中学生以下の子供だけで過ごす時間

		回答数	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間以上	無回答
全体	件数	457	115	143	96	48	47	8
	%	100.0	25.2	31.3	21.0	10.5	10.3	1.8
母子世帯	件数	341	90	99	72	39	33	8
	%	100.0	26.4	29.0	21.1	11.4	9.7	2.3
父子世帯	件数	111	25	43	21	9	13	-
	%	100.0	22.5	38.7	18.9	8.1	11.7	-

■子供だけになる時間に利用させたい支援

		回答数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	受験対策のための学習支援	自主学習用教材の提供	生活習慣(挨拶, 片づけ等)の指導	食事の提供	おはなし(読み聞かせ)会	体験活動の提供
全体	件数	457	86	145	71	52	61	59	30	92
	%	100.0	18.8	31.7	15.5	11.4	13.3	12.9	6.6	20.1
母子世帯	件数	341	68	116	55	43	42	50	26	77
	%	100.0	19.9	34.0	16.1	12.6	12.3	14.7	7.6	22.6
父子世帯	件数	111	18	29	14	9	19	9	3	15
	%	100.0	16.2	26.1	12.6	8.1	17.1	8.1	2.7	13.5

		フリースペースの提供	その他	特にない	無回答
全体	件数	49	8	111	97
	%	10.7	1.8	24.3	21.2
母子世帯	件数	40	7	88	57
	%	11.7	2.1	25.8	16.7
父子世帯	件数	9	1	21	40
	%	8.1	0.9	18.9	36.0

■希望する子どもの最終進学先

		回答数	中学校	高等学校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校各種学校	その他	無回答
全体	件数	852	7	196	31	16	443	99	46	14
	%	100.0	0.8	23.0	3.6	1.9	52.0	11.6	5.4	1.6
母子家庭	件数	644	4	138	23	13	342	77	36	11
	%	100.0	0.6	21.4	3.6	2.0	53.1	12.0	5.6	1.7
父子家庭	件数	203	3	57	8	3	98	21	10	3
	%	100.0	1.5	28.1	3.9	1.5	48.3	10.3	4.9	1.5

■相談相手

		回答数	親族	知人・隣人	養育費相談支援センター	県・市区町窓口※	母子・父子福祉団体	NPO法人	任意団体	その他	無回答
全体	件数	596	402	219	3	19	10	2	-	16	4
	%	100.0	67.4	36.7	0.5	3.2	1.7	0.3	-	2.7	0.7
母子家庭	件数	495	336	185	3	16	10	1	-	16	1
	%	100.0	67.9	37.4	0.6	3.2	2.0	0.2	-	3.2	0.2
父子家庭	件数	97	65	32	-	3	-	1	-	-	2
	%	100.0	67.0	33.0	-	3.1	-	1.0	-	-	2.1

※母子・父子自立支援員, 母子家庭等就業・自立支援センターを含む

■母子父子寡婦福祉資金

		回答数	利用したことがある又は利用している	利用したことはないが、今後利用したい	利用したことはなく、今後も利用するつもりはない	制度を知らなかった	無回答
全体	件数	852	27	203	250	313	59
	%	100.0	3.2	23.8	29.3	36.7	6.9
母子家庭	件数	644	22	161	184	234	43
	%	100.0	3.4	25.0	28.6	36.3	6.7
父子家庭	件数	203	5	41	65	77	15
	%	100.0	2.5	20.2	32.0	37.9	7.4



## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

### 領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

#### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

#### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

### 領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

#### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

#### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の居場所の充実

#### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

#### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

### 領域Ⅲ 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

#### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

#### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

#### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

### 「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」 体系

- 1 ひとり親になる前の親子支援の充実
- 2 ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

・実線：位置づけている領域・柱

・破線：関連が深い領域・柱